

らるるに至つたのであつた。

貝獨樂の遊戯的生命は頗る永續性に富んでゐるものとみえて、現今も盛んに遊事に興せられてゐるが、幕政時代とは異つて方今の貝獨樂は鑄鐵製のものが用ひられつつある。

五 勝負獨樂 勝負獨樂ははるか後年の創案になるものであつた。安永二年江戸鱗形屋の刊行になる『江戸二色』に所載されてゐる三種の獨樂は何れも木製獨樂で、鐵輪獨樂は一個も見受けられなかつた。元祿以降各種の獨樂が出現して獨樂が新たに遊戯と玩具の仲間にあつて大勢力を占むるに至つたのは注目すべき現象であつた。

この獨樂廻しの元祖は江戸ッ兒とくに馴染の深い松井玄水であつた。元祿期に於ける博多獨樂の盛大なる流行の後をうけて、松井玄水はそれまで演じて來た枕返し註の曲にみきりをつけ、獨樂に宗旨をかへるに至つたのであつた。

註。松井家由緒書によれば、祖父玄長は越中富山の國戸渡の産にして、永正九年の夏、老母の大患をうれふるのあまり越中國立山の奥院に一七日の間參籠、斷食祈願をなして老母の平癒を祈つた。滿願の當夜、神の利生によつて起死回生の妙藥反魂丹の製作を神より示顯され、母の重患を救ひうる事が出來た。後二代道三が武田信玄より寶權御免の御朱印狀を頂戴した頃は、富山袋町に移つたといはれる。

享保十八年
印本『江戸鹿子』に、

長閑や獨樂の手づまのたち疲れ

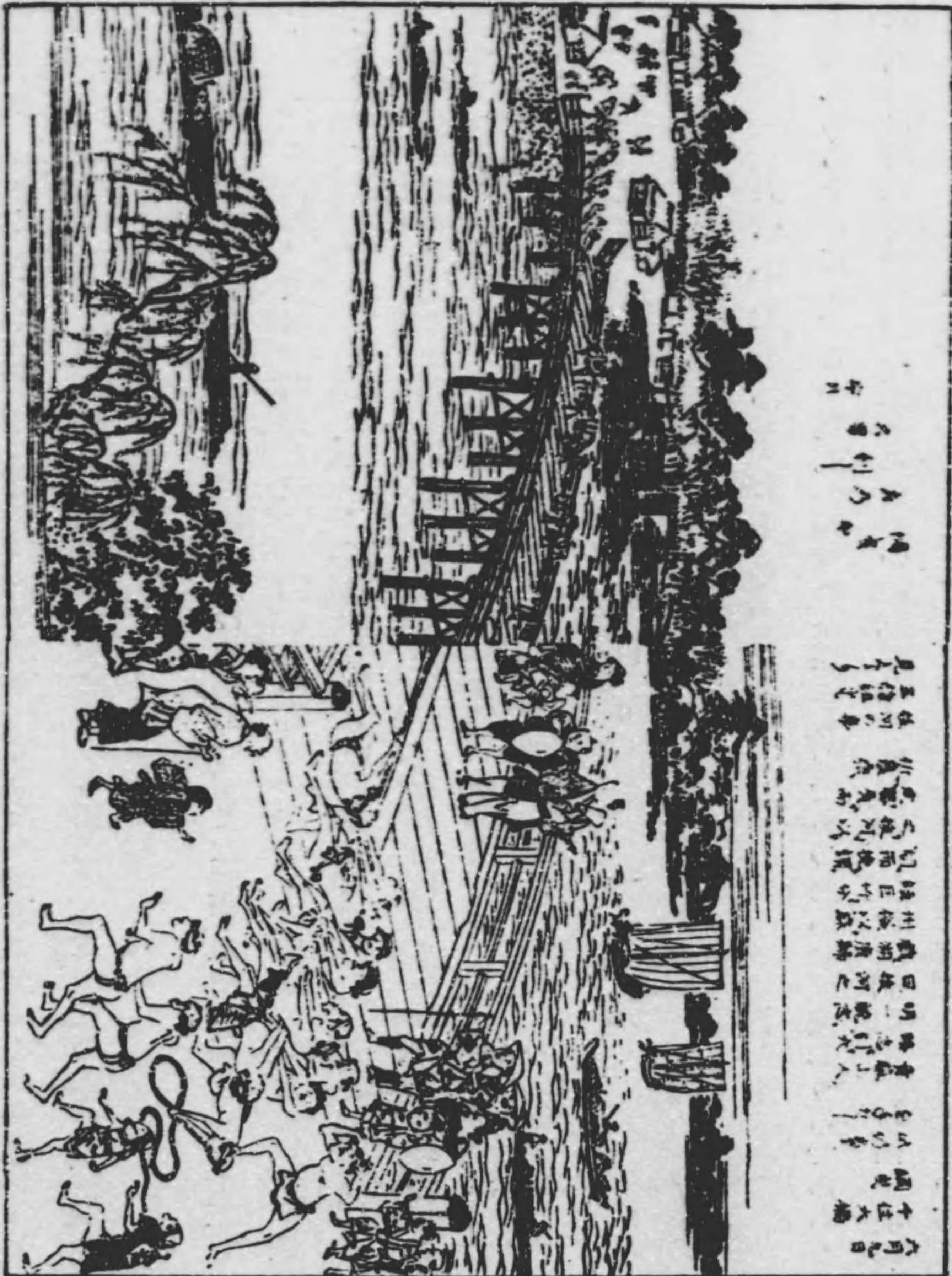
かく曲獨樂の一曲が如實に描寫されてゐるのを見ると、松井玄水はこの時代以前より獨樂藝をもつて改めて賣り出したのであらう。當時彼が秘傳として誇つた刀の刃渡りや扇車のごきとは、その技まことに神に近いものがあつた。『江戸繁盛記』金龍山淺草寺の條に、有二機偏一然耶、有二幻術一爲耶、陀螺則從レ意而運焉、松井源水者媒三此伎一以賣レ藥、反覆授承、一拈手中、即活即死、側裁二竹竿一、長可レ丈、竿頭冒レ繖、繖邊周以二紅帛一、中挂レ絲垂レ下、乃運二一大陀螺一、令二其自走上焉一、上窮入繖、於是遣二一小陀螺一促レ迎之、而大小竝相逐下、眞如二有レ口告一、有レ耳聽、有レ手援、有レ足走、然則人之有二耳目一而無如、陀螺之不レ如也、則儒之有レ知而無二其行一、陀螺之不レ如云、猶未矣悲夫。と難ぜしめたほどであるから、このこと世上の一般の評判となり彌が上にも人氣を高めるに至つた。いつかこの事將軍の聞くところとなり好奇のあまり、淺草寺參詣に藉口し、お忍びで松井源水の曲獨樂を御臺覽になつた。『守貞漫稿』に、「淺草寺境内に、松井玄水と云獨樂の妙手也、將軍淺草御成の日上覽ありし」とあれば證となしうであらう、以來源水は御成先御用の符を拜領仰附られたといふから、餘程將軍家の御意に召したのであらう。

かうした關係に結びつけられて、江戸ッ兒の獨樂に對する憧憬は一層深くなり、嘉永年間には遂に金輪獨樂といふ勝負獨樂が作らるるに至つた。『守貞漫稿』に、「江戸親父橋西詰めの床見世にて金藏と云ふ者、獨樂を製し賣る、名工にて名高く、古くよりあるなり、江戸兒童廻レ之相當て勝負を專とするは嘉永二、三年以來のことなり。」とあるが如く、金輪獨樂の出現を動悸として、つひに獨樂廻しに一新紀元を劃するに至つた。従來は曲獨樂のほか、獨樂は廻して觀るといふだけの興味であつたのが、鐵輪獨樂は相手の廻した獨樂を視つて自分の獨樂を叩き

つける如く廻しつけ、相手の獨樂を弾き飛ばすのが目的とされるに至つた。これを俗に兒童はかつぼるといつてゐた。かうして弾き飛ばしそくねると、廻し紐をもつて互に獨樂をぶつけ合ひ、回轉が弱ると兩手に紐の先きを持つて、回轉のよわつた獨樂の心棒へかけて巧みに操りつつ回轉の勢をつよめ、勢づくを待つて又ぶつけ合ひ、とど消されたものの負けとなるのであつて、あだかも嘉永以降江戸年中行事の如く毎年秋季になると盛大に行はれたのであつたが、明治三十五・六年頃にはつひに廢滅してしまつた。



回 轉 遊



江戸名所圖繪新編 千住の綱引

大なる綱引が行事される恒例となつてゐた。天保九年六月九日、例いによつて南北の町人衆が衆を盡して兩側に集まり太麻の大綱を橋上に渡し、死力を盡して拔河の争ひに熱するのあまりつひに大喧嘩となり、互ひに殺傷者を生じるに至つた爲め、兩村の年寄りあづかりとなつて、千住名物の綱引も惜しやその年限り中絶するに至つた。

後世衆團的遊戯として演遊會の折などに、紅・白段段羅の緞り合せた太い布紐をもつて綱引競技が営まれるに至つた。

第十三章 穴 一

穴一の語原は詳かでないが恐らく穴打ちの轉訛であらうといはれる。穴一を行ふには地上に穴を掘り穴の前に一線を劃し、三・四尺離れて一線を引き、ここより穴の中に錢若は穴一駒を投げ、投げ込んだものを勝ちとし、穴より出たるものを負けとする遊戯で、その發祥は詳かでないが、元隣の『寶倉』花見の條に、「幕のこかげには雙六のどうどうとふりならし、ちやうさいとこのみ、穴一のあなかしましき聲たててわれ一とのしり。」とあれば江戸においても可成り古くより遊事されてゐたのであらう、古るい兒女の手鞠唄に「皆さん子供衆は樂あそび穴一こまどり羽根を突く」と唄はれつつあつたのを見ると、恐らく正月の遊戯だつたに相違なかつた。

『長崎歳時記』正月二日の條に、

此日は市中家竝に曉起し、店先に簾をたれ家内賑ふ、男女小兒の戯れに破魔弓、雙六、猫貝、手まり、はご板、紙打等なり、下賤の輩は穴一、スホ引、ヨセ、ケン、カンキリ、カラバ筋打などをなして樂む。

とある外、日州にて穴一をへきといふと『物類稱呼』にみえてゐるから江戸のみに行はれたのではなかつた。『久良喜隨筆』に「穴一外へ流れ出るを左遷と云、流さるる心なり。」とあるが、江戸ではこれをぶと稱し、筋の手前などになつた錢をそのまま賭け、次の勝負にて勝つたものがこれを取ることになつてゐた。

この穴一によつて創案された博戯の種類は穴一を初めとして、よせ・けし・かんきり・すぢ打ち・あなぼん・六度等であつた。

一 穴 一



穴一は穴の前に線を引き、子供の身丈けほど離れて、ここにも一線を劃し、その線のところより投錢し、穴にはひつたものを勝ちとするのであつて、もし線より手前に投錢したり、投錢が穴の中にはひつたりすると、その投錢は左遷と稱して、そのまま賭け、次の勝負にて勝つたものが、賭錢も併せてとるのである。

二 よ せ

よせは圖の如く木を地上に立てて二間乃至三間位はなれ、文字錢を投じ、木の枝にもつとも側近して、錢を投じたものが勝ちとなり、他の錢を全部とるのである。

三 け し

けしは地上に圖の如き渦巻形の圖を畫き、二三間離れて文字錢を投じるのであつて、もつとも渦巻の中心に、投錢の近寄つたものをもつて勝ちとするのである。

四 かんきり

かんきりは、穴一の如く穴の前に一線を劃し二・三間離れて文字を投じ、投錢が巧みに横線の上にかかるをもつて勝ちとするのである。



第十四章 福引(さくひん)

福引はいつ頃より行はれたか詳かでないが、『續日本紀』に、大寶二年正月辛丑、天皇御大安殿、宴五位已上、晚頭移幸皇后宮、云々因令採短籍、書以仁義禮智信五字、隨其字而賜物得仁者繩也、義義絲也、智者布也、信段常布也。とあるが如く正月に圖を引き物を引當てるとは上代より行はれつつあつたものとみえる。また釋義堂の『日工集』に、至徳三年丙寅二月三日、奉府君官伴、二條攝取殿日野兄弟云々、倭漢聯句一百句、余姑去座、不知何人所白、府君聞余帶經年段々結總、欲互相交易、所謂帶引者也、余辭焉、君欲必相換、蓋欲三府君與余帶引換也、座中皆知會、然余獨不知、剪紙繫各帶、兩々曳出、先性海與日野相當餘皆兩人知引、末上探紙、果君與余相合、君先出御帶畢、欲出余帶、余固辭者再三、大清在余在偏、以手曳出余帶、及是君賜御帶於余、而後乞余帶、余亦辭焉、清後奪余帶、直傳君手、君擊余帶、普示座中、大笑一場、遂辱服有余帶。とある。茲には帶引とあるが後世の福引といたく相似せるによれば、福引はかかる遊事例いよりやがて案出せらるるに至つたのであらう。しかし『墮囊抄』には、「往昔豊球郡の廣野ある所に大分郡に住む人、其野に家造り田造て住みけり、家とみ楽しみ暮しけり、酒のみ遊びけるに、とりあへず、弓を射けるに、的なかりけるにや、餅を括りて的にし射けるに、その餅白き鳥となりて飛去りにけり、それより次第に衰へ

て迷ひ失にけり、跡は空しき野となりけるを、天平中速見郡に住ける馴通といふ人、さしもよく調たりし所のあせにけるを惜しみてまた此地にわたりて田作りたりける程に、その苗みな失はれければ驚き恐れて、また作らず捨て去りけり云云。餅は福の源なれば、福神の去りける故に衰へにけるにこそ、もちは福の體なれば、年始にさして二人むかひあひ、餅をひきわるは副引といひ習はせるは、故なきにあらず」とあるが、思ふにこは『豊後風土記』より出でたもので信となすにたりないと思ふ。

せひはとにかく、後世の福引は續紀等の手法に基いて創案さるるに至つたのであらう。福引きは正月の節物として幕政時代には缺くあたはざる存在であつた。この戯れで摺籠木や大根なぞにあつたものが、それを擔いで福引の餘興に踊つたりするのも春なればこそその景物であつた。福引の前身は賣引といひ、數本の綱の中一本の綱のもとに錢をつけて引かじめ、引あてたものが、それをとるのであつて、明暦・延寶の頃もつとも盛大に行はれた。

明暦二年刊『俳諧世話燒草』に、

只ほうびきにかつはしるしも

おさあいやいと遊びつつ笑ふらん

延寶八年刊『洛陽集』に、

引きし松しめつる野べのどうふぐり

いざ子供駒引錢につなゆりかけ

『五元集』寶引讚

(友 靜)

(一 得)

保昌かちから引なり胴ふくり

友静・一得・其角等によつて寶引がかく俳諧化せられたるほか、寶曆年間の畫雙六に寶引とあつて、橙子が畫いてあるのをみると、昔より胴ふくりを用いたものとみえる。また射覆と稱し屏風のうちから、綱を多く打ちかけた畫もあつた。方今も種類の物を綱先につけてひかせたり、また賣り出しの餘興などに紙緘よりの中に品名を記して品物をあてしめるのを福引と稱してゐる。

これ等はいづれも勝負に興味づけられるのであるから、博戯の一種に相違ない。餘事は措いて、その後江戸で全盛を諺はれた寶引は一名をさごさいともいつた。さごさいの筒取りは垢ぬけのした小股のきり上つた女たちで、いふところの鐵火口調で「サアごさいごさい」と子供や若い衆を呼び蒐めて、引きあてた者に飴をやるのであつた。此の圖には機關があつて、當り玉のついてゐる圖は容易に引き當らない仕組になつてゐた。最初は子供たちをめどとしたのであつたが、後には辻辻で錢を賭けて勝負するやうに博戯化して來たので、つひに町觸れをもつて制禁せられるに至つた。『幕令拔抄』

正徳元年卯十二月晦日、町觸れに、前々度々相觸候通町方にとみつき又は大黒つき或は俳諧前句附三笠附杯と名付、博突ケ間敷儀堅致間敷候

かくて江戸八百八町に示達せられたにもかかはらず、その後間もなく、前にもまして素晴らしい勢で復活し、江戸の街巷でさごさいごさいと呼んで人を寄せ蒐め、いかさま圖をひかせて博戯を盛んに張行してゐた。いふところのさごさいはさアごさいをいひ訛つたのであるといふ。

第十五章 俳諧賭博

冠附||三笠附||紋附

和歌の領域より脱して新たに連歌が醸し出さるるに至り、さらに連歌の後に擡頭せる俳諧の連句との抱合によつて、新しい傾向をなしたのは俳諧であつた。連歌や連句が上層階級の獨専のもてあそびだつたに反して、俳諧はその本來の面目たる自由奔放、頗る庶民的なところより、世上に迎合をうけて一般のとなるに至つた。

しかしその形式はあくまで五七・五七七・五七七七と重ねてゆく連歌の形式を真似るものであつた。この俳諧は群雄割據時代に於て山崎宗鑑と荒木田守武とによつて創案さるるに至つたのはいふまでもない。俳諧はかくして松永貞徳の出現によつて完全に連歌の圈内より脱し、新たに五七七と新形式を定めるに至り、つひに一世を風靡するに至つた。然るに此の貞徳の古調に對して、新たに擡頭勃興するに至つたのが、いはゆる談林風なるものであつた。談林派の巨頭は西山宗因にあるはいふまでもない。彼はあらゆる拘束から脱して、自由奔放に事物を詩化する風を尊んだので、その風を慕つて彼の門にあつまるものはきびすを接する有様で、まさに一世を風靡せる感があつた。後年時代に超越した俳聖芭蕉(桃青)が談林風より出でて新たに新風を唱導して以來、俳諧はこの正風の全く風靡するところとなり、嵐雪・去來・松風・越人・北枝・野坡・支考・許六・僧大幸等、いはゆる

蕉門十哲の出現をみるに至つたのであるから、いかに桃青一派の正風が一世を風靡するに至つたかが想像に難くないと思ふ。

しかし一般世人が俳諧を口吟むに至つて、やうやく不純なる道程を辿り、世人の射幸心を利用して純真なる文學の精神を誤るに至り、つひに元祿年間には堂堂博戯化するに至つた。宛も連歌師によつて連歌が博戯化せられたる如く、俳諧も亦一部俳諧師によつて博戯化するに至つたのであつた。

いはゆる俳諧の博戯化せる三笠附とはいかなるものかといふに、鳥の子へ、二十一句の冠附二通をしるし、一通は點者が採點して封じ、他の一通は封をなさずにおく、群衆はこの封じてない方の句中己の句と思ふ三句一組を錢某かで購入、皆の買ひ揃ふを待つて別封の句を開くのである。といつても、これだけの解説では三笠附の博戯的手法を詳悉しえないと思ふので『一話一言』によつて點者の採點法を次に示さう。

はるなれや

太くゆづり葉門のまつ

喜方にむかひとるつまみ

名も位も上るぞうになり

一夜で心もゆるやかな

まひつけて來る福太夫

まづいり初むるゆみはじめ

儀式でいはふ三日の月

義太夫ぶしは野も山も

はつ山見まふやまやくしや

わたらぬさきになづながゆ

とろりとろとなゑしろしゆ

さもありげなる空の色

鶯はるのまたしとろ

○秀句とことなく整うて、初音のたのしみならん。

みなよひ衆のまねをして

ここやかしこの節かよひ

○秀句自身米袋を負ひて引も有べしとをかし。

醫者はやくしのかがみわり

○やくしのかがみと念入る所をかし。

喰ひそめ武士はいやひ初

人の子祝ふはな嫁子

鬼木にかけるけづりかけ

家家のぞく座頭ござ
位のついたやぶの梅

如 卯

一葉軒在色園

とあるごとく、二十一句の中三句のあたりがあるわけである。この三句にあつたものは、金一兩の所得となつたので、諸人は晝夜となく欲に憧れ、甚しきは渡世をさへ忘るるに至つた。

のちには江戸のみでなく點者はこれを諸國にひさいで大いに利益をえたといふ。この冠附によつてすつかり有卦に入つた點者たちは、その後冠附になぞらへさらに三笠附なる博戯を案出するに至つた。

『博戯仕方風聞書』に、

是は本圖をまきと唱、紙え一より二十一迄の文字を一二三四五六七と七文字を横に並べ、一側書、其下え八より十四迄七字一側に書、其下え十五より二十一迄一側に書き、二十一文字を七字づつ三段に書付置候内を上之段にて一字、中の段にて一字、下之段にて一字、三字元朱印を押、右三字を一といはし、本圖に定メ右巻を封じ會元に差置候事、譬ば上之段にて三之字、中之段にて九之字、下之段にて十九と朱印有之候得ば三、九、十九此三字を一つと定め本圖にいたし候

但し一より二十一までの文字をまきにはいろはに書直し、いを一、ろを二、はを三と二十一までの文字を、いろはに書替記置候、次は人に見せ候ても早く分り候様致置候由、

二勝と申は一句三字の内え二字當り候を二勝と唱候事。
二勝錢取引は假令ば八、四、五、十、九と五字組合候内え四之字、八之字右之二字當り候得ば不當り残り三字え一字に付七文字、三字分二十一文遣し候由、六ぐるにては殘字四字分錢二十八文取、二十一ぐるまで右字數に准じ二勝取錢多く相成候。

| | | | | | |
|---|---|----|---|-----|---|
| 一 | い | 八 | ち | 十五 | よ |
| 二 | ろ | 九 | り | 十六 | た |
| 三 | は | 十 | ぬ | 十七 | れ |
| 四 | に | 十一 | る | 十八 | そ |
| 五 | ほ | 十二 | を | 十九 | つ |
| 六 | へ | 十三 | わ | 二十 | ね |
| 七 | と | 十四 | か | 二十一 | な |

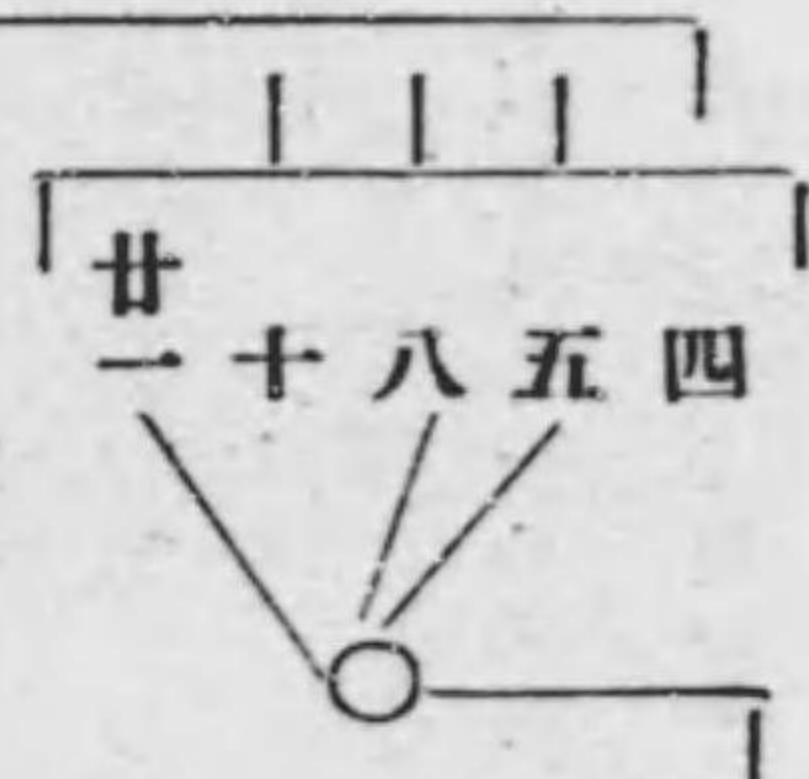
附方。
是は本圖四五一の句出可申と存候者は四五一と附、外之句出可申と存候者は一を附、其外にも出可申と存候文字有之候へば四字も五字も附申候。四字を四ぐる、五字を五ぐるを唱へ、其餘は右に准じ申候、二十一の内を文字を替へ組合附候得ば、一句づつ千三百三十句に相成候由、御座候本圖之事はかんどふと唱へ、一ツ附錢一文ニ付六百文づつ遣申候割合に御座候

四 如し此三字組合一句をつまみと唱、附錢一文に御座候、かんどふに當り候得ば二十一申候割合、二勝十二に候得ば錢七文取申候

八 四 如し此四字組合候を四ぐると唱候

十二 附錢四文、かんどふに當り候得ば六百十二文取申候、二勝に候得ば、錢十四文取申候

四 如レ此組合を五ぐると唱候
五 附錢十文かんどふに當り候得ば六百文取申候、二勝に候ば錢二十一文取申候
八
十三
廿一



此筋は如レ此印附候得ば一ツ一文にて四ツ限候て四文かんどふにあたり候得ば、六百文づつの割合にて二人四百文取申候

如レ此印附候は一つ附、二つ附と申印にて一二十文づつにて五つ附候得ば五十文にてかんどふに當り候得ば一つ六百文の割合にて五つ分三貫文取申候

右圖之通下系棒付候譯は五ぐるの上之棒にて、かんどふに當り取候皆錢高は同様にて下之棒にては錢一つ、

一文、五ぐる之棒にては一つ十文づつに候間、圖之通附候由、五ツ文字の内にも出可レ申と存候一句は右の通筋を引申候

右之通にて五ぐる六ぐる七ぐると組合はせ字数多く相成候程附錢多く相成申候とある。これを町町へ持廻るを句拾ひと稱して、附札・掛錢などを取蒐めてこれをひらき、本圖にあつたものに配當をあたへるのであつた。

冠附より純賭博の三笠附となつていまだ低止するところがなかつたものとみえ、この三笠附の後に紋つきと稱する三笠附類の博戯が現出するに至つた。こは純文學の冒瀆のみでなく、一般世人に害毒を及ぼすこと甚大であつたので、享保八年六月つひに幕令をもつて制禁するに至つた。

『享保通鑑』に、

六月

一 七日左之通被_レ仰出_レ之。

一 三笠附惣じて博突いたし候者、只今迄村々に有_レ之候而も、事六ツケ敷候哉、終に三笠附博突致候者之儀不_レ申出_レ候、依_レ之自今其村々名主可_レ致_レ吟味_二候、相名主有_レ之村之者、一同に申合無_レ油斷_二遂_レ吟味_三三笠附致候者候はば、其者分限に應じ過料錢申付取上可_レ申候、但三笠附之點者、金元宿頭取之者は、別而過料錢重_レ可_レ申付_二候、員數之儀者名主致_レ勘辨_二不_レ及_レ伺申付可_レ取上_二事。

一 博突宿頭取並博突打候者過料、右に准じ可_レ申付_二候、是又員數之儀者名主勘辨いたし不_レ及_レ何可_レ取上_二事。

- 一 三笠附竝博突いたし候もの、當人過料錢出候儀難成者、地借者地主、召仕は主人爲出可申事、惣而右類之者名主吟味仕候事を難滞候歟、又者過料差出候儀相滞事有之者、御料は御代官、私領者地頭え可訴之候、是又過料差上候節不_レ及_レ屈候事。
 - 一 右過料錢取上候儀、年寄組頭立合、帳面に記し置、惣百姓村入用可致、其拂方之儀者何入用に拂候段、惣百姓え申付候上、判形可_三取置_一事。
 - 一 三笠附竝博突仕候者、度々過料指出之上、猶相止ざるもの捕置、早速可_三訴出_一事。
- 右之通今度相定候間、此旨名主共急度可_三相達_一候此上役人見廻り可_レ申候間、見のがし聞のがしに仕候においては、名主組頭可_レ爲_三曲事_一者也。

卯六月

とある如く江戸はいふまでもなく、近郷近在にまで示達されたのであつた。しかしその後も微かながらに命脈を保つてはるか後年に至つて止んだ。

俳諧三笠附のあとをうけて、鎌倉時代に行はれた文字鎖に眞似た尻取・後附といふものが行はれた。これは文字鎖のその如く上品なものではなく、寧ろ雜俳の類ではあつたが、駄洒落めいたところが時流にそつて、人氣の焦點となつたのは事實だつた。しかし世人は句と錢とを寄せ點者はこれを選んで勝句に金を與へるといふ賭博行爲は三笠附・冠附・紋附等と些かも異ならなかつた。江戸に行はれたる尻取・後附の例を示すと、

六_世じやの口を脱れたる

た_世るは道連れ世はなさけ



情佐々木の四郎高綱で

稻荷の鳥居に猿のしり

下の關までおおせおおせ

長吉長吉あははにつむりてんつむりてん

みこが戻るか住吉参り

すめの判官盛久は

たかろは船頭の松右衛門

するがに淺間富士の山(下略)

等で、これが江戸のみの流行ではなく阪地でも亦盛んに行はれた。尤も所かはれば品かはるのたとへにもれず、阪地ではこれを粘頭・續尾といつた。

近江石山秋の月

月に村雲花に風

風の便よりを田舎から

唐をかくせし淡路島

島の財布に四、五十兩

十郎、五郎は曾我の事下略

以上のほか、安永頃上梓された『跡附書』には、忠臣藏山科閑居の件のみを書きつけたものもあつた。さて山科の住所

所おなじき女どし

綱御孫手でかく繩十文字下略

のしりのしりと上下で

お關が弟は長吉で

天天天満の裸巫子

参り下向の足休め

久松そこにか冷めたかる

ゑもんつくるひ正座する

どしをさしたる大星が

星がるところは山山の

山どはづせば直ぐに居間

今はの本藏眼を開き

ひらきみればこはいかに

いかにも底意は奥庭の

庭に雪つむ奥座敷

座敷の案内ないに

いちいち立聞く奥と口

と口のもんで跡を開け

明けていはれぬ謎言葉

詞の鹽茶汲むお石

石を向ひに片男波

お浪はすぐれて器量人

りよふ人殿しき師直が

師直どうれと下女の淋

りんきすなと仰つしやつた

しやつた切つたといひはなし

はなしはめでたきその中に

中に泣く母泣く娘

娘は父の御ほん藏

本藏くるしき打ち忘れ

忘れぬ忠義の武士と武士

武士ある女の不義同前

せん石異ふを合點で

がてんで力彌が手にかかる

かかる親子の縁深き

深き契りの新枕

以上は極く僅少なる舉例として掲げたに過ぎないが、その時時に流行した尻取・後附の板行が實に穆多に存するのを思へば、如何に時流にそつて流行したかを想像しうると思ふ。

第十六章 拳

その一 長崎本拳 拳はケンといふ。その種類は蟲拳・庄屋拳（藤八拳）虎拳・片拳・太平拳・匕玉拳・盲人拳・源平拳・本拳（崎陽拳・一名長崎拳）交拳・石拳・柳拳等であつて、拳は唐山にて柶拳といひ、漢土にて搏陣といひまた打拳とも手勢令ともいはれた。

拳を打つには大抵兩人相對して互に手指をもつて輸贏を決するのであつて、その遊戯の發祥はもと周の時代に創案され、當時代以後漸時盛大となり、晋の時代に至つて竹林の七賢人が酒間の興をそゆる爲めに拳戯を闘はしたのには有名な事實であつた。この遊戯の性質は禮法もつとも峻嚴なるがゆゑに士君子の風格あるものとして尊敬されてゐた。

この遊戯が日本に傳來したのはおそらく奈良朝以後の事であらう。多分當時の遣唐生乃至は周僧の日本に渡來せる折なぞにもたらされたものであらうと思ふ。しかし傳來後この遊事は一向評判とならず、辛うじてはるか後代の徳川家時代にはひつて延寶・元祿の頃に遊事の端を發し、享保・寶曆・安永・延享・明和・文化・文政・天保・慶應を経て明治年間をその極盛期とし、以來大正・昭和の今日に至るも拳戯は廢滅をみず、前代の活潑なる流行に比して頗る墮勢的ながら繼續され遊事されつつある。

拳がもつとも盛大に遊事されるに至つたのは享保年間に於ける長崎本拳（崎陽拳）の濫觴以後であらう。當時の粹人は酒間の興をそゆる爲めに青樓において遊女あひて盛んに拳戯を闘はしたので、全盛を誇る太夫の中にあつても、拳戯に堪能なものは非常に多くあつた。

『近世奇跡考』に、

享保中酒を好む者、拳相撲といふことをして、もつばらはやりけるが、玉菊その事を上手にせしよし、新吉原小田原屋某玉菊が手におほひし拳まはしといふものを今にをさむ、甲がけといふものの如く、黒天鷲絨にてつくり、金糸にて紋をぬひたり、是かの拳相撲に用ひたる手覆なりとぞ。

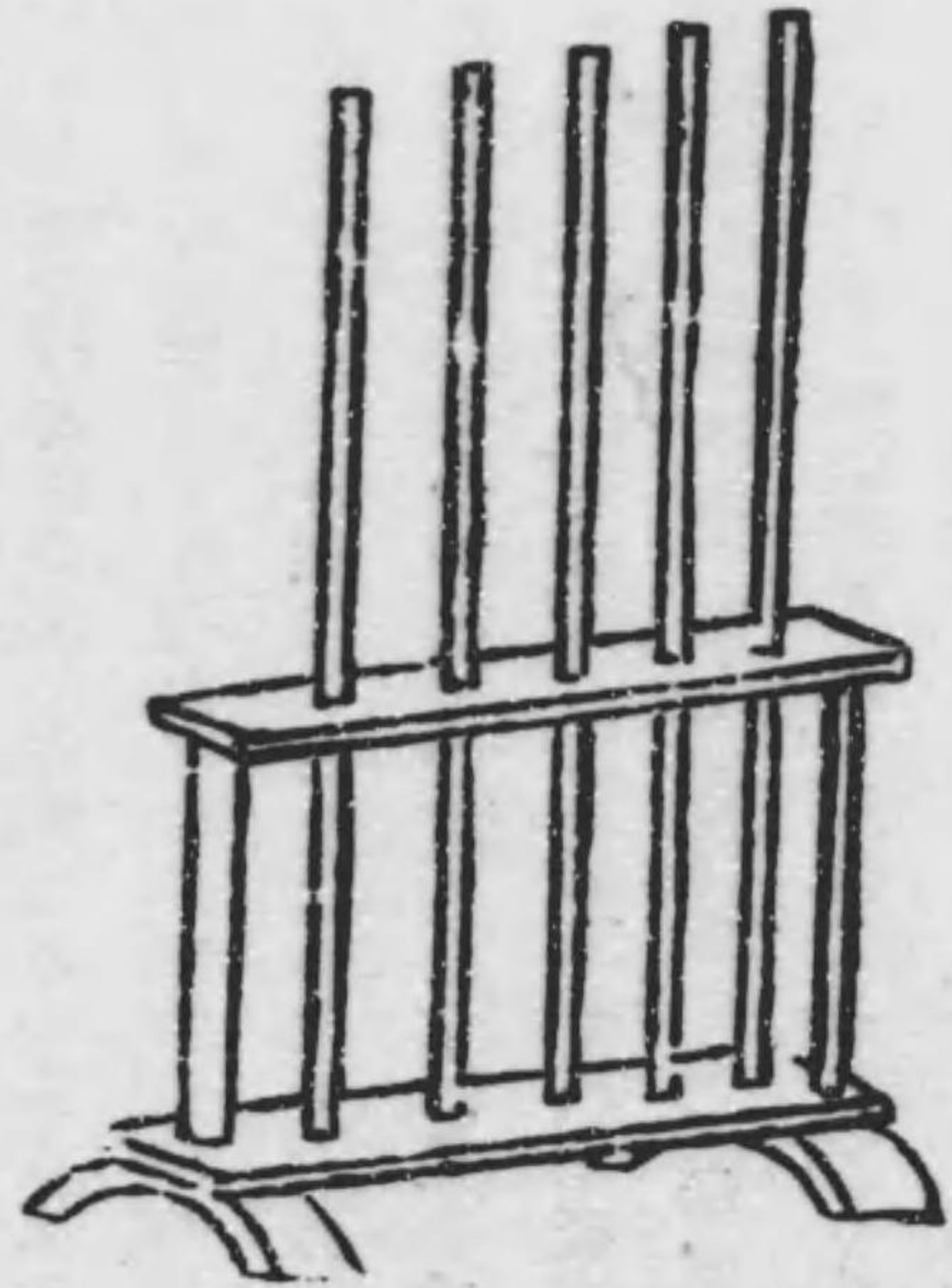
とあれば、もつて前説の證となすに足るであらう。しかし當時の流行は一部の粹人乃至は遊女の間に限られ、これが一般的に遊事されるに至つたのは延享以後のことであつた。明和七年刊行の『辰巳園』といふ草紙に、拳相撲のことがみえ、『江戸名物鑑』に、拳相撲と外題書して、

米かしや指で戦ふ秋の雲

と、かく俳諧化されるによれば、この頃拳相撲はその極盛期にたつしたものに相違なかつた。ここに指で戦ふとあるは、方今の藤八のみを拳と心得てゐる者にとつては頗る不可解に考へられるであらうが、長崎本拳は藤八拳の如く、庄屋（旦那）狐・鐵砲の三種變化による兩手打ちの拳とは全然相違せる片手打ちの拳であつて、しかも六種變化・十一種掛聲の拳で、主として右手の指尖の變化によつて勝負を決する拳であつた。たとへば、親指をイッコウといひ、親指と人差指を開いてリッポンといふ。三は季指と薬指と中指とをいひ、スウは親指を除く

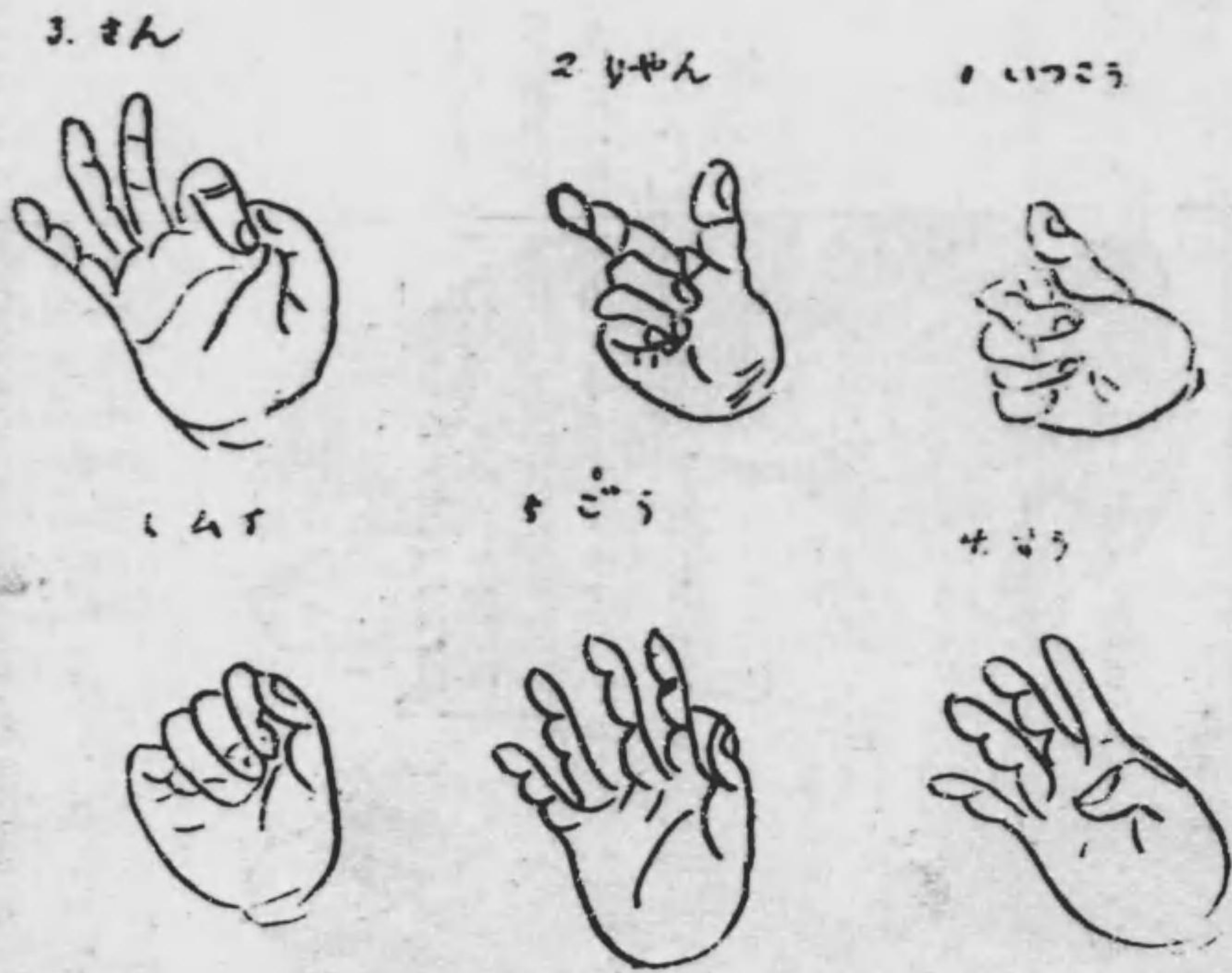
他の四本の指の稱であり、ゴは五本の指を全部開いてみせ、ムイは拳を握つた形をいふ。さればゴとして指尖の變化によるがゆゑに指で、戦ふとかく俳諧化さるるに至つたのであつた。

この十一種掛聲は享保時代となつて初めてイッ・コウ・リ・ヤン・サン・スウ・ゴ・リウ・チエ・バマ・クワイ・トウラ
イ・ムイとなつたのであつて、拳の盛時以前延寶・元祿時代にあつては、享保の盛時時代の如く十一種掛聲ではなかつた。その證ともいふべきは、元祿十六年刊行『松の葉』の流



『拳綱稽古』所載

行歌に「かんふうらん替リヤンシウウスイロマリヤンケンタ
ニコタマサンチエマサン十ハラリトサケノカンオナジコト梅ノ
花トウライキウコ五ウリウスウ」とあるのが、後代前述せる十
一種、掛聲に變化したのである。此の拳の掛聲はいづれも唐音
であつた。『委巷叢談』の杭州隠語をいふ條に、「今三百六十行
各有市語不相通一用倉稗之竟不知爲何等語也、有曰四
平市語者以一爲憶多嬌二爲耳、邊風三爲散、秋香四爲思、
鄉馬五爲誤佳期六爲柳、瑤金七爲砌、花臺八爲扇、情郎十爲舍、利子云云。とある。茲にいふ
隠語は商人の符牒で、憶・耳・散・思・誤・柳・砌・扇・救・舍はいづれも數目であり唐音である。拳に用ふる
掛聲はこの唐音であつて、唯だ拳の掛聲では無をウウといひ、二をとくにリヤンといふのはルウはりウとまぎれ
やすきをもつて兩と代へたのであつた。またウウをゴウと呼ぶのはスウ・リウなぞの引音のウとまぎらはさるる



によつてゴといつたのであつた。

ところで拳相撲とは如何なるものなるかといふに、まづ
角力の土俵になぞらへ座敷に細い四本柱を建て紅・白・黄・
青・紫五彩の縮緬をもつて柱を捲きつつみ、天井の布をば
白・黒をもつて井桁に染めぬき、土俵をつくるには小さい
土俵を本格の角力土俵の如く十六俵圓形に敷き、土俵の外
溜に小石を敷きつめ、内側には砂を敷いて角力行事のそれ
の如くに作り、ここへ袴を著け白足袋を穿いた行司が手に
繪模様の團扇をもつて立ち出で、拳の拳士を呼び出すにあ
たつて、まづ拳の故實を一通り演べるのであつた。

東西東西、此所におきまして、晴雨に不係、一日拳會
つかまつりまするところ、其の沙汰よろしうして、各
各さまがた御賑賑しう御見物に御出下さり升るだん
な、會元何某は申におよばず、組中の名名、かすなり
ませぬわたくしまで、いかばかりか大慶の色をなした
てまつる。したがつて左右の力者・力鎗をかけまする



【拳角力】所集卷五

間、拳相撲の故實をあらまし御耳に觸ます、皇のかしこき御代の神遊・四海太平・五穀豐饒の祭たり、天ひ
 かけて四象あらはれ、陰陽あつて萬物しやうす、中にも拳な末藝たりといへども、少しくその規模をつた
 へ、角力となぞらへ、酒席のたすけとなし、組うち手練のほまれをあらはすとかや、爰に長崎圓山開發のと
 き、彼所の青樓に唐人あまた來り、宴をまうけ遊女を招き、玉梳琥珀燦然とかざりたて、櫃の前には八珍を
 連ね、床の側には笙を鳴らし、或は唐歌を唱ひ、此方には金鼓を叩き、喇叭を吹き、意氣を勵まし、チンタ
 葡萄の美酒を薦む、酒闌に及ぶの頃、唐人左右にわかれ、禮儀正しく、上よりは拳をひろいまはるあり、下
 よりは拾ひのぼるあり、火花を散らし打ち戦ふ、麴て負とみえたる方、家にはギヤマンの大器に、二、三盃
 程づつのみほして、後に退く、其行儀正麗なる事、實に言語に述がたし、今世にいふ崎陽拳の濫觴是なり。
 扱て其の時中にも手練達者の拳を五人撰り出し、此の五人に打勝たるものには、虎皮五枚・豹皮五枚・猩猩
 紳五本・羅紗五本、または美女五人などさまざまの褒美を出し、其の勝負をみると、座中皆こぞりあへり、
 しかる處はるか末席より一人の唐人あらはれ出で、此の五人の達人を何の苦もなくひろひまはり、同席にて
 美人五人ひろひなげにせしより、五人拾のはじめとす、是則ち陰陽和合の體なり、さるによつて眞の角力の
 土俵は阿吽の二字にあり、阿は開いて酒を呑み、吽な塞で呑ぬとかや、唐の玄宗皇帝の曰、拳な酒席の一助
 たれば、眞に愛すべきものなり、かならず上達の關取うつ、此の事忘る可らずとかや、拳角力のかかりに
 も、十六箇の土俵を布、土はすなはち五行の主にして、餘の水火金水を四方に配る、是則四本柱な、地取り
 にとりては東西南北、須彌にとりては北は黄に、南は青く、東白西紅に染色の山を移し、四色の絹をもつて

幕の上に張り、神明佛陀の御戸帳などといへり、なかなか左にあらす。北は水にしてその性黒く玄武なり、北より巻き出し、北にてとめるゆゑ水引と號く、實の角力な四ツより出て、四ツの聲を放さず、それゆゑ四十六俵の布たるを土俵といふ。拳な一より十までのこゑなり、勸進角力は八方面、拳の角力な十方面、一より十迄變聲あることは、今諸君子の知れる處なれば、長口上は反つて番數のさまたげにもなりませうづから、唯何事もあらかじめ、まづは左右の力者をうたせ御一覽に入れまする。

以上は拳會相撲の時、行司方五人びろひのかかりにこの口上を述べるのであつて、その後相撲を合すのであつた。行司役は拳會相撲に出席せる組組の名乗りをよく覚えおき、拳相撲の節土俵にかかり、一通り口演すんで拳土俵の東西に出かけ、「寄方」と書いた張紙に目をつけ、出がけ出がけと呼び出す。次に寄かた寄かたと呼ぶこのさい東何の山。西何の川といふと同じかくして相方土俵に對し向ふとき、出がけの方より名告りをあげ次に寄かた誰と名乗りをあげ、かくて初めて角力を合すのであつた。

したがつて行司の責務は重かつ大であり、拳相撲の勝負にさいしては深重なる態度をもつて勝負を定め、勝方に團扇を擧るのであつて、もし「出がけ」「寄方」いづれも疲勞せる場合は、大角力のその如く水となり、鹽のかはりに化粧紙をわたし、ついで打ち疲れて勝負のつかぬものは相引となる。これを分けといふ。相撲道具としては手水桶・三寶・瓶子・拍子木・大盃・弓なぞいづれも大相撲の儀式と寸分異はずとりそろへる。

初拳一拳勝ち續いて一拳勝ちたるを二番勝といひ、中一拳負たるを取分といふ。次ぎの一拳勝負にて勝たる時、是を勝負勝といふ。當時、京阪などにては五拳の折詰といひ、指を合す如に打ち込み、四本折りて、はらひ

と稱し、指をみな拂ひ、五本めの拳一本合せたるを勝となすのであつた。しかし相手は一本も折れず、手前五本折る時は、二本の勝ちにて是を丸といひ、また相手が四本折たるを拂ひ、手前に一本もなき時より五本折つたと假定すれば、三本の勝となるのであつて、たとへば向うで一本初拳を勝つたとしても、前のごとく手前三本勝つてゐる時は勝負勝となるのである。此の拳を稱して無といふのは相方取分となつて、次の勝負拳を十五の一といふ故である。また向ふ一本勝ち、次に手前は前に云ひたる丸即ち五拳續いて打ち勝ちたる時はこれを叶勝といふ。但し突き出し一つ合はするを以て勝とするを薩摩拳といふ。

初心の者が拳を習はうと思へば、一より十までの聲を覚え、眼當(相手の意味)として、自分の前より三尺ほど放れて、楊枝か乃至は竹串などを向ふに立て、相手のイツカウを乞ひとるつもりなれば、串一本を立ててこひとるのであつて、一イッカウ二リヤン三サン四スウ五ゴウ六リウと稽古を勵げれば、打登りといふ癖手となる。さうかといつて、リウゴウスウサンリヤンイッカウと打ちならへば、下り手といふ癖がつきがちである。ゆゑに上りぐせ下りぐせのつかぬやう問ばらに稽古するがよいといはれてゐる。拳の上達をこころがくるものは常に本拳ならば相手の出る指は何から何へ通ふかに注意することを肝要とし、藤八拳ならば三種變化(旦那・鐵砲・狐)が何から何へかはるかを注意して、相手の手癖をしる事がもつとも肝要とされてゐた。しかし初心のうちには下手な考へ休むに似たりで、考へたり工夫したりしないで、唯だ達者に打ちこむことが最上の祕事とされてゐた。要するに思案・工夫は上達の後の事で、達者になるにつれて相手の乞ひとる手をわが耳に聞きこむことを兼兼底心において打たなければ上手となる事は出来ないといはれる。

由來拳は拳相撲の條の行司の口上にもあるとほり、酒間の興をそへる爲めの遊事であるから、もつとも禮節を尊重しなければならぬ。儀禮のないことは他の見聞にもよろしくない。多くの場合、我方へ一拳折かけ、二拳めを折かけるときに、ハ、ネイなどと下知がましい掛聲に類した動作は拳戦にさいして、大いに慎しまねばならない。

以上で大體片手打ち六種變化十一種掛け聲の拳を終つたから、次に當時代の拳界を如何なる人人が牛耳つてゐたかを記し、次に順次各種の拳戯及び藤八拳について詳説しようと思ふ。

拳はもと長崎より傳來し順次關東に普及したる結果享保時代には、關東より寧ろ大阪あるひは長崎地方に於いて盛んに遊事された。當時拳界の名手として記録にのこされてあるものは、江戸吉原の玉菊・大阪北船場に於ける古定組大關義友・關東東土・小結舍亭・頭取米萬・蘆蕉・平嘉・組頭義郎・平辰等であり、同中船場に於ける新定組に大關文樂・關脇花石・小結都水等の名手があり、北船場の寶組には大關巴水・關脇可一・小結文橋等のほか中船場鶴組には大關定信・關脇專人・小結香車等があり、京都拳の名家としては、關取文字霞・浦島・八重谷・海士錦・浦霞、長崎拳の名士としては大關小牟田友助・關脇木原榮次郎・小結小牟田太次郎外十數名。その外國別に調べてみると、豊後日田の鍋屋半八・同姓甚三郎、筑前博多の久理屋甚之外數名。肥前佐賀西村甚兵衛外數名。筑前若津、半治・榮藏外數名。肥後熊本、金屋清助外數名。久留米、大八島外數名。紀州和歌山、服部・杜友・河庄・如月・竹久・新虎・歌扇等の外數名であつた。

その二 蟲拳 蟲拳は文政十三年刊行の『嬉遊笑覽』に「蟲拳は拇指を蛙食、指を蛇、季指を蛞蝓とす、相制するをもつて勝ちとす」とある。この蟲拳なるものを一層具體的に説明すると、蛙・蛇・蛞蝓三蟲の争ひを稱して蟲拳と稱するのであつて、つまり蛇は蛙に勝ち、蛙は蛇に負け、蛞蝓は蛇に勝ち蛙に負け、蛙は蛞蝓に勝ち蛇に負くるといふ拳の權法に即して、互に拇指と食指と季指の出し入れみせあひをなし、三度つづけて勝ちたるものを勝ちとするのであつて、支那にも日本の蟲拳に類似せる拳が存在してゐるとみえて、

『五雜俎』六に、

後漢諸將相宴集、爲三手勢令、其法以三手掌爲三虎、指節爲三松根、爲三鷹、食指爲三鈎、中指爲三玉桂、無名指爲三酒虬、小指爲三奇兵、腕爲三洛、五指爲三奇峯、但不_レ知其用法云、何_レ今里巷小兒有_レ捉_レ中指_レ之戲得_レ非_レ其遺意_レ乎。

とある。日本の三蟲拳と此の手勢令とを比較してみると、日本の三蟲拳が三種變化の拳であるに反し、手勢令は八變化の拳であるから、日本の蟲拳よりは遙かに複雑なものであつた。

その三 虎拳 虎拳は互の指尖の變化による拳ではなく、甲・乙兩人が表情の表現と動作の變化によつて行はるのであつて、和藤内・母親・虎の三人がかはるがはる變裝して出合ひ勝負を競ふのであつた。即ち和藤内は虎に勝ち、虎は母親に勝ち、母親は和藤内に勝つ。和藤内は大將然と納まり、母親は杖を突いて老人の科をなし、虎は這うて出で、いたつて貪婪な身ぶりをなし、炬燵たる巨眼を睜いて相手を醜む科をする。

普通は屏風・襖などを隔てて思ひ思ひの科により、ある合圖によつて一緒に出合つて勝負を決するのである。獨り兒戯のみに限られたわけではなく、酒間の席などで酒氣を散ずるには誠に恰好の遊戯であると思ふ。

その四 取上げ拳 取上げ拳は、まづ十拳打ちなれば十拳打ちと定め、拳を打つ者が五人なれば、四人と十拳づつ打つをいふ。かくして拳一巡の後、銘銘が四十拳づつ打つたことになる。全部打ち終つた後ち點數を締め、點數の獲得順によつて、天・地・人ほか何番と記録し、もつて拳勝負の優劣を定めるのであつて、蟲拳によるも本拳によるも乃至は藤八拳によるも拳の種類は自由であつた。

その五 片拳 片拳は拳戦を行ふに際し、まづ相手方に出すかどうかと聞き、相手方が始め出したものと假定すれば、此方は唯掛け聲ばかりを掛けて、先方の指に聲が合へばとり、合はざる時には勝負はないのである。次に此方より指を出し、先方にて聲ばかり掛け、指を出さず、聲が指にあへばとり合はざれば勝負なしとなる。かくして交互に指を出し、四拳とつて拂ひ、五拳目一本を打つて勝ちとするのである。もつとも此の拳は本拳によること勿論であつて、掛聲はイッ・コウ・リヤン・サン・スウ・ゴウの五聲に限られてゐた。

その六 太平拳 太平拳又は連子拳ともいふ。この拳を打つにはまづ五人なれば五人、十人なれば十人、いづれも車座(圓座)となり、誰より讀み出すかを拳の最初に定め、何れも皆それぞれ指を出して、その指の數ほど

目的の人より讀み出し、二十なれば二十。また三十ならば三十目にあたる人に酒を飲ませる。しかしこの拳にあつたらない者は、決して酒を飲まさぬといふ定めになつてゐるので、うまくあたれかすと念ふ人へは減多にあつたず、却つて皮肉にも平常少しも飲けぬ下戸の方へしばしばあつたりして、上戸も下戸も互に困り合ふのがことのほかなる可笑しみであるといふ。此の拳にあつた者は大いに福運があると稱し、崎養(長崎)にては、正月の賣初めまたは戎講などの酒席に於いてもつばら遊事されたものであつた。

その七 盲人拳 この拳は拳戦に際して兩人共に指を出さず、互に同時に聲を出し向ふ(相手)より一拳上の掛聲を出した方が勝ちとなるのである。たとへば前者が「イッ・コウ」といふ掛聲のとき後者が「ニ」といふ掛聲を掛けたものと假定すれば、後者の勝となるのであつて、「一・二・三・四・五・六・七・八・九・十」といく度繰り返してみても同じ事である。

この盲人拳の名手といはるる盲人があつた。文化五年頃、長崎丸山の尾崎といふ土地に、富の市といふ盲法師があつた。この法師と拳を打つに、互ひに聲を出すうちに、彼の法師、相手の甲をその都度さすつて前に出した指を判じ、決して判じ異ひした事がなかつたといふ。この法師の感のよさは當時長崎きつての評判となり、盲人拳の達人として知られてゐたばかりでなく、三絃の道にも通じてゐたといはれる。

その八 源平拳 この拳はまづ拳戦をなすに際して、百拳打つと假定すれば百拳打つと定め、人數が十人の時

は、組を源・平兩組とし、五人づつ順番を定めて置き、下手な者は下手同志を合せて拳三本づつを打たせ、三本とりたる方がのこつて向ひ側の強い人だちと拳を合するのであつて、此方が負けとなつた時は、順に先の人が出て打つのである。かうして拳を打ち終り、源氏方の點數何程、平家方の點數いく本と、總數を締めて點數の多い組を勝ちとするのであつた。この拳戦には世話人といふものがあり、天・地・人ほか何番と點數多き組を先きとして、番附を記録したといふ。

その九 石拳 この拳も本拳の如く片手打ちの拳で、方今でも兒童や兒女にまゝ遊事されてゐる。おにぎりさんよで、握り拳しを出してみせ、ばらりとで、手を開き、ちよつきりさんよで、指を鉞刀形にして出し、三度つづけていひ勝つたものを勝ちとなすのである。

その一〇 交ぜ拳 まづ互に最初常の拳の如く聲を出し、二拳目は蟲拳にて互に指の出し合ひをなし、又三拳目は常の拳となり、四拳目にまた蟲拳となり、五拳目は常の拳といつたやうに、常の拳と蟲拳とを交互に打つのであつて、打ち合ふ間に入れ紛れて、蟲拳の時に常の拳の聲を出すと負けになり、また常の拳のところ、蟲拳を出したりすると負けになるのであつて、蟲拳の箇所も本拳の箇所も一向常の拳と大差ないのであるが、しかし蟲拳を出す時に限り、よいといふ掛け聲を出すを定めとされてゐた。

その一一 じ玉拳 この拳は、拳の盛時時代安永年間に創案された玩具で、『嬉笑笑覽』に、猪口の如き形にして、柄あるもの、これに絲をつけて、絲の先に玉を結び、その玉を投じて猪口の如きを受け、逆まにして細き方に止むりなり、もし受け得れば罰杯として酒を飲ましむといへり」とある。これは方今も兒童の遊びつつある拳玉

(日月ボール)の前身であつて當時でも拳玉といはれてゐた。勿論現今の拳玉は創案當時とはいたく形態が異なつてはゐるが、日月ボールが安永年間に創案されたのであることを思ふと、その玩具としての持續的生命の久しいのに喫驚を禁じ得ない。創案當時のものは『拳界相撲圖會』によると、唐桑・花梨・棠檀などで作られてゐたといふから、可成り贅澤なものであつた。



「江戸二色」所載 拳 玉

その一二 藤八拳 本拳に於ける相撲拳並その他の雜種拳に就いてその輪郭を語つたから、次に藤八拳に移らう、本拳は吉原の封開藤八によつて創案されたもので、上述し來りたる拳の中、もつとも單純でありながら頗る趣味的であるところより、他の雜種拳が自然淘汰の結果廢滅したるに保らず、今日も尙ほ遊戯的生命を持續し盛んに遊事されつつある。

本拳の極盛期は享保年間以後のことであつたが、文化・文政の江戸文明の爛熟時代にはひつたいはば大御所



様の盛時代には、既に本拳の極盛期はその以前に終り、當時拳の末技なるかに考へられつつあつた藤八拳（庄屋拳）が新たに拳界の勢力たるに至つたのであつた。宛もそれは将棋の衰退に伴う少将棋の擡頭のごときものであつた。

本拳は既に前述せる如く六種變化・十一種の掛け聲であつたに反し、藤八拳は至極簡単な三種變化の拳であり、しかも本拳が片手打ちなるに反し、これは両手打ちの拳であつた。

その三種變化なるものは、曰く庄屋（旦那ともいふ）・曰く鐵砲・曰く狐がそれである。庄屋どのは鐵砲に勝ち、鐵砲は狐に勝ち、狐は旦那に勝つといふ點で、一面變化の乏しいやうにも觀られぬではないが、しかしこの拳の變化は本拳のそれと比して、頗る魅惑的であるのと興味的であるのとはたうてい本拳の追隨しうべきではなかつた。本拳が一つの空間において唯だ指尖の開閉による變化によつて打つ拳であるに反し、この藤八拳は座身の上・中・下三段にわたつて自由に活躍せしめ得るので、その形状の雄大さに於て本拳がたうてい追隨しえないのであつた。

たとへば狐にしても両手を拓いてあだかも招くが如き縦斷的なる形體を示し、旦那の如きは両手を開いて膝の上のせ、威客自から豪然として庄屋どのの風格に背かず、鐵砲の如きは拳固を握つて鐵砲の銃身に擬する勇壯さ、かく簡略・素朴ではあるが、内面的にも外面的にも頗る趣味的である結果、拳界の他の拳戲をしのいで斷然頭角を現はすに至つた。

この藤八拳の勝負は、三種拳の特徴として三回連続して勝てば即ち一拳の勝ちとなるのはいふまでもない。し

かし三回のうち一回でも相手に一手の勝利を得られた場合は、折角勝ち得た二度の勝利も水泡に歸するのである。まづ甲と乙とが兩人對座して拳戯を闘はすものと假定すれば、甲が鐵砲にて乙が狐なれば、甲の勝ちなるに異論はない。さらに甲が旦那であり乙が鐵砲である場合は、旦那に鐵砲あるものかといふ拳の權法に基づいて再度の勝利は甲のものとなる。次に甲が狐にて乙が旦那なれば、甲の勝となる故、この場合は三回續け勝つた甲が一拳の勝ちとなるのであつて、もし最後の一拳で甲の拳陣が破るるに至れば、前二回の努力による勝利は水泡となるわけである。而もこの三種拳は同じの手を重ねて打つても差支ないことになつてゐる。

拳の練習や拳相撲のこと又は拳の常識については、本拳の條で詳説してあるから、茲にはくたくたく再説しない。ただこの三種拳が男子の遊事である場合と女子の遊事である場合とに、多少指尖の變化に相違點があるから、それを参考までに注意しておくしよう。たとへば旦那の場合でも庄屋然たる豪傑なる態度も、男性である場合と女性である場合には、その性格の異なる如く異ならねばならない。されば女性の場合には柔順に形もしとやかさを宗とし綺麗に艶かに打たねばならない。従つて手指の形態・身體の位置・拳の運び・この三拍子がつねにびつたり揃うやうであつてほしい。

本拳時代には一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・無となつてゐたから、これ以上の掛聲は當然必要としなかつたのであつた。しかし本拳廢れて藤八拳の隆昌時代となつては、拳の掛聲は如何に發しても一向差支へないことになつてしまつた。しかしかくいへばとて何時の場合でも、はつとかやつとかの反動的でない掛け聲では従つて興味も亦あさいわけであるので、これを假令ば歌なり文句なりに綴つて、拳打ちの掛け聲にかへると一

層効果的となり、興味も亦従つて深く、三味線も亦自ら弾みがちとなつて拳拍子ともよく合ふわけである。

酒はけんのん隠居さん

首はひよこひよこみひよこひよこ

血はぬらぬらけんじでまわりましょ

雨はさらさらさんさらだ

小僧は番頭にしかられた

所はあさくさ三筋町

御番へさア來なせ

この拳唄は文化・文政時代の拳の流行歌の一種であるが、當時市井一般の行事となつた拳戯の流行は、各階級を通じて盛大に遊事さるるに至つたので、つひに弘化三年に至り江戸三座の一つ河原崎座に於て、拳戯をとり入れた狂言『飾駒會我道中雙六』を第一番目に据ゑて興行の蓋明けとなつた。

正月十五日より

『飾駒會我道中雙六』

河原崎座

第一番目五立目

淨るりの場にて相勤め申候

鸚 鵒 石

○船頭 松本 錦升
△万才 市川 九藏
□才藏 中村歌右衛門

○「オイ手めへはたいこ持ちに成つもりではないか△「オオそらよ、たいこ持ちになるならば藝がゐるぞへ、なんぞ藝があるか、□「ハイわしも藝を覚えておいた△「その藝はなんだへ□「其の藝は先ちよつばじまりがけんさ△「べらぼうめ、けんてたいこ持ちになれるものか□「あほういわんすな、けんと言ても、ひととほりの拳ではないわいなおまへがたは井の内のかへる、大海を知らんからだわいな△「そんなら其けんをこころみにやつてきかせい□「そんならここでやるさかい、ようみやしやんせ、さらば拳のはじまりはじまり。

淨 笑門 俄 七福

常磐津佐喜太夫
常磐津文字太夫
常磐津三輪太夫
常磐津三太夫

たいこ持 松本 錦升
同三好 市川 九藏
同黒介 中村歌右衛門
三 絃 岸澤文左衛門
上てうし 岸澤文字次
岸澤三三次
岸澤三三介
三味線 岸澤小文治
岸澤式佐

二上り 酒は拳酒 色品は かいる ひよこひよこみひよこひよこ

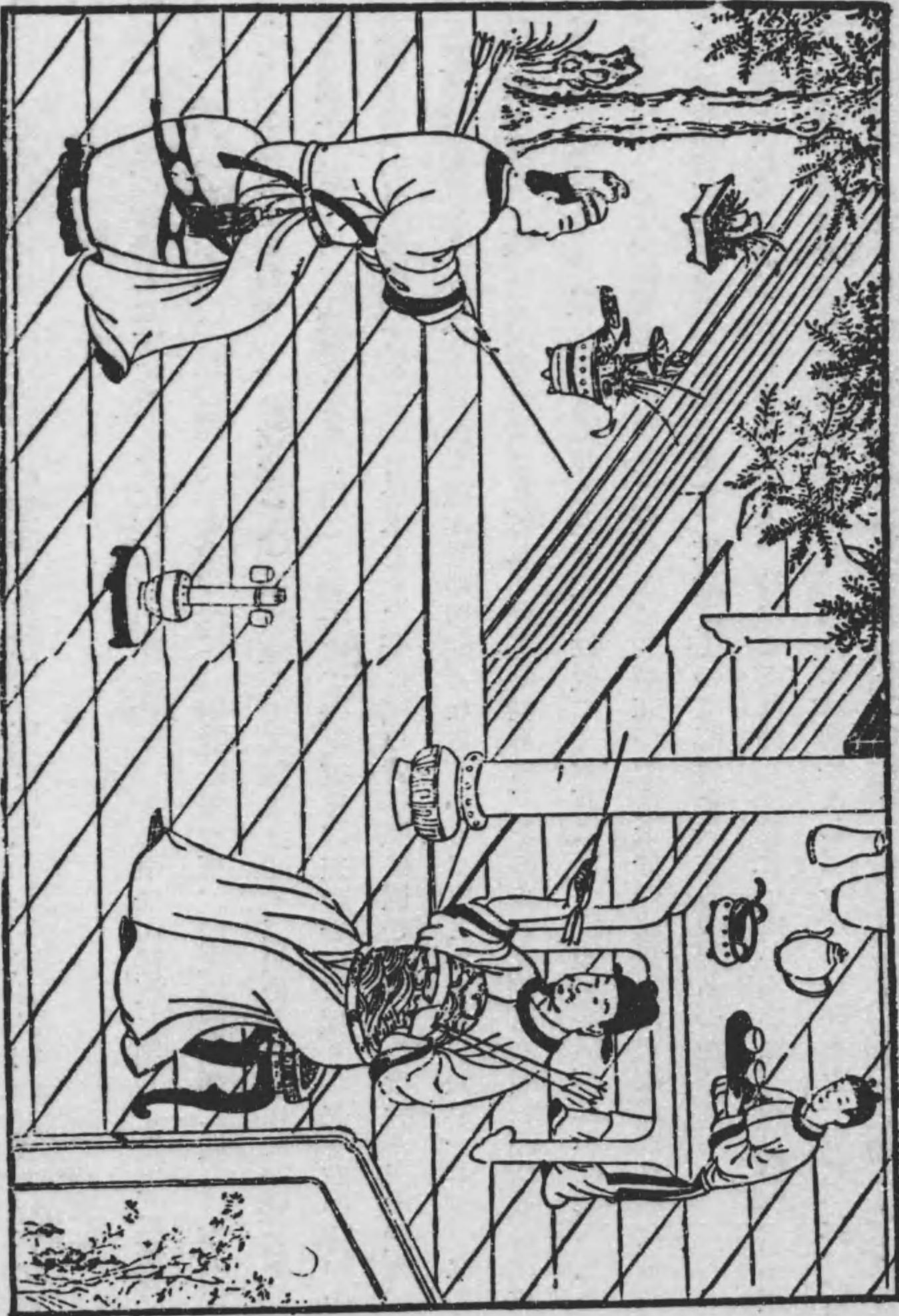
へびぬらぬら なめくでまいりましよ
ソレじやんじやかじやんじやかじやんじやかじやんけんな
ばさまに 和藤内がしかられた
とらが はうはう とてつるてん
狐でさアきなせ

當時拳戯が異常な流行を極めてゐた反影として、その興行は大好評裡に大入満員の盛況であつた。このほか當時社會相の實際をそのまま流行拳の拳唄に採り入れたものがあつた。それは四谷内藤新宿、浄土宗大宗寺の寶物、閻魔大王の眼玉を抜き盗つたものがあつたが忽ち召し捕られてしまつた。この盗人は橋町二丁目の勝五郎といふ者であつて、亂酔のあまりした悪戯とわかり、お叱りの上、親分倉といふ者を呼び出してお下渡しとなつた。このことが忽ち大評判となり、一枚繪となつて繪草紙屋の店頭にぶら下げられるに至つた。
繪中の文に、

四ッ谷新宿大宗寺の閻魔大王は運慶の作なり。御丈一丈六尺、目の玉は八寸の水晶也。これを盗み取らんと、當三月六日夜盜賊忍び入り、目玉を抉り抜んとせしに、忽ち御目より光明を放しける故、盜賊氣絶なし片目を繰り抜き持行まま倒れ伏したり。此の者は親の目を抜き、主人の目を抜き、利へ地獄の大王の目を抜かんとせしに、目前御前を蒙りしなり。世の人これによりて、主親の目を盗むことを謹しみ給へと、教への端にもなれかしとひろむるにこそ。

第十七章 投壺と投扇興

上代に於ける日本の文化がすべて唐文明の模倣になるものなることはいまさらいふまでもないが、投壺の如きもも唐時代初期に創案されてやがて日本に傳來したものの一つであつた。投壺の種類には、三寸・二寸半・二寸・一寸六分・一寸五分・四寸・五寸等で、その耳は三寸・二寸五分・一寸五分・一寸・七分・四分等で、高耳・低耳・環耳・貫耳等にわかれ、壺のみ三十八品種に涉つてゐた。また簫は漢竹矢・羽矢・晋簫・九扶・五扶・四扶・三扶等のほかに種があつたといふ。『倭名抄』に、投壺 投壺經内典云豆保字知古禮器也とあるが如く、もと唐の古禮器で禮節もつとも備はるといはれたほどであつたが、晩年俳劇の具となるに及んで遂に禮器として用ひられなくなつてしまつた。日本に投壺が傳來したのは詳らかではないが恐らく當時の遣唐生乃至は唐朝より渡來せる唐僧などによつてもたらされたのであらう。かくして上古に於いては貴顯公達によつて盛んにもてあそばされたのであらうと想像さるのであるが、その確證とすべきものがないので、これを徳川氏時代に編入することとした。かくて徳川家中葉時代、所謂江戸文化の擡頭につれ、江戸市民のくはだてによつて安永年間に復活の曙光に接したのであつた。『武江年表』に、「安永四年九月、投壺の技行はる、京よりとみえて、流行の大内能耳の門人田江南といふ人投壺の禮を研尋し其法を傳ふ。投壺指揮、投壺矢勢圖解等を梓行せり。」とあれば前説の證となしうと思ふ。



『雅遊漫録』所載 投壺をなす圖

もこの投壺は司馬温公の創見になるといはれ、温公自ら新格を定め、投壺格範を作つて一層意義あらしめたといはれる。「遊學往來」に、改年初月の遊宴とあれば、往時は主として正月月初のもてあそびになつたのであらう。

その遊法は――まづ投壺をなすに際しては座席に毛氈を敷き、その中央に候板を施し、その上に壺をおき、矢箭（矢立）に籌一手づつを入れ、毛氈の端と壺との中央に、青龍の矢は東、白虎の籌は西に置く、東西に中局と計局とがあつて、矢算をとる戯者（矢を投ずる人）が出座して毛氈よりやく二尺ほど手前にて一禮をなして進み、毛氈の際まで進み、兩手にて矢箭をとり、同じく兩手にて矢を抜き、左の手にて握り、矢を左の膝の上に豎にして持ち、左の手で右の手に握つてゐる矢を一本とり、壺の底の所へ豎に置き、又その次次と三本置き、さらにまた一本横に置く。↑↑↑↑↑あだかも撞木状の形状となる。かくて座をかため、矢を一本づつ取りあげ、壺に向ひ合ひ、相方互に一禮して兩側の者より等しく投矢を初める。そのさい左肩と右肩との均整に注意し、豫め肩の崩れぬやうに注意する。但し矢は壺の上五寸位の位置にて垂直になつて壺・耳いづれかに落ち入るのでなければ、眞の中とはいへないのである。ゆゑに壺の上に矢の立つやう十分の注意をはらはなければならない。かくして互に十二箭投矢し終つて一一記録に載せ、算數によつて勝負を決するのであつた。

勝のことを賢といひ、負のことを不勝といふ。持のことは釣、一番を一壺あるひは一競といひ、一相手は一鍋、一壺は短競、三壺は長競、負退を更代など稱し、負者には罰杯として一壺一杯また一算一杯、賢者は慶爵三番勝の場合酒三獻、負者は綽興と稱して酒を飲まず、諱ひでも諱つてこれを肴とし勝者を積ふのであつた。

大壺投げは、大きな壺ばかりを投じるのであつて、壺の耳をぬくことは爲ないのである。常投法は一格。構板は八格で、外に五十章あつたといふ。

投耳法とは壺を投ずることをいふ。壺の耳ばかり投げる法であつて、これ亦百章あるといふ。參投法は、壺の兩耳を次第を立てて投げるのであつて、また百章、二百格あるといふ。奇投法は遠方より矢を投じたり或は横合より投矢をなす折りの稱呼である。これには七十法、三十二法、三十一格あるといふ。

箸法とは俗間に使用さるる杉箸を矢にかへて投矢するをいふ。つまり即席の折りなぞに行はるのであつて、この箸法には三百箸の格式があつた。鵬とは反箭を投げるをいふ。その法二百格あるといふ。但し投壺する人と壺との間隔には年齢によつて相違があり、七歳以下の人は二箭半、十歳以上の人は三箭の距りを置いて投矢するのであつて、衰尺は三箭半より半箭づつ落ちて四箭半より十箭に及ぶのであるといふ。

大壺常投格籌勢名目

善算位二十一章 以下中、本一算に褒美幾純と記する。

有初

一の矢の中るをいふ。有初連中と稱するは第一矢が當つて、第二矢が續いて當るをいふ。



貫耳

壺の耳に當りしは、口に當りしより高點にて貫十算、十點に該當する。

連中

第二番目の箭より最後まであたらざる時は五算と稱して貫五つを受與される。

散箭

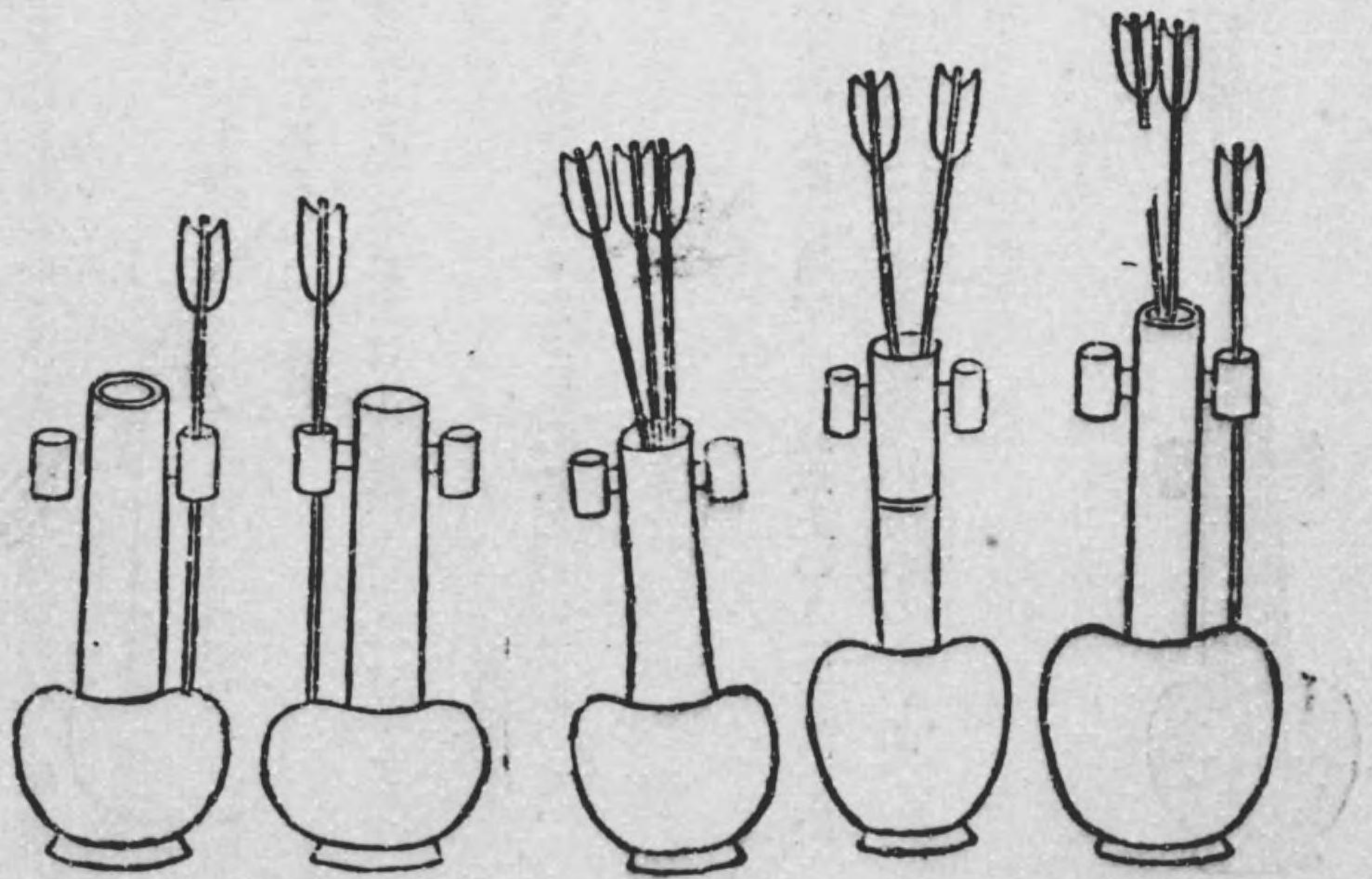
何れの矢にても前に續かず、離れて一本あたるをいふ。一算といひて貫一つを受く。

初有貫耳

初矢が壺の耳を貫いたものは、賞版して右二十算の賞を受ける。一本二十點を受く。

逆中貫耳

初矢二の矢の外貫耳のものはやはり二十點にあたりする。



横耳

矢壺の耳を貫くは偶然の結果であつて、投壺する人の本志に反するから、僅か一本の貫に値ひするのみである。

横壺

矢壺の口に矢が横たはつたときは横耳の時と同じく一點である。

倚竿

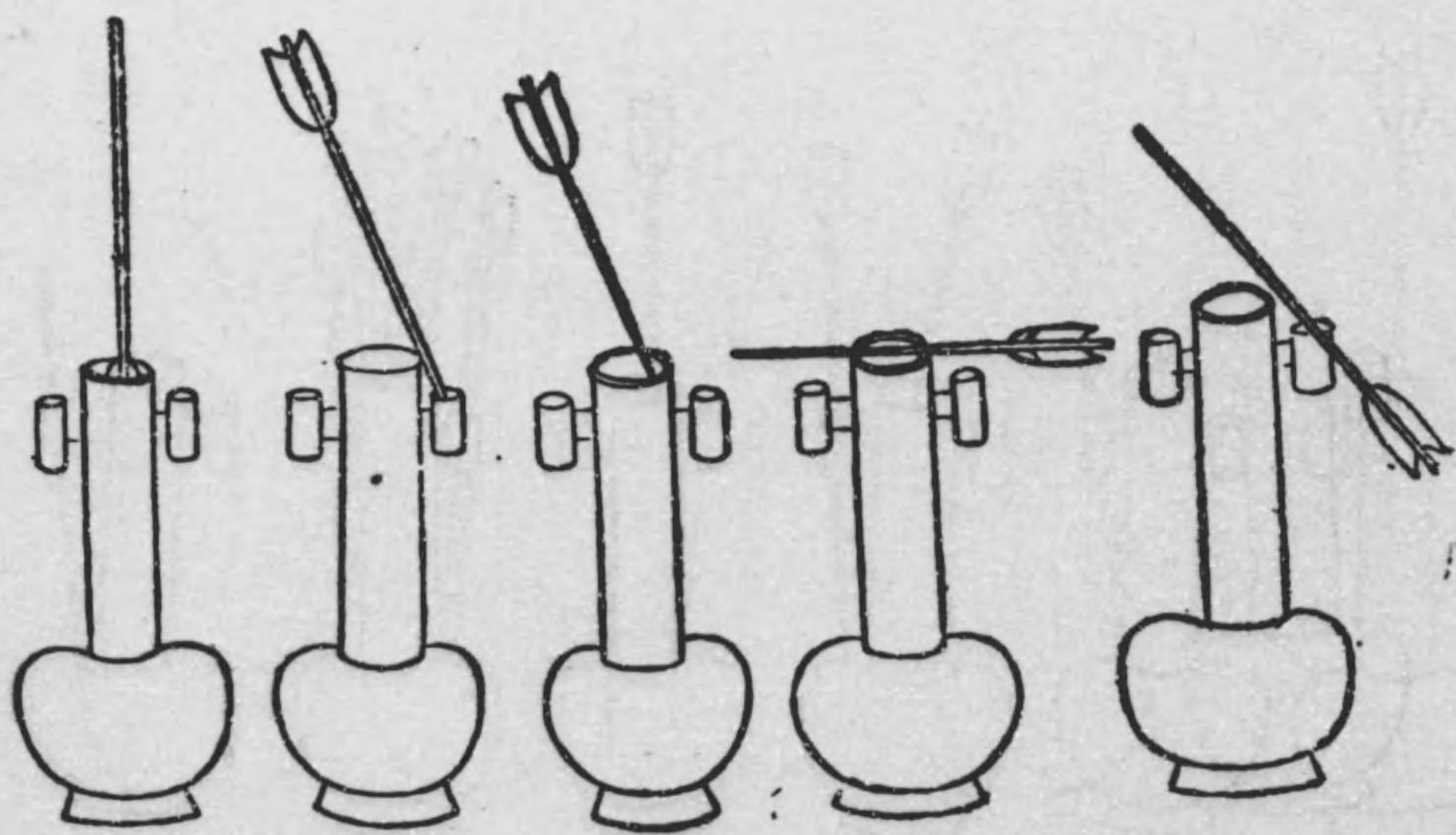
矢が壺口に斜めになつて止まつた時はゆるして數に入れる。しかし後に矢が落ちた時は不當と同じ結果になる。

耳倚竿

矢壺の耳に斜めに矢が止まつた時は、全壺の時は一本の點數となるが、後矢全部があたらざる時は無點となる。

倒竿

矢が逆しまに誤つて壺口より垂直に投入せられたる時は總ての得點を失ふ事になる。



倒耳 倒竿の例と同じ。

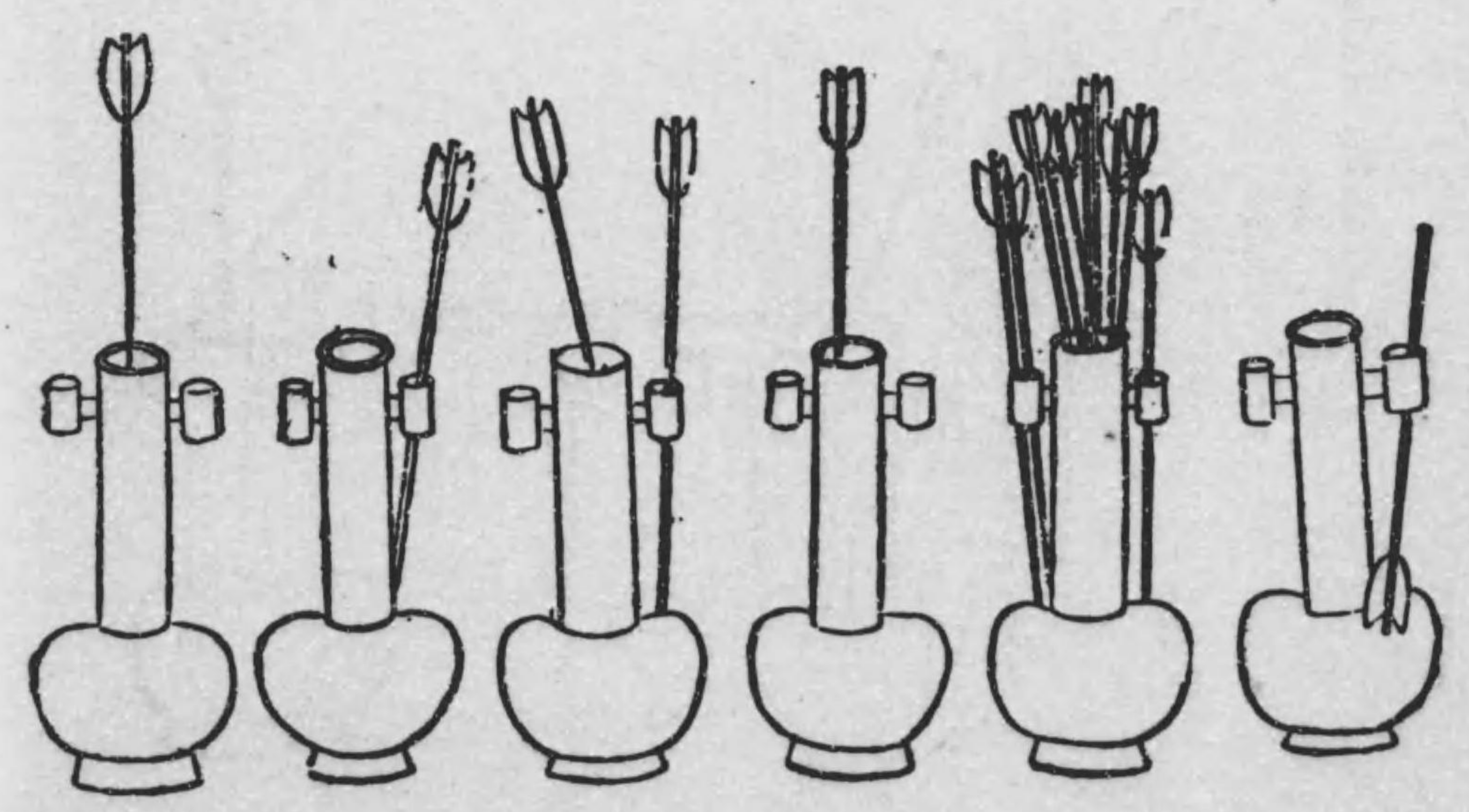
全壺 全壺とは十二本の投矢を完投した時の稱呼で、兩人全投の時は組合の方の勝てる方が勝となる。

有終 有終は十二本目の矢が初めて壺に當りたる時初矢を有初といへるにたいし、有終の稱呼があるのである。右は壺口の時十五矢に値し、耳の時は三十矢となる。

龍首 龍首は投矢が壺に當つて剣ね返つた時または壺口より躍り出て再び投矢して當つた時の稱であつて、もし貫耳なる時は、その貫常の貫耳と同じく、當らざる時は十矢にあたりするのである。

帯劍 帯劍といふのは、貫耳を買ひても矢が下に落ち著いてゐないから、貫には入らないのである。

龍首 龍首は、ゆがみて當り矢がわが正面に向ひたる時を龍首といふ。舊式法では十八矢に値するといふが、司馬温公の新格式では數に價ひせぬ事になつてゐる。



龍尾 龍尾は、投矢の羽が正しく投矢者の方に向ひ立つ時舊格式ではこれを十五矢に價ひするといつてゐるが、温公の格式によれば算に價せぬ事となつてゐる。

浪壺 浪壺は、口を廻りつつ斜めに壺中に立ちたる矢をば舊式では十四矢に價ひするといはれてゐるが、温公の新格式では算に價ひせぬ事になつてゐる。

敗壺 敗壺は、十二本全投して一本も當らぬ時の稱呼である。もし雙方敗壺の時は組方に矢のあたり多き方を勝ちとする。

以上は司馬温公によつて定められた投壺格範を主としたものである。これによればさしも難解といはるる嚴肅そのものの如き投壺格式の常識もいと平易に諒解しうると思ふ。

投壺は半聖・半仙の戯れといはれ、當時代の遊閑階級の人人によつて盛んに酒間の興に供されたのは事實であつた。

『幽遠隨筆』坤の巻に、
投壺の遊は、その始め既に久しく、禮記に投壺の篇ありて、ことに漢武の世に詳しく、昔は其の籌も棘のおどろおどろしき物を用ひしが、後は吳竹



のすなほなるにかへ、その法は古への古きによつて定め、その妙は今に至つてきはむ。技に長じたるものは養由が歩をも恥ぢず、宗高が扇にも肝つぶさず、もろこしには王侯の前に宴の興を扶け、我國には青樓の席に風流士の心を悦ばしむ、其の形は瓢に似てかしまかしからざれば、許由が譏りもなく、腹に亦小豆をたくはへながら高帝子が祭りにも奪はれず、一つの口、鼻の如く守り、二つの耳、浮世の事を聞かず、唯宴席に侍りて樂しみを専とす、もとより是を投るに錢を賭せざれば博奕のそしりを免ぬかる。(中略)嗚呼いたれる哉、投壺投壺。弓は袋に納められたれば手をもつて鏑を投げ矢に簇なければ、損ひ破る事なし、實に太平の姿なり、壺中の赤い豆に千代をかぞへ、吳竹の矢に萬世を祝ひて、永く君が代の翫びとすべし云。

と、かく評判さるるにれば如何に投壺が雅遊として當代の人士の歡迎にあたひしたかが想像されうるであらう。しかしかく評判されたにもかかはらず、あまり遊法が嚴格に失したので、早くも安永の中期には廢滅に瀕するに至つた。『蕪村句集』に、

いざさらば投壺まゐらせん菊の花 蕪 村

とあれば、その後間もなく遊戯的生命を失つたのを認めうと思ふ。この投壺の衰退によつて新たに玩具として又遊戯として出現したのが投扇興であつた。投扇興はその形状宛も方枕の如き形體をしたもので、これに金銀泥をもつて散る紅葉などを描き、この上に蝶の姿に眞似た紙包をのせ、これを的がはりとなし、扇面を開いてこれに投じ、あたりかたによつて優劣を判じ、點の多少をかぞへて勝負を決するのであつた。その點にはそれぞれ異なる名目があつた。初めは百人一首の歌からとつたが、のち源氏五十四帖の名に因むやうになつた。

投扇興の起因は『投扇式序』によると、江戸に投樂散人其扇と呼ぶ通人があつた。彼は頗る投壺に熱狂してゐたが、安永二年水無月のある日、晝寢の夢を食りつつあつた折、ふと目覺むるともなく目覺めてみると、いつ寢はづしたともしれぬ木枕の上に胡蝶が一羽翹を休めてゐた。ふとした氣紛れから枕頭にあつた白扇をとつて胡蝶をめざして發止と打つと、扇は半開のまま要先を方枕の上に止め、胡蝶は巧みにのがれて翻翻と簾の外に飛び去つてしまつた。

多年投壺の投矢法で鍛えた腕であつたから、めつたに規ひ外しのあらうわけはないのだが、それにしてもよく枕の上で扇がとまつたものだ、その偶然の結果が非常な興味となるに至つた。かくて再度扇を枕に投げてみたが、初手とは異つて枕の上に扇を止めることは容易に出来なかつた。かうしてそれを執念く繰り返してゐるうち、ふと投壺の投矢法から思ひついて、通寶十二字を懷子紙に包み、それを方枕の上に胡蝶の身替としてのせ、投扇してその包みを打ちおとしてゐるうち、いつか手練を積んでつひに十二包を片つ端から打ち落すやうになつた。かうしたことから、あの投壺のわづらはしい儀式より、はるかこの投扇のはうが興が深いとの考へと、この創意を酒間の興にもてあそんだらさぞ面白からう。との思ひつきから、彼の晝寢の賜ものなるこの遊戯に投扇興と名づけ、盛んに宣傳したところ、頗る時流に沿ひ、人氣に投じた結果、つひに投壺の勢望をしのいで投扇興の流行となるに至つたのであるといふ。果して投樂散人の晝寢の夢のたまものかどうかは疑問とするも、投壺の投矢法より案出せられたものであることには異論がないのである。

この投扇式に記述さるる席法・竝に禮式の次第書によると、



【世登濃登起】所載 投扇興

一、席法の事

一、枕の前後に席を定め、枕より扇のたけ四ツ或は三ツを隔てて座す。左に字扇取役一人。右に銘定行事一人。
但し記録を附る役人外に一人。

二、番敷を定め投扇する事

一、一席を假りに十番と定め又五番にてもよし、但し高砂、白妙を打つ時は褒美として度中一盃づつ飲むのであつて、又嵐・瀧川を投れば過料としてその人に二盃の罰杯を飲ませるのであり、その定めの中に高砂白妙を打てば過料たる罰杯を免ぜらるるのである。

三、席上の事

一、猩猩絨乃至羅紗又は更紗・毛氈之類、長さ八尺幅一尺七寸、その敷物の中央に枕を豎に据ゑる。毛氈は尺不足ゆゑ、扇の寸法にて尺だけ退りをること、敷物より要が出る時は負けとなる。

四、枕之事

一、塗枕あるひは蒔繪いつかけ等、但しいづれにても各人の好みによることとする。但し蒔繪としては銘の内にて繪柄のよいものを用ふ。

五、扇の事

一、金銀の扇に極彩色にて山櫻あるひは紅葉銘の内にて繪柄をきめて畫かせる。扇骨は十二軒、黒塗蒔繪の毛ぼりのものを用ひる。要は必ず金・銀のいづれかを用ひたといふ。

六、字 之 事

一、十二字但し文鏡錦金入等でこれを布に包み、更に金紙か銀紙にて裏打ちをして包み、金銀の水引にてそれを結び、枕の上のせて置く。

七、禮 式 傳

一、通寶十二字を銀紙五寸四方に裁ちて包み、蝶の形に摸して玉籬の水引にて結ぶ。十二字は即ち月の數を表はすので是を的玉といふ。

但し即席の遊は、有合せの紙で一向差支ないが本式の遊の際は前述の通りにするのを本式とする。

一、扇は十二骨の俗扇を用ひ、地紙は淺黄色、金銀泥にて散る紅葉をあしらふ。即席の場合は有合せの扇を用ふ。

一、枕は常の本枕の寸法と同じく、これにも散る紅葉を金銀にて描くかあるひは梨子地黒塗となす。これを的臺といふ。

但し即席の場合は前と同じ。

一、敷物は猩猩絨乃至は緋羅紗あるひは毛氈等であつて、幅は扇丈にたち切つて用ふる。これを稱して投席といふ。

但し即席の時は前と同じ。

一、枕と投席の間は四季を象どつてまづ四扇をもつて隔となし、投壺の如くに向ひ合つて著坐し、扇を構へ互

ひに先投の辭儀よろしくあり、かくて後投扇を始める。投扇は十二度をもつて滿投とし、單に假初めの遊事にさいしても、三十一文字になぞらへ、勝負によつて褒美を與へ香の如く記録にのせる。百人一首を書くのであるから、遊法をみだる事はお互につつまねばならぬ。

一、投壺の場合はまづ的の中心となる所へ、左右扇のたけ四たけづつ退つて向ひ合ひとなり、投席の中央に的臺を据ゑ、的臺の左右に執事格の者一人と的玉をなす人と向ひ合つて坐る。

一、相撲行事の場合は四本柱を用ふ。柱の太さは三寸廻りぐらゐとし、長さは疊ぎはより天井ぎはまで、扇ふたたけづつ、屋根は青き土佐紙の類にて張る。もつとも屋根障子は格子みつくろひにてよく、幕は紅・白縮緬を交ぜ幅三布にて四寸、丈は四本柱の四方一ぱいとし、四本柱は紅白の縮緬をもつて捲きあげるのである。東・西を分ち横綱・大關・關脇・小結・前頭と順位を定め組合せ、執事の向ふに坐し、的玉を直す人、軍扇を擧げて勝負を頒つ。これとりもなほさず大角力における行司役である。

以上で大體投扇興に關する儀禮を終つたから、百人一首に象どつて得點する表十組・裏十組の點數を詳記するとしよう。

表 十 組

龍川 瀬をはやみ岩にせかるるたき川の 過料二點引

散花 久方の光のどけき春の日に 三點

龍田川 ちはやふる神代もきかすたつた川 七點
 秋風 秋風にたなびく雲のたえ間より 八點
 富士 田子の浦に打ち出てみれば白妙の 十一點 (但し要枕の脇へはづるる時ハ八點)
 筑波根 つくばねの峰より落つるみな川 十二點 (字讀みたふるる時ハ八點)
 橋立 大江山いくのみちは遠けれど 十三點
 千鳥 淡路島かよふ千鳥の鳴く聲に 十四點
 春の野 君が爲め春の野に出でて若菜つむ 二十點 (枕より扇はづれて下におつるときは十五點)
 白妙 はる過ぎて夏來にけらし白妙の 廿五點 (褒美包枕につけば褒美なし)

裏 十一 組

高砂 高砂の尾上の櫻咲きにけり 三十點褒美
 小筵 きりぎり鳴や霜夜のさむしろに 廿二點
 假寝 浪速江の蘆の假寝のひと夜ゆる 廿一點
 山櫻 もろともにあはれと思へ山櫻 十九點
 沖ノ石 我袖は沙干にみえぬ沖の石の 十八點
 小倉山 小倉山峰のもみぢば心あらば 十五點

軒端 ももしぎや古き軒端のしのぶにも 十二點
 有明 ありあけのつれなくみえし別れより 十點 (色扇の下に入る時五點)
 玉の緒 玉の緒のたえなば絶えね永らへば 九點
 我庵 我が庵は都のたつみ鹿ぞすむ 五點
 嵐 嵐吹くみむろの山のもみぢばは 三點の過料 (包起る時は過料二點)
 手枕 春の夜の夢ばかりなる手枕に 二點

以上は包みの打ち落し方扇の當り方につれてそれぞれの名稱によつて特點づけられるのであつて、これは各自の好みによつてきめてもいい規則であるから、その一つ一つについての詳説をさける。このほか『投扇式』によると點數は一扇あるひは十扇と扇の數によつて得點と罰點とをかぞへて行く方法もあつた。

上述のごとく投扇興は投壺と比較して甚だ趣味的であり一般的であつた。投壺が一部の階級に限られたものであるに反し、投扇興は婦女子でも容易に出来る可能性があつたので、創案以降時流に沿つて凡ゆる階級から大歡迎をうけた。すでにこの戯れは當時の公卿殿上人たちの間にまで勢力を有つに至り、近衛關白の御前で、柳原權中納言ほか數卿が集り投扇興の遊事にふけられたことが『續史遇抄』にみえてゐるほどであるから、その盛大さは想像のほかであつた。

しかも文政三・四年に至つて、つひに江戸の盛り場淺草寺境内では中川五兵衛といふ男が賭錢をして盛んに風儀を素すに至つたので遂ひに禁止の制歴に遭つた事が『武江年表』にみえてゐる。しかしさうした制禁の裏面に

あつても決して廢滅する事なく遊玩二つの生命を持續し、明治年間再び流行し、その後流行の勢力を減殺するに
はしたが、いまだに廢滅せず一部の階級の間にあつて遊玩二つの生命を持續してゐる。

第十八章 雜 遊

一 松葉鎖・松葉の兵隊 玩具の名稱は「おもちゃあそび」より轉訛し來つたものであるから、遊戯分子が多分に包藏されてゐることは異論ないのである。これ等遊戯に使用される玩具は往往高級な形體を具備したものでないと、玩具價値を認めないものがあるが、子供の意識によつて遊戯せられる場合は、假令一木一草といへど決して輕蔑をもつて輕輕に看過してはならない。よしそれが一本の松の葉であつても、これが子供の想像力によつて、松葉の鎖りあるひは松葉の兵隊などに作らるる時、子供の想像力を發達せしめ且つ遊戯に對する認識を深める點は、却つて高級の玩具に數等まさる場合があるのであるから、この點子供の監督者は十分の考慮を拂ふ必要があると思ふ。

明和三年
梓行「川柳點」の句に、

迷惑なことと禮の供

松葉で鎖りこしらへる

とある。こは主の供をして行つた下男が、待たされる間退屈のすさびにつくつた松葉の鎖りであらう。しかしそれが子供によつて作らるる時は、十分の感興と製作慾とがともなふのであつて、強ひては趣味的好藝の助長と

もなるのである。さらに松の葉の又と又とをさしかけてひききる遊びもあり、又松の葉をもつて兵隊をつくり、それを立て並べて呼吸をふつかけ倒ふし合ふ戯れもある。これを古昔は松葉の兵隊と呼んでゐた。

『類柑子』に、

童の時の遊戯を思ひ出られて、松の葉をして人を作り、松の葉の弓、鎗、長刀、それぞとみゆるものを取り持たせて、左右にわけ、息を吹かけて争はするに、人間の動靜起臥おのづからにして勝負決然たり、これは無心の松葉ながら、人の息して働かすれば、有心有情のものともみるに、折ふし庭の松風吹き落ちて松の葉の兵、散散に打たふれて、忽ち風前の塵となるを、浦風なりけり高松の朝嵐とぞ唄ひ侍る。

と優雅な雅懐がもせられてゐる如く、よしそれが松の葉の兵隊であつても、詩情をもつてこれに接すれば立派な玩具となり遊戯となるのである。以下かうした植物性乃至は昆蟲戯に就いて詳説するとしよう。

二 蚊子の笛・麥笛 蚊子樹の蟲をとつて、これを笛とするを蚊子の笛といふ。『大和本草』に、俗に猿瓢といふとある。これを探つて穴を穿け、口にして吹くと宛も笛の如くひやうひやうと鳴るところより、ひよんの笛といはるるに至つた。この蟲は頗る軽い蟲とみえて、

『續山井』に、

ゆふがほにみとるるや身もうかりひよん

とある。こは芭蕉桃青が若き時の句吟であつた。夕がほは瓢にして軽るく水に浮むものであるから、その花を

詠むる自分を瓢より軽い蚊子にたとへたのであつた。浮かれものを瓢輕と稱するのはかうした経路より生まるるに至つたのであらう。

この蟲笛に對して、麥笛といふ頗る田園趣味の横溢した草笛があつた。

延寶八年『洛陽集』に、

麥笛や折柄蟬に一聲あり 榮也

麥笛の夜如に人の在所あり 榮也

何時頃誰人によつて吹き初められたといふ確證はないが、延寶以前より遊事に供せられてゐたのは事實であらう。

正徳三年『和漢三才圖會』卷二に、

大小麥中空白、小麥桿鳥硬、小兒用以麥笛之也。

とあるは、前例の麥笛と同じく野生の麥を加工せずに、そのまま切つて笛となすのであつて、宛も杜中の葉を捲いて鳴らすのと何の變徹さがなかつた。後世に於ける菅笛に麥蘗をもつて飾りとしたのとは全然相違してゐた。

三 蛙の葬 蛙をつらまへて投げつけ、鬪り殺しにして地上に小坎を掘り、車前草をその坎の中に敷いて、殺した蛙をその上へのせ、さらにその上にまた車前草を蔽ひ、子供たちがその小坎の周圍をめぐりながら、

かへるどのお死にやつた
おんばくどのおとむらひ
と、聲聲にいひ呪なうと、かならず殺された蛙が蘇るものと信じられてゐた。
『百物語雙紙』に、

今に子供までがあまがへるどのはいつ死にたまひしなどいひて、とむらひける。
とあるは、やはりかかる童たちの戯についていつたのであらう、蛙と車前草の關係は平安朝以降前記の如く信じられてゐたとみえて、

『蜻蛉日記』に、

山ごもりの後は、あまがへるといふ名をつけられたりければ、かくものしけり、こなたさまならでは方もな
どなげかしくて、

おほばこの神のたすけやなかりけん

ちぎりし事をおもひかへるは

とある如く、戀の裏切られたるを思ひ返ると蛙にきかしてあることや、おほばこの神などといはるるをみれば、車前草が蛙を蘇らす奇功に富むとは、はるか上代より信じられてゐたのであらう。『毛詩』の茨菰の郭璞が
疎曰、今車前草大葉長穂、江東呼レ蝦蟇衣。とあり、又陸璣の『草木疏』にも、車前草一名蝦蟇衣。とあるによれば、車前草と蛙との干係は可成り密接なものに異ひなかつた。

『本草啓蒙』に、車前草ハとあり、陸奥にてカヘルハといはるる。蛙釣りとはこのくるまば草をまるく小さく
捲いて糸にて結び、蛙の目の前にぶら下げるとばくりと飲む、それを釣りあげるをいふ。『和漢三才圖會』に、
狗尾草ハ原野多有之、小兒用之釣蛙戲者とあれば、あながち蛙釣りに車前草のみと限られたわけではなく、狗
尾草も亦等しく用ひられたのであつた。

四 蝸牛角出せ 蝸牛をつらまへて角出せ棒だせといふ遊戯は古來より行はれつつあつたものとみえて、

山崎宗鑑撰『犬筑波集』に、

まへやまへやと江口にぞいふ

世の中をいとふまでこそかたつむり

とかく俳諧化されるほか、延寶八年刊行の『日次紀事』に、蝸牛見人則謂縮、兒童相聚謂出出出出、不
出則打破釜云爾、此蟲俗釜云。とあるが元祿以降にあつては出る出る出ないと釜をぶつこはすとはいはず、

まひまひつぶろ

お湯屋のまへに

喧嘩があるから

角だせ槍出せ

といひ囃すのであつた。また蝸牛が至極遅鈍に樹の幹などを這ひつたふをみて、これに舞ふといふ形容が用ひ

られた。

『夫木集』に、

家を出ぬ心は同じかたつぶり

たちまふべくもあらぬ世なれど

とある。この詠吟は土御門院の御製であるといふ。又『尤の艸紙』に、かきほにまふはかたつぶり、とあれば旁よもつて證となし得るであらう。また、

貞徳の『與止賀波』に、

牛の子にふまるな庭のかたつむり

角ありとて身をなたのみぞ

とあるは、菅原道眞の作歌であるといふ。

文七にふまるな庭のかたつむり

其 角

の句は、以上の作歌によつて作吟せられたるものである。

五 蝙蝠山椒くりよ 暮色せまつた夕暮れの軒下をかすめて流れるやうについとそれる蝙蝠をみて、

蝙蝠蝙蝠山椒くりよ

柳の下で水のむしよ

と唄ふのは、蝙蝠のあだかも山椒に咽せたるが如きせつなげなる鳴聲なるより、かく唄はるるに至つたのであつて、『可笑記』に「にぶ男の沙汰の限り、かうもりのつにむせたるやうになきづらなる侍めり云云」と形容されてゐるが、唾にむせるとははるか後代にいひ訛れる形容であつて、最初は酢にむせてといつたのであつた。

『犬筑羽集』に、

おぼろ月夜にわたるかうもり、照りもせず、くもりもやらす酢に咽せて云云。

『守武千句』に、

山しようことにむせわたらばや

かうふりのすものがたりのつれづれに

とあれば、その證となしうるであらう、更に『百物語』に「山椒にむせてはあかがねにかぶりつきてなほる」といはるる如く、蝙蝠と酢と山椒とは全く附きものの如くに考へられてゐたが、決して蝙蝠が山椒や酢を好悪したのでなく、宛も酢や山椒に咽せるが如き鳴きづらき聲なるゆゑ悪聲なぞの形容とされたのであつた。

正徳三年『和漢三才圖會』に、

蝙蝠性好山椒一包紙於紙抛之、則伏翼墮落、竟捕之。

とあるが、それは詭辯であながち紙に包むは山椒のみに限らず、土でも小石でもよいのであつた。蝙蝠の飛んで来る前へそれを投げると、紙包の落ちるを規つてすうつと舞ひ下りて来る。子供はそれを待ちかけて竹竿などで打つのであつて、『和漢三才圖會』のいへる如く手搦まへになぞ出来えないのである。

六 水馬釣り 水馬はアメンポーと訓じられてゐる。蠅を糸にて結び橋下の渦巻などに蒐まつてゐる水馬の群に垂してやると、直ちに蠅に飛びついて来る。それをゆるゆる手繰つて手許に手繰りよせる。アメンポーは水練の達者であるから、これを飲むと水練の達人になるとの迷信からこれを飲む者がままたつた。俗説によるとこれを飲むと宛も餌の如き香氣があるところより、アメンポーと稱せらるるに至つたともいふ。

かうした遊戯は日本に行はれたのではなく、支那に於いても亦遊事されつつあつた。

『五雜俎』に、

水馬惟蠅以髮繫飼之則播抱不脱釣至案内不知也。

とある。同様の悪戯に漢名を釣駱駝といひ和名天邪鬼といふ蟲釣り遊びがあつた。釣駱駝は土中に巢がけてゐる小蟲であつて、これを釣るには燈心の尖に胡麻油を浸し、釣駱駝の栖息する穴の中に靜かに燈心を差し込むと造作なく釣れる。その形状は吳公に似た小さい白い蟲である。『嬉遊笑覽』に「天邪鬼といふ蟲あり、春夏の頃地上に小さき穴あり、燈心に油を蘸して穴に入る事二三寸にして燈心の動くをみてひき出せば、小さく細長き蟲の、身白きむかでの形したるが、燈心に食ひ付出づ、身を屈むれば、背に高き所あり、故に漢名を釣駱駝といふ」とあれば、支那に於いてもかかる悪戯が行はれてゐたのであらう。また土中に三寸餘の穴を掘り、巢をかけてゐる土蜘蛛の一種がある。その巢の端より少しく土の上に出てゐるのを撮み、捻ぢ加減に引出すと蜘蛛は巢の中に包まれて、出袋の中にて足を擴げてあがく爲めわれとわが腹を斷つところより腹きり蜘蛛ともいはれ『本

草綱目』には蛭蟻と綴られてゐる。

七 罰戯 罰戯とはある遊戯の勝負に負けたる者に罰を課するところよりえた稱呼で、獨り日本に限つて行はるる遊戯ではなく洋の東西を問はず行はれた。かのワグナーの如きはその著『兒童の遊戯』の中に、この罰戯數篇を撰み、兒童教育に資しつつあるのをみると決して輕視しえないと思ふ。

古來よりわが國で行はれた罰戯には負者に耳かけシッペイ（耳より頬にかけて人差指と中指とにて打つこと）、シッペイ（手の甲を二本の指にて打つこと）、墨たふれ（墨を顔に塗ること）等の所課を課することとなつてゐた。

『色道大鑑』に、

常の骨牌をうたんに賭を定めずしては不興なり、但し定むるとも耳引かけ竹篋がけをよしとす。

とあり。また貞徳の『安布良加須』には、

拭ふべき紙を手に持ち泣くばかり、すみたふれにや負て腹たつ。

とあるから、徳川氏の初期時代より盛んに行はるるに至つたのであらう。ところで古來より行はれた罰戯の種類を調べてみると、

1. 竹篋がけ 二本の指にて榮螺の蓋を割ること。
2. 骨牌勝負。
3. 追羽子。

4. 紙つけ合 これは額へ唾にて紙を貼りつけ、眼のあたりまで下つたのを吹き落し・吹き落し損ねたる者を負けとするをいふ。

寛文八年刊湖春撰の「横山井」に、

短冊は紙つけ合ひか花のさき

と、花を鼻に通はした紙つけ合ひの句がものされてゐる。

5. 綿吹き 圓卓の周圍に集まり、その中央に一片の綿を置き、これを一人が他の者に吹き送ると、それをまた他の者に吹き送る。綿は宛も鳥の逐はるる如く上下左右に飛翔するのを交互に吹き飛ばし・吹き誤つて吹き手の身體についたり、吹き落したりした者が負けとなる。

6. 俚諺の物真似 一同沈黙のまま身振、もしくは手振・手真似・表情の變化等をもつて諺の意味を表現する。一種の沈黙狂言。これには茶番めいた可笑味が多分に抱藏さるところより、古來より洋の東西を問はず行はれた。いまその一例を示すと、まづ眼を閉ぢ、もしくは手拭にて眼隠しをなし、牝雞の鳴き聲をなし、足にて土を掻き、左右の腕を以てはばたき、口を以て飼を嚙む真似を巧みに演ずる。こは「眼の見えない牝雞でも亦穀物を見出す」といふ古諺の演出であつて、針の孔より天井を覗く・負うた子に教へられて深瀬を渡る・豆腐にかすがひ・間に鐵砲・時かぬ種は生えぬ・鑿といへば槌・なすときの閻魔顔・猿も樹より落ちる・播木で腹を切る・盲目蛇に怖す等は適時演出するに適はしいと思ふ。

7. 碁石挟み これは一名を碁石茶漬ともいふ。碁を卓子の上なりあるひは墨の上なりにばら撒き、各兒杉の

割箸をもつて挟みとる用意をなし、一・二・三の合圖を待つて一齊に挟み取りを競ひ、數多く挟み取つた者を勝ちとする。一番少く取つた者に罰として一藝を演ぜしめる。

8. 額の花桶 これは一座の者がジャン拳で順をきめ鬼になつたものが額に水を一杯湛へた茶碗を乗せ、靜かに座を立つて圓座を一回りして、自分の座に歸り首尾よく著座すれば次の者が代つてそれを行ふ。しかし一滴でも水を滾したときは、その罰として適當な演技をする。

9. 羅漢廻し こは表情・動作等の表現を真似あふ遊戯で、一同圓陣を作り異口同音に、
羅漢さまがそつたら
廻さうちやないか

と唄ひ囃し、ヨイヤサノヨイヤサで唄ひ終ると同時に各兒思ひ思ひの姿態をなし、再びヨイヤサノヨイヤサと唄ひ終るを合圖に各兒自分の左隣の人の姿勢もしくは表情を真似、ヨイヤサノヨイヤサと次第に口調を早めて唱へる都度次にそれを真似、とど真似しそびれたる者が負けとなり、負けた者に罰として一藝を課する。

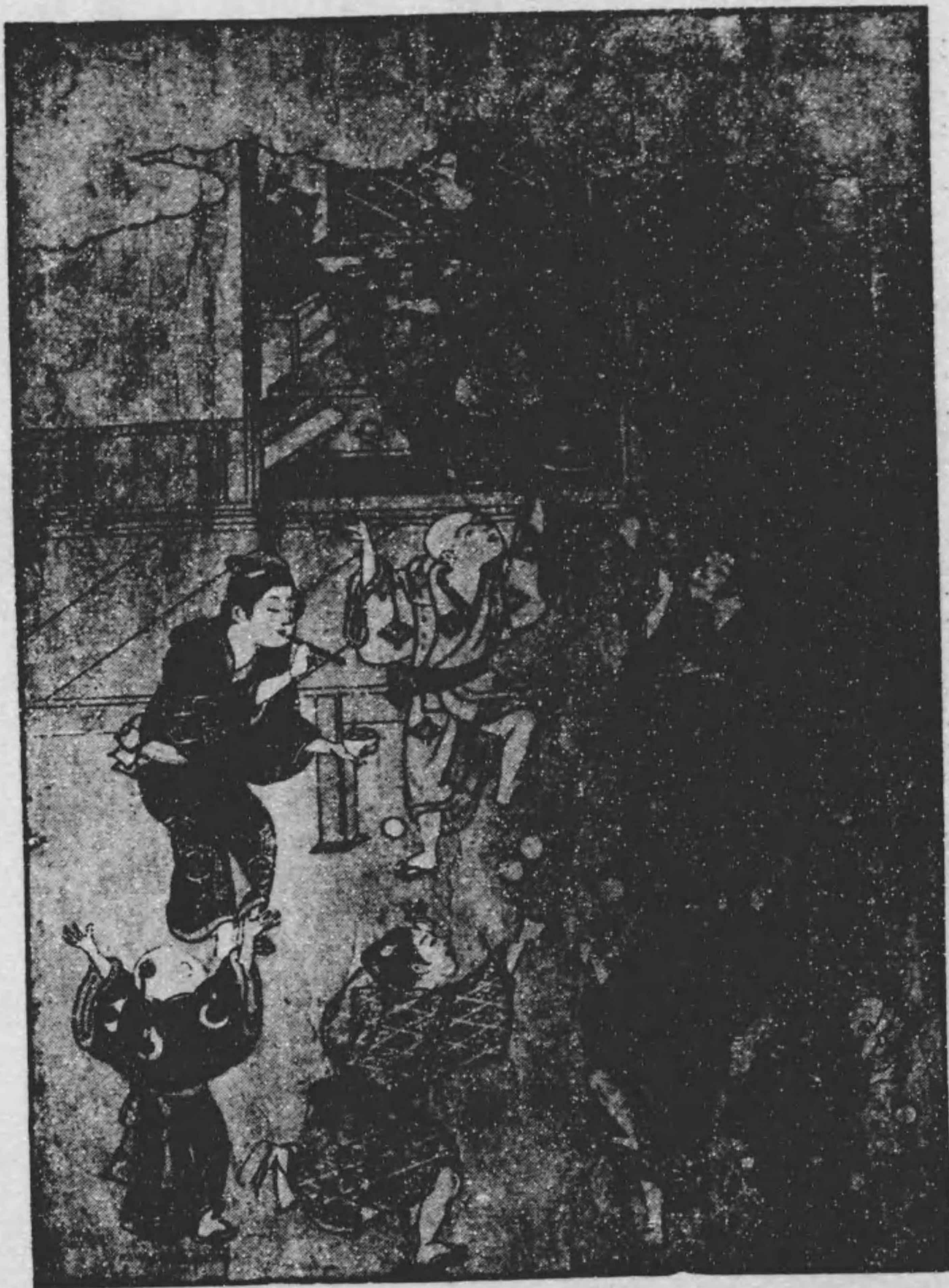
これ等の遊戯に課さるる罰遊としては、

1. 片足にて立つて各人へ一一挨拶する。
2. 假面の似顔。
3. 指を用ひず骨牌を拾ふ。
4. 笑はずに口笛を吹く。

5. 得意の唄を歌ふ。
 6. 我が足先に接吻する。
 7. 劍舞。
 8. 仁王の立像を真似る。
- 等であるが、罰として課する罰戯は滑稽諧謔なるをもつて宗とし、危険もしくは醜態なるもの、苦痛を伴ふものを排除し、常に和樂を念とし、假初めにも人を侮辱するが如き所課を負はしめてはならない。

八 シャボン玉 江戸時代に於ける兒女の遊戯圈内にあつて、夏季のすさびになるシャボン玉は、もと和蘭より舶載された石鹼の溶き水を用ひるところよりシャボン玉といはれたのであつた。シャボンの名稱は和蘭語が日本語化したものにほかならない。『本草綱目』の草土部には石鹼とみえてゐる。この石鹼が一般的にシャボン玉の材料とならぬ時代には、無患子または芋殻あるひは煙草の莖などを焼いて、その粉末を水に浸し、よく攪拌してその溶液を細い葎の先に蘸し、これを吹くと幾十球となく続けさまに吹き出された水圏球はふはふはと宙に流れ浮いて陽に映じ、青・白・紅・紫・茶といろとりな五彩の虹を吹きわけける。しかし和蘭人によつて傳來された石鹼が一般的となるに至つて、以上の如き材料は使用せず、石鹼の溶き水に無患子の焼粉を混ぜたものが用ひられるやうになつた。

但し此の水圏戯は獨り日本のみの獨專的遊事ではなく、唐朝時代には早くもこの水圏戯に類似せる遊事が行は



豊登筆 シャボン玉

れてゐた。

『物理小説』に、

濃嶮水松香末薫小園揮之、大小成、毬飛去、劉若愚言、熹宗能戲、以水拋空中、成園。

とある如く、唐の熹宗時代に於ける水園戲とは多少の方法を異にしてはゐるが、水園戲たるには何の變徹さもなかつた。また『唐書』には、大中末京師小兒、疊布漬、水紐之向、日謂之拔暈とあるは、水園戲とは全然その趣きを異にせる遊事であつて、布を水に浸しこれを眼近くかさし陽に向つて透せば彩色あだかも虹の如くなるより、これを拔暈と稱したのであらう。餘事はおいて江戸の景物としてシャボン玉がもてはやされるやうになつたのは、徳川氏の初期時代寛文・延寶の頃よりであつた。社界の種種相細大みのがしえな西鶴は、その著『好色一代男』の中において、松風琴之丞といふ陰間の美少年が口より水を吹いて壁に文字を描く器用さをさくもものしてゐるが、このシャボン玉だけは閑却してしまつた。

延寶八年刊『洛陽集』に、

空やみどりしやぼん吹かれて夕雲雀

又『紀逸點』に、

しやぼんの玉の門を出て行く

我貌の面目もなきしやぼん吹き

と、民衆藝術の唯一たる俳諧の取材たるに至つたのをみても、延寶以降いかに兒女の生活圏内にあつて勢力を

持しつゝあつたかが想像されうるであらう。これが、

さアさア寄つたりみたり、評判の玉や、玉や

商ふ品は八百八町

毎日毎日お遊び

子供衆よせて辻辻で、お目につけぬのない代物を

お求めなされシャボン玉、吹けば五色の虹が出る

と、兒女を顧客として江戸の巷街をシャボン玉屋なる一風變つた渡世のものが賣り歩くやうになつたのははるか後年のことではあるが、かくて層一層シャボン玉は江戸の景物として缺くあたはざる存在となつた。この頃浮世草紙の筆者と對立して、社界の細事を畫く浮世繪師によつてままたシャボン玉吹きが畫材とされるやうになり、つひに天保三年七月、江戸中村座の夏狂言の演し物として、江戸の景物たるシャボン玉が所作事にしくまれ、『おどけ俄煮珠取』といふ外題で、中村芝翫四變化所作事のうち、清元連中の出語りでシャボン玉の所作事が演じられた。

さあさあ寄つたり見たり 評判の玉や玉や

商ふ品は八百八町 毎日ひにお手遊び

子供衆よせて辻辻で お眼に懸値のない代物を

お求めなされとたり来る

今度仕出しぢやなければども

お子様方のお弄さみ

御存じ知られた玉薬

鐵砲玉とは事變り

當つて怪れないお土産で

曲はさまざま大玉小玉吹き分けは

その日その日の風次第

まづ玉盡しでいはうなら

たまたま來れば人の客

なぞと知らせは口眞似の

木魂もいつか呼子鳥

たつきも知らぬ肝玉も

緊まる時には十算玉の

堅い親爺に輪をかけて

若いうちから珠數の玉

オット留まつた性根玉

しやんと其處らで止まらんせ止まるついでにわざくれの蝶蝶留まれをやつてくりよ

三下り 蝶蝶止まれや

菜の葉に止まれ

菜の葉がいやなら

葎の先へ止まれ

それ止まつた

葎がいやなら

木に止まれ

ついで染め易き廊の水

もし華魁え、華魁え、と

いつたばかりで後先は

戀の暗闇行燈の

陰で一夜は立ち明し

格子のもとへ幾度か

遊ばれるのは始めから カン 心で承知しながらも

若しやと思ふこけ未練

晝のかせぎも上の空

鼻の先きなる頬冠り

吹けば飛ぶよな玉やでも

お屋敷さんのお窓下

犬に蹴爪づいてオヤ馬鹿らしい

口説きついでにおどけ節

伊豆と相模はいよ國向ひ

橋をかきよやれやれ船橋を

橋の上なる六十六部が落つこちた

笈は流るる錫杖は沈む

中の佛が龜泳ぎ

坊さん忍ぶは闇がよい

月夜には天窓がぶらりしやらりと

のばサ頭がぶらりしやらりと

こちやかまやせぬ

衣の袖のほころびも

こちやかまやせぬ

折も賑ふ祭禮の

花車の木遣も風につれ

エンリヤウ

いとも畏き御代に住む

江戸の恵みぞ有難き

江戸の恵みぞ有難き

以上は『おどけ俄煮珠取』の玉屋の條りで、初演以來屢々上演された。

註。蝶蝶止まれはシャボン玉と同じく江戸の景物であつた。「世の中は蝶蝶止まれかくもあれ」と談林風の巨頭西山宗因によつて蝶蝶止まれが詩材となつた頃、京師八坂の茶屋の事を書ける草紙に、蝶蝶止まれの小唄が所載されてゐたか



『江戸名所圖會』所載 蝶 蝶 賣 り

ら、天和・貞享以前より遊戯的生命が持續されてゐたのは事實であつた。「蝶蝶止まれや、菜の葉に止まれ、菜の葉がいやなら、よしの先きにとまれ、そらとまつた。よしがいやなら、木に止まれ」と、かく唄ひつつ八つ折りの編笠をいと寛闊に冠つて蝶蝶箱を首にかけ、手には紙作りの蝶蝶を葎の先きにつけて、飛ばしたり止まらせたりして子供だちをめでとして江戸の街衢を賣り歩くのであつた。この遊具は葎の節をぬいて元から糸を引き通し、その先に紙製の蝶を結びつけるのであつて、下腹に結ばれた蝶は葎の棒を振ふごとに棒尖から宙にふはりと飛び、糸を引くと葎の切口に止まるしくみだつた。蝶はその羽形の大小によつて價ひも從つて異ひ、極彩色のものになると、二文・三文と高値になるのだつた。蝶は大抵そぎ竹をもつて羽の形に曲げ、髯も亦削竹を用ひ、首・胴・羽根ともに紙を張り、紅・紫色とりどりに彩り染める。而もこの蝶蝶止まれは、文政の初年頃より一進境をなし、頗る時代化して細い竹の節をなめらかに削りとり、中心にゴムを入れ、兩翼は紙にて張り、中心のゴムがよく捲けたのをみて手を放すと、ゴムの捲き反る反動で蝶が宙に飛ぶしくみになつてゐた。確か明治二十年頃まで上野の山下あたりで、この蝶蝶を飛ばして賣つてゐたものがあつた。明和八年板本『江戸名物鑑』に海老蔵蜻蛉賣の所作繪が所載されてゐるが、實際江戸の景物には蜻蛉賣りなるものはなかつた。おそらく蝶蝶止まれより案出され、歌舞伎劇の中に採り入れられたのであらう。

九 指石(キサゴ) 彈棋の遊事より案出された指石は、女兒の室内遊戯として指先の働らきを専らとしたものであつた。方今では硝子製の物が用ひられてゐるが、往古はキサゴ若しくは小石などが遊戯用として用ひられてゐた。キサゴは『大和本草』に、チンヤコ小蝶なり、殻薄し、赤白の紋あり云々とあるは誤りにて、キサゴの殻

は堅厚で、そしてその小なるものには斑紋があるが、大なるものは灰色であつて斑紋がない。また小野蘭山の『本
 紳綱目山草部』には、白芨根形似とある。この白芨の根はキサゴに頗る似たものであるから、ここに扁螺と綴ら
 れてゐるのはキサゴのことである。京師にてはゼゼ貝といひ小兒だちはこの貝を紐に貫ひて翫びとした。ゼゼ貝
 の意は錢貝の意にして中古時代には江戸ではこれを(だんべいキサゴ)といつた。だんべいとは石積舟の稱呼で
 あつて『風俗文選』の李由が潮水賦に、段平に大石を積むは耕作のたすけなり。とある。段平と稱する舟は平た
 く堅く作れるものなるが故に、これに思ひよせてキサゴの名に負はせたのであつた。きさこの大なるものは、江
 戸時代には手玉にも代用された事があつた。鎌倉時代の書『鶴岡職人盡歌合』時繪師に、「月かげにみぎはのき
 さこかきよせて、ここにまき繪のはこ崎の松」とあればキサゴの名目も亦古いものであつた。當時これが兒女の
 遊戯園内にあつたか否かは明瞭でないが、徳川家の中葉時代には兒女の屋内遊戯として盛んに翫ばれた。

西鶴作『好色一代男』に、

藻屑の下のさされ貝の浦めづらかに、手づから玉拾ふ業して、ままことのむかしを今にはじきといふことし
 て遊びぬ。

とあれば、天和・貞享・元祿の頃女兒の室内遊戯としてキサゴ弾きが一般的となりつつあつたのをみとめうる
 と思ふ。しかし指石にはキサゴと並んで小石も亦同様に用ひられたものとみえて、

『正章獨吟千句』に、

あてなるがせよと仰せの放會いじはじ

とあれば、指石として用ひられたのはキサゴのみではなかつた。これが江戸時代以降明治・大正・昭和の今日
 まで遊戯的生命を持続し、決して衰道を辿らなかつたのは、一には指尖の運動によつて指尖を器用ならしむる爲
 めと、二には幼女をして數量の感念を興へさしむるといふ、二つのよき遊戯的性質が具備されてゐた爲めにほか
 ならないのであつた。

キサゴ指石は弾きとつたあとで貝を數ふるにさいし、貝を二ツづつとつて(チウシチウシたこのくはへが十で
 う。これをいひなまつて又チウチウたこかいな)といふ。このチウシもしくはチウは雙六詞の重二(二を二つ重
 ねたる數、唐音)のなまれるもので、重二重二が重なれば章魚の足の數カとなる。これに二を加へれば十となる
 より、たこの加へが十でうとなるのである。

キサゴ指石はひとり江戸のみのもてあそびではなく、ほとんど全国的に遊戯的勢力を持つてた。しかし所かは
 れば品かはるとへに洩れず、江戸と長崎とではその遊法に自らなる相違があつた。『長崎歳事記』によれば、
 キサゴを猫貝といひ、キサゴ指石をせはじきといふ。その遊法はまづ貝を握りそれを手の甲にうけ、また手の甲
 に握り取り、疊の上に散り餘つた貝は、一ははじきとつて勝負を決するのであつて、十五握りといふのは、甲乙
 互ひに貝を十箇乃至二十箇づつ出し合ひ、甲乙順番に眼を塞ぎ面をそむけて、十五箇を掴み取つた者を勝ちとす
 るのであつた。またとんのみといふのは、甲乙互ひに目印のある貝を一つ宛出し合ひ、かたみ交りにそれを掌に
 掴み、疊の上に振り撒いて、唯だ一貝だけが表となり、他の貝が裏となつた者を勝ちとするのであつた。江戸に
 於けるキサゴ指石の場合は、甲乙互に數箇づつ出し合ひ、順番を定めて先番のものがキサゴを全部掌に握り、そ

れを畳の上にばら撒いて、一一貝と貝との間を季指でひつきり、食指と親指とを輪とし、食指を以て弾きあててとるのであつて、弾きあつればその石をとり、いく度もこれを繰り返し続ける。弾きあてざる時は他の者の番となる。但し目的の石以外他の石に弾きあてたときは他の者の番となるのである。

このキサゴを舌の尖きに吸ひつける戯れを舌だみといふ。要するにキサゴを舌に吸ひつければ舌がだみて物がいはれぬところから、舌だみの稱となつたといふ『屠龍工隨筆』説。しかしそれは異論であると思ふ。神武天皇の御製に、「大石に八重匍纏へる小螺子」と詠ませ給ひたるは、たたみ重なる石の御形容と仄聞する。タタミは重なるの形容であるから、あながち舌のだみるゆゑに舌だみといへるは妥當でないと思ふ。思ふにキサゴとは別に石だたみといふ紋理のある介があるので、この貝を舌に吸ひつけるところより、舌だみといひなまつたのであらう。

一〇 綾とり 綾とりは指石と竝んで兒女の室内遊戯中、指尖を働かす最も優雅なる遊戯で、時代的考證は明確でないが、西鶴の『諸艶大鑑』の子女の遊戯をいへる條に、絲どりの名がみえてゐるのを見ると、貞享・元祿以前より兒女の遊戯圈内に存在してゐたのであつた。さらに寶永十二年の印本に圖掲せる如き江戸風俗の兒女が、兩人相對して綾とりに餘念なき風情が畫かれてあるのを見ると、貞享以降寶永年間にかけて盛んに兒女たちの間に専遊されつつあつたのであらう。

この遊戯の手法は細き三尺ほどの紐の兩端を結んで輪となし、左右の手首もしくは指などからめたりひつか

を折居と呼んだのであつた。また、



寶曆十三年印本所載 綾とり

けたりして綾にとりわけける。甲が同じやうに指尖をもつて、川の形にからげると、乙がそれを小鼓の形にとるを更に亦甲が魚の形にとりわけける。かくの如く甲・乙かたみがりには絲紐を綾形にからげるところより綾とりといはれた。平安朝時代には田樂雜技の中に刀玉を綾にとりわけける田樂法師があつたが、それとこれとは全然同じからざる存在であつて、綾取りの形には川・小鼓・魚等のほか、まだいく種かの名が名づけられてゐる。この綾とりには甲・乙が片手づつに綾を作り、それを甲・乙兩人にてまたほかの綾にとりわけける方法もある。現今でも全く廢滅せず未だに遊戯的生命が持續されてゐる。

一一 折居と切形 女子の趣味的好藝の一種紙折りは元祿時代には紙折りとはいはず折居・折形等と呼んでゐた。

西鶴作『好色一代男』に、

あるときはをり居をゆかし、比翼の鳥の形は是ぞ云々とあるのは、紙の折りたたみ方によつて比翼の鳥を作るの

『五元集拾遺』に、

聖代を仰げる句と外題書して、

鶴折りて日こそ多きに大晦日 其 角

とあるは、初春の屑蘇の提子ひこなどの飾りの爲め、紅白の色紙をあしらひ鶴を折つたのであらう。又、

『俳諧三疋猿』に、

折形の舟ながさばやかきつばた 麥 外

とあるほか『以呂芝居』には、女子の手遊びをいふ條に、折すゑの鶴・鯨形の兜などと紙折の名が並べてあるのを見ると、方今も兒女たちに盛んに翫ばれつつある紙折りの存在も古るものであつた。これ等の例證ではどの程度まで趣味的好藝が發達しつあつたかを知悉しえないが、古くは淺草寺境内の盛り場で、紙折りたんで見物のもとめに應じ、人物・花鳥・獸類のほか何なりと望みにまかせて、速座に折り作る紙折りの名手があつたことが『嬉遊笑覽』にみとめられてゐるから、今日と比して概して文化にめぐまれない當時の兒女の生活圏内にはかうした趣味的好藝が可成り發達してゐたのであらう。

紙折と相對的地位にあるきり形、つまり紙をたたみ缺をもつて種種の形にきる遊戯を元祿時代にはきり形と呼んでゐた。

『俳諧名物鑑』に、

きり形に咲かせてみばや菊の花

とあればかうした手藝はかなり古く存在してゐたのであつた。寶曆十三年刊行『諸藝遊戯雙六』にはこのきり形を紋彫と稱してゐるが、缺を用ひて紙をきりぬく手法には全然相違するところがなかつた。

當時この紋彫に探能なものは缺にて紙のはしより切り初め、人形は眉も眼も缺をとどめず、紙だけを廻して剪み終り、剪み終つて紙を合せると、宛も全紙の如くであつたといふ。また錦繪を白紙にかさね毛筋のとほりに細かく彫りぬいたものもあるといふ。

現在兒女のきりぬきに用ひてゐる切抜は、大抵線にそつて缺みを動かしてゆくものばかりであるが、もう少し獨創的であつてほしいと思ふ。

一二 堂堂廻り だうだう廻りは『拾芥抄』齋月の條に、正五九月云云此月月上十五日可三持戒齋行道慈覺大師廻り給ふ時、正月一日、二月八日、十二月七日。とある。この佛家の持戒齋行道と平安朝時代に行はれた御八講の折りの行道めぐりより胚胎して遊戯の端が發せらるるに至つたのであらう。

『榮華物語』本の零に、

十二、三までの小法師にねぶつのさまうつし云云頭は鼻をぬりかほはべにしろきものをつけたらんやうなり云云小さき地藏ぢざうはかくやおはすらんとみえ、又あまがつなどのものいひうごくともみゆ又ちごどもめぐりするとも見えたり。

とあるほか『源氏物語』桐の巻に、「しは十日ばかり中宮（藤壺）の御八講なり、又の日は院の御れう五卷の

日なれば云云みこちもほうもちささげてめぐり給ふ」とあつて、稚兒達の堂堂めぐりをなせるは事實なのであつた。ここに御八講または五巻の日といへるは『源氏物語抄』に、「提婆品を講するなり、採薪及菓蔬隨時恭敬と提婆品にあり、八講は五日十座なり、五巻の日といふは中日にて薪の行道あり、行基菩薩の法華經を我えしことは薪こり茶つみ水くみつかへてそえしといふ歌を聲明にして行道あるなり、手桶に花を入れ、六位の藏人など荷なひて、主上の御行道のさきへ行なり、僧衆右の歌をはかせて唱ふるを讀嘆の聲といふ」とある。この日兒女たちが供物を捧げてめぐりしたことが、やがて後世市井の見習ふところとなつて、堂堂廻りといふ遊戯形式が案出せらるるに至つたのであらう。その起原は詳かでないが正保・慶安の頃には既に兒女の生活圏内にあつた。

『正章獨吟集』に、

小人どもの袖のあつまり、手車の果ての後のとどめぐり、廣廣とした辻堂の内。

とあれば、これが既に遊戯化さるるに至つた證となしうであらう。この遊戯をなすには多勢が手を繋いで輪形となり、

堂堂廻り

小めぐり

と唄ひつつ廻る。かくして一人が一の膳、あげましょといふと、他の者がいやいやといふ。かくして二のぜんいやいや三の膳いやいやを十の膳まで繰り返し行ふのであつた。しかし後世に於いては粟の餅をあげましょ、いやいや、米の餅あげましょ、いやいや、そば切素麩食べたいといひつつ堂堂めぐりをするやうになつた。

因みにいふ。祝儀不祝儀に用ふる膳部は三の膳と限られてゐると思ふのは誤りであつた。『甲陽軍鑑』の料理献立の事をいへる條に、十の膳が圖示されてゐるから、堂堂めぐりに唄はるる一の膳いやいやを十の膳まで數ふるのは決して意味のない事ではなかつた。

一三 廻りの廻りの小佛さん 廻りの廻りの小佛といはるる遊戯があつた。こはもと『輪藏經』に、「日博大士が兩童子に學べるより起るなり」とあるが、これに類似した背比べ遊戯は古くより存在してゐたのであつた。『土御門奉邦卿實曆十年庚辰正月東行話説』に、「水口の宿はづれの橋をわたり云云小里今在家えもしれぬ處に、悪七兵衛景清、武藏坊辨慶が背比石といふもの有、その由來を聞に、昔辨慶この處にて晝飯を喰ひ居たるに、小兒打ちより遊びて、中の中の小坊達はなぜ背が低いぞといふ時、辨慶がたけ此石と等しかりしなり」とあれば、背比べの遊戯は既に平安朝時代より鎌倉時代にかけて遊事せられつつあつたのであつた。

思ふに廻りの廻りの小佛といふ遊戯はこの背比より案出され、兒童や兒女の遊戯圏内に採り入れられて勢力を持續するに至つたのであらう。

此の遊戯をなすにさいして、まづ多勢の兒童や兒女が手と手を連ね合ひ、珠數輪形となつて圓形を作り、輪の中には手拭で眼隠しされた小佛(鬼)を一人立てておいて、

廻りの廻りの小佛さん

お前はなぜに背が低い



『守貞漫稿』所載 堂堂めぐり

親の日に魚くつて
それでお前は背が低い

註。肉親の忌日には精進潔済すべきものとされ、魚類鳥獸はこれをなまぐさ物として口にせざるものとされてゐた。こは遊事にさいして、それとなく佛罰あることをしらしめたものであるから、ある日は日博大師が、兩童兒によつて作らるるに至つたといふ説が妥當であるかもしれぬ。

と唄ひながら、小佛の廻りをめぐると、小佛が躡めば廻りの者が立ち、廻りの者が躡めば小佛が立つ、かくしていく回もこれを繰り返して行ひ、とど誰か一人輪の中に駆け込み、小佛の手を持つてぐるぐる廻しに振り廻す。これは今までの位置で今までの方向を向かせて置くと、いくら眼隠しされてゐても、日頃の仲よし同志であるから、唄の歌ひ止んだ刹那誰が自分の前へ止まつたかは、薄薄感づかれる憂ひがあるので、そ

の憂ひを除く手段として行ふ。そしてそつと自分の所へ逃げ歸つて沈黙こくつてゐると、小佛は眼隠しされたまま、手探りで皆のゐる方へやつて来て、子供の頭を次から次へと撫でながら、

練 香 抹 香
搖 の 花 で
を さ ま つ た

と唄の切り字のたで、びしやりと額を叩かれたものが、今度は鬼に代つて小佛となるのである。『守貞漫稿』に、この小佛の圖が所載されてゐるのをみると、かなり古くより兒童の生活圏内にあつたものであらう。

一四 千艘や萬艘 千艘や萬艘は龜戸邑に鎮座せる道祖神社の祭禮より遊事の端が發せられたのであつた。『江戸名所圖會』卷の七に、

毎歲正月十四日に之を興行す、此の地の童子多く蒐まりて、菱垣造りにしたる小さき船に、五彩の幣帛を建て、松竹杯をも粗飾し、その中央に寶舟といへる文字を染たる幟を立てたるを荷擔、同音に唄ひ連ねて、此邊を持ち歩くなり、その夜童子集會して遊び戯るるを恒例とす。

とある如く、享保の比より道祖神祭と稱して、毎年一月十四日に祭禮がいとなまれた。こは疫神除祭の爲めに

行事せられたのであつて、塞の神祭りとも道婆の祭ともいはれた。此の日村村の児童だちは各村毎に集り、長さ四尺餘の小船を五彩の幣にて装ひ飾り、寶と染めぬきたる轆をこの舟に建て一同これを擔いで、

千艘や萬艘

塞の神祭れ

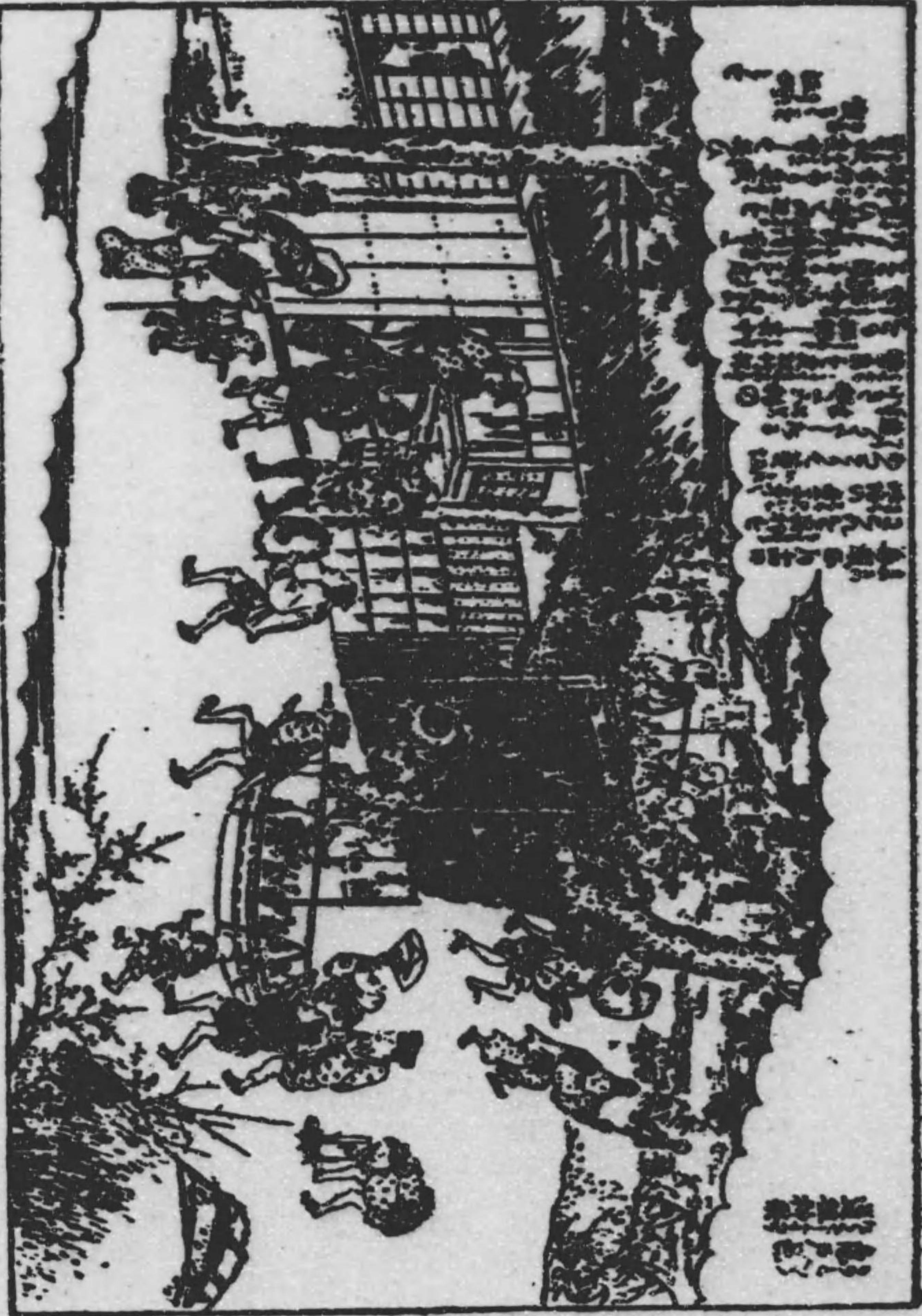
と、まづ神社の庭前に雲集し、かくて先導者が鉾を突き立て、順次に各村の家家を廻るのであつて、堅川筋より兩國あたりまで荷擔い歩いたものであつた。享保初年に始まつて明治初年まで龜戸道祖神の年中行事として行はれたのであつたが、明治初年にはつひに廢滅するに至つた。しかしこの児童だちの小舟を擔ぐ姿態は何時眞似られるともなく児童だちによつて眞似らるるに至り、江戸時代には遊戯として行はるるに至つたばかりか、つひに童謡をまで生ずるに至つた。

千艘や萬艘

お船がぎつちり

ぎつちりぎつちり

まびす講大黒講



江戸名所圖會』所載 千艘や萬艘

と叫ひつつ縁臺などの端に多勢の兒女や兒童が竝んで腰かけ、身體を左右に搖つて、舟に搖るる形容をなすのであつて、つひ近年までは東京の近郊ではままこの遊戯をなす兒童や兒女をみうけたものであるが、近年は一向見うけられなくなつてしまつた。しかしいまだに局地的には遊戯的生命が持續せられつつあるやうに考へられる。

この千艘や萬艘は江戸を中心として行はれた遊戯であつたが、これに相似せる遊戯は三宅島でも行はれた。『南島雜話』によれば、三宅島にては正月十四日、渡船はその乗組める水主の子供、漁船は漁獵組合の子供だが、その舟舟の雛形を造り、願順に村中を軒別に持ち歩いてこれを稼初めにするといふ。またこれとは些さか遊法を異にするが、『長崎歳時記』には、四月下旬より、市中の男兒が端午に行はれる競渡舟の眞似をして、二間あまりの竹棹を舟に擬し、何れも顔に丹を塗り、紙をたんで髪に挟み、右の擬舟の左右に取りついて、セロウセロウウタイと異口同音に呼び、茜木綿の幟あるひは五色の紙幟、または劍旗などに何町子供中と書いたのを押立て小さい銅鑼を鳴らして町町を練り廻り、他町の子供に行き會へば互に幟を出し合ひ、年頃の同じ者同志が相方より一人代表となつて出て、走り競べをなし負方の幟をとる。これをハイロンといつた。因みにいふ、セロウといふは、せり合はんといふ意味でウタイとはこれへ來よといふ方言であるといふ。

一五 狐のお窓 狐のお窓とは左右の手を後前になし、指を組合せて中の空くやうにし、ここより覗き見するをいふ。もと輕率をいましむるといふ點より案出さるるに至つたのであつた。

『浮世物語』といふ紳紙に、

夫はこのところ相なれて、それとはしりながら、流石に名残をしく思はれつ、かくぞよみける。子をおもふやみの夜こととへかした、ひるは篠田の杜にすむとも、と詠じてうちなげきけるを、妻の狐はたち聞て、限りなくかなしと思ひつつ、空を隔ててかくぞいひける。契りせし情の色のおすられて、我はしのだの杜になくなり云云浮世坊心づきてこれはいかさまにきつねのばかして、かやうにつれてありくかとおもひ、日ごろ聞たることありと、顔をふところさし入て袖ぐちより覗きみれば、せなかのはげたるふる狐、うしろ足にて立て先へ行。

とあれば狐の化生せるを下より覗けば、必ず化生せる姿を見現はしうるとは古くより言ひ傳へられて來たのであつた。また『奇異雜談』の鹽やにて鹽焼く男狐をみたる物語に、「竈の下火焰の中よりみれば、狐ひとつ雁をもち、膝のうへにおきて撫でさするなり、不思議やおもひて、起ちて竈のうへより見れば、女が子を膝に置けるなり、また竈の下よりみれば、狐さきの如し」とあるごとく。かかる訛傳や傳説によつて狐のお窓が遊戯として創案せられたのではあらうが、しかしこれは輕率をいしめた一つの教材であつた。物にはすべて表裏があるから、必らず表から正しくみねばならぬ。といふ訓誨が語默の内にこの遊戯によつて示教せられつつあるのであつた。

一六 手車 兒女が兩人向ひ合ひ、互ひの肩に兩手を掛け合ひ四ツさしの形となる。これを手車といひ、此の手車の上に誰かを乗せて、

こりやてんぐるま

と囃し立てる。

『伽羅女』といふ草紙の、あるものの奢りをいふと外題せる條に、「すぐれし艶女二十五人、この女たちのつとめには、二六時中差別なく、御隠居の仰せに従ひ、皆立つてお手車」とあれば享保の頃には既に存在してゐたのであつた。その後この手車と同じ手車といふ玩具が創案された。『近世畸人傳』に「享保の頃手車といふ物賣翁あり、糸もて廻してこれは誰のぢや、といへばこれはおれがのぢやとこたへて子ども買もて遊ぶ。されば此人いでくれば、童つどひて喜ぶこと限りなし、後はまた難波に往て賣こと京の如くし、遂にとある家の軒の下に端座して死す、傍に小さき卒都婆を建て（小車のめぐりめぐりて今ここにたてたるそとば、これはおれがのぢや」と書つてたり。いかなる人の世を翫びて、かかりけんと、その時をしる人かたりぬ」とあるほか『正章獨吟集』に、

小人どもの袖にあつまり

手車の果ての後のとどめぐり

とあれば、この玩具は遊戯の手車に胚胎して然る後創案さるるに至つたのであらう。

因みにいふこの手車一名賀茂の車は、文化・文政時代に至り於蝶殿の聲と優雅な名稱をもつて呼ばれ流行を新たにするに至つた。而して明治中期までは確かに玩具生命が持続せられつつあつたのであるが、その後廢滅し

た。然るに近時佛蘭西より逆輸入されて一大流行をかちえ、大人も子供もほとんどこれが爲めに狂氣し、ヨーロッパ大會などと稱して盛んに狂喜しつつあるが、すでに享保年間に日本の三都に於いて盛んにもはやされた玩具なのに想倒する時、噤然たらざるをえないであらう。

一七 鬼の皿と橋の下の菖蒲 鬼の皿と稱ふ遊戯があつた。正保比の兒女の遊戯圈内にあつて盛んに流行しつつあつたとみえて、ある日、堀田加州公が殿中にて林羅山に向ひ、童部どもの遊びに友を蒐めて左右の手を寄せてかぞへ、鬼の皿といふ事をなす、その計へ詞に、

ダイドノダイドノ

ダイガ娘ハ

梶原、

アメウチ盲ガ杖ヲ突テ通ル處ヲ

去ハヨツテ終ノケ

と唄ふ。故ある事に候や、と訊いた。

羅山答へていふ。

是は頼朝の時、御意に叶ひ、出頭して威を振ひたる人をかぞへたてたるにして、その仔細といふは一にダイドノとは、御臺所政子の御方をいふ。一も臺殿二も臺殿にて續いて數ふべきものなしといふ意にして、臺殿臺殿と

かさね呼びしなり、臺が娘とは頼朝の大姫君清水冠者の北を方をいふ。是また寵愛の類にて、威有、次に梶原とは平三景時の事にして、アメウジとは安明寺とて、北條時政の妻牧の御方の一族なるが、盲人と成りて頼方の御咄し相手と成り御伽し、頼朝の許しをえて座席といへど杖を突いて歩行せるより、安明寺に行逢ふほどの者は、彼を傍にさけて通せし故、去は終に退とはいひしならん。と語られたといふ。

鎌倉時代の童謡が徳川家時代に至つていろいろと唄ひあやまれ、つひには遊戯として行はれながら、その遊戯的性質が不可解な謎のごとく思はれてゐたものは、この鬼の皿のほかに、橋の下の菖蒲といふ遊戯があつた。『嬉遊笑覽』に、「中山集に、橋の下の菖蒲は勢田の大蛇かな、此の童謡は、今も童が草履をぬいで、さうりけんちやうといふことすなり、或者に此童謡を云事は、一りけんちやう、二けんちやう、三けんちやう、しけんちやう、しこのゑもはもととり、十方鴨豆なるゑだよ、あめうしはこの上にはめくらが杖ついでとをる所、そこはつんのけその譯もあれ許六が(鎌倉賦)に、金洗澤星月夜の井橋の下の小歌はあめ牛めくらが威勢をそしり、小栗の説教は横山の強盜を語るとあるも、鎌倉に威ある盲人ありしとみゆ、橋の下の小歌といへる橋の下さうふの童謡なり、この言古きこととみえて「猿樂狂言」つとふ山伏などの山伏が祈り詞に、はしこの下の菖蒲はたがうへたしやぶぞといへり。これもとより山伏の唱ふべき詞にあらず、唯童謡をとりて、祈りの詞めかしたるなり(中略)「伽羅女草子」に、封間が物語りする處、七年已前に越後町扇風方にて、橋の下の菖蒲はたがうへたと足拍子踏し云云。かくあれば、足拍子してこれをいふやうなれど、祐信が畫ける繪に、草履をぬいで、かがみ居、一人それをかぞふる體なるは今の兒戯なるべし。(山略)今童のいふは、さうりけんじよけんじ、おてんまてんまの橋の

下の、菖蒲は咲いたか、咲ぬか、まだ咲そろはぬ、めうめうぐるまを手にとつてみれば、しどろくまどろくじぶさぶろくよ。といへりし、是によりて思へば、一りけんちやう二けんじやう、おてんまてんま橋の下の菖蒲は咲いたか咲ぬか、まだ咲き揃はぬ、あめうしめくらが杖ついでとをる、しどろに、もどろ、それそこへつんのけといへるなれど、その事辨へがたし。」とある如く草履をぬいでそれを敷へる遊戯が何によつて創案されたのであるかが喜多村氏の博識をもつてするもつひに解決しえず、疑問のまま残されてゐるが、この兩つの童謡はいづれも鎌倉時代に出来た童謡であつて、

一りけんちやう

二けんちやう

三りけんちやう

四けんちやう

しこのはこの上にはゑもはもととり

十方ひよどり豆なるえだよ

くろむしは源太よあめ牛めくらが杖ついでとほるとろ

それはそこへつんのけ

といふ童謡と、いま一つの俗謡、

橋の下の菖蒲は

折れども折られず
刈れども刈られず
伊藤どの土肥どの
土肥がむすめの

梶原源八介殿のけ太郎どの

との兩つが、後代錯雜混淆して前掲の如く唄ひ誤まらるるに至つたのであつた。この難解なる童謡を『羅山文集』によつて解説すると、次のやうな意味合となるのである。

一りけんちやう・二けんちやう・三りけんちやう・四けんちやうといへるは、こは當時（頼朝時代）の鎌倉に於ける町割の一間町・二間町・三間町・四間町といふ義であり、しこのはこは厠（トイ）に久しくゐる僻のある女を諷したのであつた。當時頼朝の愛寵してゐた局の女房に此の僻があつたのをかくくさしたのであるといふ。またゑもはもおとりとは、右衛門八といふ者が、頼朝の氣に入りにて、十方を漁り歩き、鴉をとり、豆を飼にしたのであり、又くろむしは烏蛇の事で、梶原源太がこれをとりに黒焼として頼朝に奉つたのであり、あめうし目くらとは、時の權勢ある盲目（一説に最明寺）が先きにいへる如く營中杖をゆるされて歩くを人人おそるるあまりあたりを除けときかしたので、後世それそにつんのけと唄つたはこの除けといふ一事を働かしたのであらう。

また（橋の下の菖蒲は、をれどもをられず、刈れども刈られず）とあるは、頼朝の弟蒲冠者の御連枝をいひしにて、弱にも強にも何の役にも立ち給はぬをかくたとへたのであつた。（伊東殿、土肥どの、土肥どのむすめ、

梶原源八、介殿、のけ太郎どの）は時の勢力ある大名だちが權柄なるをもてあくねたといふ意味なのであつた。

以上詳説の如くこの兩つの童謡は、非常に盛大なる流行を續け、鎌倉時代より室町時代を劃し、更に後代徳川氏時代に至つて、つひに兩つの童謡が一つに併合され、遊戯をとまうに至つたのであるが、喜多村氏の考證せる如く、「猿樂狂言」の山伏の祈り詞や『伽羅女紳紙』などにその遺事が残されてゐるのをみると、往時の盛大さを想像なしうと思ふ。

一八 駕籠 過去に於ける日本の行通機關として僅かに馬と駕籠と舟とがあつた頃、案出された遊戯であり童謡であつた。兒童が自分より遙か小さい子を背に負つて、次のやうに唄ひながら遊ぶのであつた。

道中駕籠や

やろかごや

いきより

歸りは安いな

これを駕籠あそびといふ。此の場合安いなを早いなにかかせていふのは、空ヶ駕籠のいひである。空なるがゆゑに前棒・後棒の足どりも亦従つて輕輕と運べて早いわけである。と同時に戻り駕籠の賃錢は往きより歸りの安しのは當然である。

こむ。土玉は上・中・下いづれの穴をも無事に轉り抜け、一番最下の穴よりぬけ出たものを勝ちとするのであつた。
石橋の猛きけものもぼたんには

尺八ほどのよだれなるらん

重政畫伯の繪に對して老簞子老人がさう賞賛してあるのによると、この竹穴から轉り出る紙包がいに少さいものであるが想像されうるであらう。これを芋蟲遊びといつてゐた。その後この芋蟲に眞似て米俵といふも



『江戸二色』所載 芋 蟲

のが出來た。

ああしんき掌に立つ米俵

米俵は芋蟲と同じ遊戯ではあつたが、前者が紙包なるに反し、これは小さい米俵に似せた土俵を竹筒に轉ばしこむのであつて、芋蟲の盛名をしのいでより一層評判となるに至つたので、それを悪んだ俳人の詩材となるに至つた。

二〇 芥かくし(草履かくし・下駄かくし)芥かくしはもと玄宗と寵妃楊貴妃とが未央の宮の庭上でなしたのに遊事の端が發せらるるに至つたのであるといふ。

この遊戯は方今も現存する遊戯の一つで、地上に一つの圓を描き互ひにかくす芥を見せ合ひ、一人が後を向ひ

てゐる間に他の一人が、その芥を圓の中の土を掘り何處へか隠し、巧みに上の土を平らにならし、もういよいよ合圖に鬼になつたものが探し出すのであつて、探し出したものが代つて隠す番となり探し出された者が鬼となるのであつて、これを繰り返して行ふを芥かくしといふ。これと殆ど遊法を等しくする草履かくし・下駄かくしは鬼になつた者の下駄なり、草履なりを他の者が隠して探さしむるをいふ。『蜘蛛の絲卷』兒ども遊びの條に、
今弘より六十年前の比は、市中の街上にて十より以上以下男女の子供、うち混じりて、目かくし、鬼兒つ子、柱とつつき、芥かくし、草履かくし、かくれんぼなどと稱へ、夏の夕、往來の妨になるほどむらがり遊びけり。
と岩瀬京山氏にかくいはるるによれば、草履かくし・下駄かくしなどと稱する遊戯も亦兒童の生活圏内に存在してゐたのであつた。

明和二年 行 『川柳點附句』に、

朝のうち草履かくしを廊下でし

とあれば、かかる遊戯は吉原の禿にまで行はるるに至つたものとみえる。

二一 つばなぬこ この遊戯は鬼ごつこの一種であつて、鬼になつた者を山のおんこと呼ぶ。一同下かがみとなり、異口同音に、つばなぬここと唄ひながら、つばなを抜き取る眞似に興じ、ほど經つて鬼になつた者に、人差指と親指とで圓い輪を作つてみせ、その指の輪から鬼を覗くやうにして、

鬼さん鬼さん

こりやなアに

と鬼に訊くと、

ホーシの玉さ

と鬼が答へる。それが皆んなへの逃げろの合圖となり、ばらばらと蜘蛛の子散らしとなつて八方にわかれ散るを鬼が追ひ駆けて掴まへる。掴まつたものが改めて鬼となり、またつばなぬこを繰り返すのである。

この遊戯は春の野邊のつばなぬく遊びより轉じて遊事の端を發したのであつた。

白茅は和名を茅といふ。春初その新苗の生する時、葉莖の中に花包がある。これを茅針とも茅筍ともいふ。つばなはすなはちこれである。兒女たちはこれを探り嫩穂を出して食ふ。「本草綱目」の集解にも、「小兒を益す」とあり、「信實朝臣六朝」に、「いとおしやまたかふるなるうないどもや、やまのにあまたつばなぬくなり」等と言はれてゐるのをみると、古くよりつばなをぬいて遊びとしたり、これを食する風習は存在してゐたのであつた。夏至となればこの穂は長く長じて白き粟となり、秋の枯野の頃に至り、枯尾花または狐花なぞといはれて妖怪物語りの取採ともなるに至る。

「俳諧懷子」に、

迷はされぬく野は狐つばなかな

「同紙」十に、

狐の多き芝原の中

たくるまでぬかぬつばなのほいなしや

とあるは、茅の花のたけてつひに狐となれるまでぬかなかつたのを後悔せるいひなのであらう。かかれば狐花は人を化するものと信じられてもゐたのであつた。よつてもつてつばなぬく春のうなるの遊戯と狐のお窓とが巧みに配せらるに至つて、つばなぬこの遊戯が誕生するに至つたのであつた。

二三 目白押し 縁臺の端などに兒童や兒女が一行に腰かけ並び右に左にと肩を押し合ひ、とど押し出された者は一番後列に返つてまた押し合ふ。これを際限なく繰り返す行ふ。これを目白押しといふ。もとこの遊戯は目白の習性によつて案出さるるに至つたのであつた。

「大日本倭本草」に、

鰯眼兒常熱懸志日最小而巧。

とあるが如く、眼縁の白きが故に鰯眼といはるのであつた。羽色青褐色あだかも青鳩の色に相似してゐる。但し腹毛の褐色なるは雄、黄色なるは雌にして、雄はよく囀するが雌は啼かない。この鳥の習性として樹の枝に無数に集まり盛んに押し合ふ。押し出された鳥はまた端へ飛び歸つて押し初めるところより、これがいつか摸倣され、兒童の遊戯として案出せらるるに至つたのであつた。

「鷹筑羽集」に、

椿原に油おしする目白かな

『俳諧懐子』に、

おしあひひてめならふ籠の目白哉

と目白の習性がかく俳諧化せられあるをみても、児童や兒女の生活圏内にあつた目白押しの遊戯が、目白の目白押しによつて創案されるに至つたといふ主張を否定しえないと思ふ。筆者が少年時代には遺存されてゐた江戸時代の遊戯の一つであつたが、方今では全然かうした遊戯が行はるるのをみうけなくなつてしまつた。

二三 鼠ごっこ 鼠ごっこは童兒や子女の極く幼少時代に行はるる遊戯であつて、一人の手の胼を一人が抓めると、その手の胼を又一人が抓り、さらにその手の胼を又一人が抓めるといふふうには、これを繰り返して行ふのを鼠ごつこといふ。『和名類聚抄』には玉篇をひいて關關に作り、和名豆良爾古と讀ましてゐる。その名義は行小鼠の謂なのであるから、もと野鼠などが大群にて溪流などを渉る態より案出せらるるに至つたのであらう。

『草木子』に、

至正乙未年中、江淮間群鼠擁集如山、尾相渡、衝江、過江東、來、湖廣群鼠數十萬、渡洞庭湖、望四川面、去、夜行晝伏、路皆成蹊、不依人行正道、皆遵道側其羸弱者走不及多道斃。

とあるが如く、野良鼠が群をなし隊をつくつて谿谷をわたるの例は枚擧にいとまないほどであつた。かく行道にさいして谿谷などを渡渉するさいは、弱き鼠の背を強い鼠が後より追ひ起して渡るのは自然の歸結であつたのだ。恐らく鼠ごつこの遊戯が案出せらるるに至つた道程には、この野鼠の谿渡りが寄與するところ少なくなかつたのであらう。

たのであらう。

鼠ごつこは鼠ごつこと同型式であるので改めて説明するまでもないが、しかし鼠ごつこより遙か後年に案出せらるるに至つたのであらう。

二四 鬼ごっこ 鬼ごつこは太田南畝の『筆のすさび』に、「童の鬼ごつこといふ戯れは、もろこしにもあり、替鬼といひ明の劉備がものせる『帝京景物略』にみえたり。」とあれば和漢相似の遊戯なのであつた。この鬼ごつこは隠れんぼうと竝んで児童や兒女の遊戯圏内にあつて遊戯の雙璧と稱へられたものであつた。恐らく上代より隠れんぼうと竝び行はれた遊戯なのであらうが、これを確證すべき文献がみつからないので、主として『守貞漫稿』によつて文化・文政以降の鬼ごつこに就いて詳説することしよう。

この遊戯の中にたんまといふ言葉がある。これは鬼に追ひつめられた者が、親指と人差指とをもつて圓い輪を作り、たんまといつて鬼に見せる。つまり待つたの意味である。鬼になつた者が替鬼をつかまへず、遊戯の途中で止めると、鬼ぬけ間ぬけ太鼓背負つて逃げる。と皆から言ひ囃される。現在の鬼ごつこはただ追つて逃げるものをつかまへるといふに過ぎないのであるが、文化・文政時代には向ひの軒下と此方の軒下とに別れ、その中央に鬼になつたものが立ち、

向ひ側の者が、此方側に向つて、

向ひのおばさん茶をのみにちよつとおいで

といふと

鬼がこはくてゆかれません

と答へる。

そんなら鐵砲かたげておいでなさい

といふ。

そんなら向ひにまひりませう

と節附けて唄うやうにいひ嘆し、向ひの軒下めがけて駆け出すのを、通りの中央に立つてゐる鬼が追ひかけるのであつて、向ひ側へ駆けつける途中で掴まつた者が替鬼となるのであつた。江戸では鬼ごと又は替鬼などとはいはず鬼ごつこと呼んでゐた。

二五 鯉の背登り

鯉の背のぼりは兒女だちがあまた集り、互の帯の結び目に両手をかけ、背を踏め首を下げて一列縦體となる。一番最後の一人が順順に背の上を這ひ越して、最後の一人まで這ひ越すと、そこで自分も首を下げ背を曲げる。次に最後列の者がまたそれを繰り返して行ふのであつて、もと鯉が登魚梁にかかる状態より創案せらるるに至つたのであつた。

「東海道名所記」に、

鯉は川瀬に登るものなれば、登魚梁といふものにてとるなり。

とある、この魚梁へかかつた無数の鯉が背から背を乗り越え乗り越え、すべるところがそのまま遊戯の主體となるに至つたのであつた。

二六 天神様の細道 男兒と女兒とが互ひに左手を握り合つて高高とかさす、これはこの遊戯の場合門の心なのであつた。他の子供がその前へやつて来て、

此處は何處の細道ぢや

といふと、

天神様の細道ぢや

と答へる。

ちよつと通して下さんせ

と頼むと、

御用のないもの通しません(古くは手形のないもの)

といふ。

この子の七つのお祝ひに

お禮を納めにまゐります(ともいひ又天神さんに願かけて、お)

といふと、

行きはよいよい、歸りは恐いと鬼がいふ。

で、鬼だちが高高とかざし合つてゐる手の下を潛りぬける。歸りは鬼が右の手で手の下を潛りぬけて出ようとする者の尻を両方から打つのである。

此の童謡にともなふ遊戯は、徳川氏が江戸に居城を築城せる後に出来たのであつた。徳川氏が江戸に居城を下するにあたり、箱根の天險を扼して此所に關所を構へ、道中通行の吟味を嚴重にしたのは、西國の雄藩に備へる爲めだつたのはいふまでもなかつた。その爲め如何なる所用ある者といへど、武家・商人・百姓を問はず、關所手形所持せざる者は、絶対に關所の通行が嚴禁されてゐた。此の禁令を犯すものは關所破りと稱し、科するに磔刑をもつてせられた。しかしさうした裏面に、親の重病乃至は主人の危篤なぞにて、どうしても手形なしに關所を通過せねばならぬ場合、關役人に哀願すると、來た時の方向をかへて、貴様は此方からまゐつたのにそちらへまゐるのは不都合ぢや、と反對の方向に突き放してやつたさうだ。しかし用はてて歸るにさいし、その寛大なる扱ひにあへぬところより、行きはよいよいかへりは怖い結びとなつたのであらう。かうした通行吟味の俊嚴さはいつか童謡にまで採り入れられ、遊戯にまで行はれるに至つたのであつた。

二七 鯛來い來い 前と後とになつて立ち並び、手先を引きあつて高く擧げ、いわし來い來い

ままくはしよ

まんまがいやなら

ととくはしよ

といひ囃し、子供だちが手と手を翳してゐる脇の下を潛りぬけようとするとき、右の手で潛りぬけようとする子供の尻を散散に打つのである。(天神様の細道と遊法同じ) 恐らく箱根の關の遊戯化し童謡化せる以後に於いて案出せらるるに至つたのであらう。

この遊戯の形體をもつてする遊戯に、おほわた來い來いまま食はしよといふのがあつた。

おほわた來い來い

豆くはしよ

豆がいやなら

ととくはしよ

おほわたは綿の白さに似た長毛が尻に一本生えてゐる、蛾の一種である。此の童謡は鯛來い來いの以後に鯛來い來いに模倣して作られ、遊戯の主體まで同化せらるるに至つたのであらう。

二八 鬼のおない留守の洗濯 男女多勢の者が入り混ざり、互ひに著物の袂を両手に持つて、著物の洗濯に真似る。

鬼の留守に洗濯しよ

と異口同音に囁すと

そんなら糊を賣らう——

と鬼になつた者がいふと、

それぢやおくれ、

と受けとる心で、著物の裾を端折つて鬼の前に出すと、鬼がそれを拂ふ。もし拂はれると拂はれたものの負けとなり、鬼に替つて鬼になるのである。

これを稱して鬼のゐない留守の洗濯といふ。

『嬉遊笑覽』に、

各兒著る物の裾を兩手にもちて、洗ふまねびをなして、鬼どの留守に洗濯しよ、といひつつ居れば、鬼になりたるもの、糊を賣らんといふ時、著ものつまをかかけたるに、うくる鬼ひろひ手して、力を入れ、そのつきもちたるを打ち拂ふ、拂ひ落されたるは鬼にかはりてなるなり。

とあれば、文化・文政頃には一般世童によつて遊事せられつつあつたのであらう、世諺に鬼のゐない留守の洗濯といふのがあつたが、これは主人の外出せる後などに傭人などがサボル事をいふ。恐らくかうした諺が兒童の遊戯の中に採り入れられ、さうした怠慢なる風を不知不識の中に戒むるに至つたのであらう。



金ちやござらん碁石でござる

【守貞漫稿】所載 大阪遠國

二九

大阪遠國

大阪遠國といふ遊戯は「わしは遠國越後の者で、親が邪見で七ツの年に、賣られて來ました」

といふ童謡にもとづいて元禄末年に案出され、その後兒女の生活圏内にあつて明治初年まで存続してゐたとす。

おんごくなははははははや

おんごくなさよいよい

船は出てゆく帆かけて走る

茶屋の娘は出てまアねく

さちアヤのむすめーはでーてまアねく

ありやりやこりやさアさよいさいさい

おんごくなははははははや

おんごくなさよいよい塞の河原で

碁石をひろて砂磨てあこやいあつて

阿古屋姉さんかねかと思つて

是がかねなら帯買アをとさ

こーれがかねならおおびかアをと

ありやりやこりやりやさアさアよいやよいやさ

と唄ふ。この遊事にさいして、數十人の兒女が幼ないものを先きとし、年長の者ほど後となり、宛も雁行の如く堅に連なり、各々自分の前に連なるものの帯の結び目をもつてつながりならぶのである。

三〇 籠廻し 籠廻しは運動遊戯の一種で、ギリシヤに於て創案され、その後ほとんど全国に普及されるに至つたが、就中ドイツの兒童は直徑三尺五・六寸の大籠を廻し、一人がそのまはる籠の中をくぐりぬけるといふ一種かはつた籠廻しが行はれてゐた。日本の籠廻しは文政初年桶籠のはづれたのを廻し初めたのが籠廻しの起原であつた。

「嬉遊笑覽」兒戯の部に、

籠廻し、近頃江戸及江戸の近在の小兒、樽のたがを竹の枝などY字形したるにて、地上を押まらばし、歩行の戲あり、

たが廻したがたがまはし初めけむ

とあれば、化政度の頃初めて創案せらるるに至つたのであつた。當時は僅かに樽の竹籠と限られてゐたのであつたが、しかしはるか後代の明治三・四十年頃に至つて、樽籠は太い鐵輪となり、竹籠時代に用ひられたサン又

は、T字形の鑄鐵作りとなつて面目を一新するに至つたのであつたが、明治以降遊戯的生命を失ひその後廢滅してしまつた。

三一 焼き繪 焼き繪は炭火の上に生じる白灰をとり蒐め、硯の中に入れてよく墨を磨つて交ぜ、繪あるひは文字を畫いてよく乾燥し、紙捻り乃至線香なぞにて、その文字なり繪なりの端に火を點じると、火は墨書の線を傳つて鮮やかに焼きぬけるのである。

この遊戯は享和の頃、京都の人木本才壯なる人によつて創案せらるるに至つたのであつた。その奇巧なるころみは極彩色の畫にもまさるものがあつたので、世人の迎合にあたひするに至つた。

燒繪信實朝臣の「今物語」に、

燒繪といへるものは、雅なるものにもあれど、いづれのころにやはじまりけん。そのゆゑよしもしらねど、ひさしく世に絶えけるを、今またおのがしわざもて、ここかしこなる其の家に、つたへある繪の形にならひて、鳴のはねがきかきおこしぬ。其いにしへ行はれけるといふも、今物語といへるふみに、やむことなき人のもとに、いま參の侍出來にけり。やきゑをめでたくするよし聞えければ、別によびて、檀紙に燒畫をせさせけるに、何をかやき侍るべきと有りければ、水に鷺をやけといはれけるに、うちうなづきて、

水にはをしをいかがやくべき

とくちすさみけるを、あるじききとがめて、同じくは一首になせといはれければ、かいかしこまりて、

波のうへ岩より火をばいだすとも

といへりければ、ひとびと皆ほめにけりとなむ。この頃ははら世に行はれぬるときといはんか。後にも慶長のころまでは畫もし用ひもしけれど、世くだるに及で、今は是がわざを思ふ人あらずなりて、やや失ひつ。おのれもとより筆とる事はかしこくもあらねど、いまこのやき繪をおこしけるわざは、いにしへをしたひ、絶たるをおこしけるのみにしあれば、繪のよからぬ事は、みる人ゆるしたまへかし。

享和二のとし五月 かくいふ木本才壯

とある。享和の年號は徳川十一代將軍家齊の治世であつて、いはゆる文化・文政の江戸文明の爛熟期、大御所様の盛時時代であつたから、かうした雅懐あるすさびも大いに世人の迎合にあたひするに至つたのであらう。

しかしかうした焼繪は日本にのみ獨專せられたる遊事ではなく支那には古くより行はれてゐた。「曠園雜記」に、武帖安寧州人、能以火畫竹、絶精巧不可多得。又「述異記」には、永寧州通大道處、有上岡岡側一少茅庵、庵中一道人以寶馬鞭竹快爲業、傍置一爐、取炭煇鞭快即成人物山水花鳥、較倭銀更細所獲錢即修路架橋云云とあるは、同じく焼繪のことである。思ふに竹快とあるは竹筋のことであらう。この竹筋をもつて人物花鳥の形を作りこれを焼いたほか、紅毛の銀錢の繪様までを焼繪の畫材としたといふのであらう。

三二 てるてる法師 てるてる法師は紙偶人ともいひ、唐土にては掃晴蟻といはれた。久しき雨の打ち續ける折りなどに、此紙偶人を作り、軒先などにつるし、雨の晴るるよう希願し、晴れたら眼睛を點じてやるといふ。

てるてる法師月に眼が開き

と不角が點の句にある如く、こは希願の果されたるが故に、筆墨にて眼睛が點じられたのであらう。又、

「蜻蛉日記」に、

今日かかる雨にもさはらでをなじなる人もへまうでつ、さはる事もなきに、とおもひ出たれば或もの女神にはきぬ縫ひてたてまつることよかなれ、さしたまへとよりきてささめけば、いで心みんとて、縁のひいな衣みつぬひたり、したがひどもにかうぞ書きたりける、いかなる心ばへにかありけん神ぞしるしてんかし、しるたへの衣は神にゆづりてん

へだてぬ中にかへしなすべし

とある。この日記の筆者は兼家公の妻女にして、母公の寵衰へたるをなげき、その愛寵をとり戻さんとしてひいな衣を作り、ひない神に奉れるにして、後世粟島の御神にくくり猿・浮世袋などをぬひ奉つたのは、いづれもかかる悲願にもとづくのであつた。さればこは同じ雨降りの日に神にささぐる白衣であつても、てるてる法師とはその使命を異にするものである。餘事はおいてもとかうしたはむれは支那より移つて日本の習俗となるに至つたのであつた。「帝京景物略」に、雨久以白紙一作婦人首剪紅綠紙衣之以苦帚雷縛小帚令携之竿懸簷際一曰。とあればもつて證となしうるであらう。

三三 打瓦 瓦の缺あるひは盾平な小石乃至は介殺等をひろひ、身體を斜めにして水面に向ひ石を斜横に投げ

ると、あだかも飛魚のその如く二段・三段と鮮やかに水をきつて飛ぶ。この戯遊をなすに際してちやうまやろかといふ。ちやうまは恐らく打瓦より出た稱呼なのであらう。しかし、

『物類稱呼』に、

相模、常陸、陸奥等にちやうまといふは、瓦石を以て水上を打てば、宛も胡蝶の水をかすむる形に似たるより蝶蛾といふ。

とあるが、それは詭辯で『竹庵外集』六十四に、宋世寒食有_二抛堵之戲_一、兒童飛_二瓦石_一之戲、如_二今之打瓦_一也と宋戯と對比して打瓦といつてゐる。この説の方が『物類稱呼』の蝶蛾説より正しいやうに考へられる。方今でも水塊の地や避暑などに出かけた折り、海岸の貝殻を拾つて氣紛れからこの打瓦をやつてゐるのは決して子供ばかりではないやうだ。

三四 なめかた なめかたは意錢より案出せられたる博戯の一種である。青錢（二重錢）裏面に波形のある錢を指にて廻し、回轉してゐるうちに掌でふせて波か形かと訊く。形とは錢の表で寛永通寶とある通字の面をいひ、波は前述せる如く錢裏のことである。かくして波か形かをいひあてた者を勝ちとするのであつた。『嬉遊笑覽』に、「博に錢もてなめかたとてする事あり。」とあるからはるか前代より遊事されてゐたのであらう。

『帝京景物略』に、

三月是月小兒以_二錢泥_一、爽穿而乾_レ之、則錢_レ泥、片片錢狀、字幕備具、曰泥錢、畫爲方城兒、置_二泥錢城中_一、

日卵兒、拈_二泥錢_一遠擲_レ之曰_レ擲出_レ城則負、中則勝不_レ中而指_レ相及亦勝、指不_レ及、而猶城中則擲者爲_レ卵、其負也、以泥錢云云。

とあれば、日本に於けるなめかたとは全然相違してゐるが、この文例に徴する如く支那にも亦類似の博戯が存在してゐたのであつた。

三五 げえ 竹がへしの起原は詳かではないが、谷川士清氏の『和訓栞』に、「つくよといふは、小兒の竹にてつきといふことをするに、手の甲のうへにて竹のうらおもてになることあるに譬ふるなり。これをげへといふ竹は六本なり。」とあれば少なくとも化政期には兒童の遊戯園内に存在してゐたのであらう。

竹返しに用ひる竹筥は、竹を六・七寸に切り、幅三・四分にそぎて六本作る。皮つきの方を表といひ、裏肉の方を裏とする。表三本・裏三本を手の胛に乗せて、右にきり返し、表三本が裏三本になり、裏三本が表三本にきり返されてゐれば勝ちとなるのであつて、内一本でもこの約束に狂ひがあると負けとなるのである。

谷川士清氏が竹返しのきり返しにげへといふ言葉のあることをみとめてゐるが、『嬉遊笑覽』に「竹返しするに、手の胛に載せたる竹を裏返さんとする時、突くやうにするより、げへといひしならん」とあれば、竹返しをげえとも稱したのであらう。筆者なども少年の頃しばしばこの竹返しをやつた記憶がある。贅澤なものになると表を黒漆にて塗り、裏を赤漆にて塗り上げたものなどがあつた。

三六 わんがら めつきは柿の如き堅材を尺か尺五寸位にきり、先を鋭く尖らかして大地に打ちこみ、倒しあふ戯れであつて、玄惠法印の『遊學往來』に、無木とあるのがこれで、メをムとなまつて、後世メキといはれたといふ説もあるが確證がないので、果してこれがめきであるかどうかは疑問とせざるをえない。しかし『和漢三才圖會』に、以木壤爲前廣後銳、長一尺四寸、闊三寸云將戲先側一壤於地造於三四十步以手世壤摘之中者爲上。とあれば、元祿前後には行はれてゐたのであらう。このメキは擊壤ともいはるる遊戯で、俗にけた打ちとももぎとも稱つた。これと遊法の相似したこまようろといふ遊戯が津輕あたりの在郷で行はれた。大釘をもつて打ち場所より二十間ほどを隔てた大地に一線を劃し、まづ最初に地上に打立た釘を次の者が覘ひ、打ち飛ばして劃線の外へ出づれば、その釘をとるのであつて、こは『因樹屋書影』に、金陵童子有琢釘戲一畫地爲界琢釘、其中先以少釘琢地名曰簽、所在爲主出界者負彼此不中者負、中而觸所生簽亦負。とある。この琢釘の戲と同一であらう。しかしねんがらはこれ等の琢釘戲と些か遊法を異にすることは前述せる通りであつて、木を削り尖をとがらして大地に打ち込み互ひに倒し合ふのであつた。『長崎歳時記』に、

時候を撰ばざる風俗あり、兒子の戯にネンカラと云ことあり、其法一ならず、タテハ、ヤリハ、ツウカラウ、チンカン、クサラカシ等の名目あり、されども兒輩の唱ふる詞にしていまだ其實を詳にせず、又略して木ネン金ネンとも云ふ、木ネン多く柿の木を用ふ。金ネンは多く船釘を用ふ。其法木ネンの如し、但し兒輩二人にても一本づつ持出互にかはるがはる土地に立る。其時それそれ呼び聲あり、其法涉筆しがたし。といへるは江戸に於けるメキの事であつて、木或は釘を地上に打つて倒しあふのである。筆者が少年時代には

かうした遊戯はまだ江戸の邊陲な向島あたりには存在してゐた。しかしメキとはいはずネッキと呼んでゐた。

三七 あぶり出し あぶり出しは、紙に字なり畫なりを描いて乾かし、火にあぶると、文字なり繪畫なりがそのままあらはれ出るところより、あぶり出しの稱呼をえたのであつた。『嬉遊笑覽』に、その名がみえるのによれば、尠なくも文化以降には、兒女の手すさびとして甞ばれつつあつたのであらう。

『物理小識』に、

蔡書白字、白礬水寫字、入三五倍子水中一鹽一滿寫紙一烘以火草一麻子油寫一撒紙一灰或杏仁灰俱可、見又曰白艾研汁入礬灰書一黃竹紙一俱如丹。

とあるのは支那に於けるあぶり出しの消息であるが、普通日本に於て行はれてゐたあぶり出しは、酒を用ひて繪畫を畫き、火にあぶるといふ至極簡易な方法によつてゐたらしい。しかし同書に、寫不上者有法として、薑汁研墨書布絹不漣石工以大蒜粘石市錫者、以薑書錫肥且水磨墨書油紙畫燭。といつてゐる。いま油紙などに繪を畫くには鐵葉を墨のかはりとするといはれてゐる。

三八 水繪 水に文字や畫を描くことは古來より物のなり難きにたとへられてゐた。

ゆく水に數かくよりもはかなきは

思はぬ人を思ふなりけり

と戀を夢み詠つてゐる歌人もあるやうに、水に文字を描いたり畫を描いた記録はかつてなかつたのであるが、文化丁丑(十四年)の二月、大阪の仙鶴堂一雄といふ粹人が、沙石の法を案出して、その夢みを慰めてくれるやうになつた。その秘訣によると、小溝の中でも水盤の中でもつれづれの興を樂しめるので、この風雅なぐさみは當時間もなく風流人士の間に酒間の興として盛んにもはやされたといふ。

それにはまづ地砂といふものを作る。砂は全然土氣のないものを選び、川砂を用ひる。此の砂をよく川水にてよなげ、日に乾してのち芥子粒のごとく粒をそろへてふるひわけ、この砂百匁と白蠟五匁五分とを掻き交ぜ鐵鍋に入れ、火にかけてよく攪拌て後徐徐に冷しておくと、あだかも乾菓子^{のやうにかたまる}。これをよくつき砕いてふるひ粒をそろへ、この粉を竹筒の中に入れる。筒底は錐もみして小さく穴をあけ、縁を靜に指にて叩き砂を出しつづ山水人物花鳥その外何によらず自己の好みに従つて水の土に下畫として描き、さらに地砂を藥研にておろし、細末にした絹越しにかけ水に漬けてうは粉をとり去り、乾しあげて色を染める。砂色附は、青色^{岩綠色又}を川水につけ三日ほどして水をかへ、水乾しの後ふるひにかけ、十匁に砂糖二匁、白蠟四匁を混ぜ、黄色^{山梔子をよく煎じ、か}合せ火にかけてつくる。すべて淡色の漿やかになるを好むものは備後砂を用ひるとよいといふ。黄色^{すを去り砂粉をそめ陰}乾とし又雌黃石黄なぞにて染めてもよく、配合は十匁に白蠟五匁、赤色^{砂糖一匁白蠟六分を配合し、地砂の如く染める。朱にかへ}分を加へて、地砂のときのごとくそめ陰乾となすのである。赤色^{砂糖一匁白蠟六分を配合し、地砂の如く染める。朱にかへ}て丹辨柄、辰砂を用ひるもその。金銀砂子^{砂子又は粉泥を置くには藥品を用ひずそのまゝ用ひる。此}分量と製法は全く同一である。外染色種あれど、かず煩はしければ三種にとどめる。以上の色をもつて、さきに描ける山水花鳥を色とりどりに著彩するのであつて、水盤は白色の無地ほどよく模様や染色のあるものは却つて配合がわるいからすべて白色無地のものがよい。但し色附の場合は下繪の時と同じく、竹筒の底より靜かに色砂を出して、部分部分を著彩するのである。この外水止めといふ秘法がある。つまり折角描いた果物も水が動

くと折角の姿態がくづれるから、この水の動きを止めるには、焼明礬六匁、白ささげ四匁を細末とし、水畫を描く前よく水中に入れて溶解する。水一升に對して二つまみほどを入れるれば米粒大までは確かに浮くといふ。

三九 鳥指 鳥さしといつても小鳥を鶴竿で刺してとる鳥刺しとは異ふ。この鳥さしといふ遊戯は文化・文政時代のいはゆる通人が、酒間の席などで行つた遊戯で、骨牌の札に、殿さま・用人または鳥さし三枚のほか鶴・雁・鴨・雉子などと鳥盡しの繪札を席上の人數にあはせ、裏向にしてよく札を切交せて、一座の人人に順順に配り、殿様の札に當つた者は殿の札を出して、用人と呼ばば、用人の札を持つた者が自分の前へ札を出して、

「はい何御用でござりまする」

と訊く、殿は差雨として、

「ほかの用でもないが、けふは鳥をとらして遊ばうと思ふほどに、鳥さしを呼べ」

といはれ、用人いいとして、

「鳥さし、殿のお示ちや、早う此處へまゐれ」

といふ。鳥刺し聲の下より、

「ははッ！」

と答へて札を向うへ出す。用人鳥刺しに向ひ、

「殿は鶴がさいてほしいとの仰せ、さつそく刺いて御覽にそなへられい」

といはれ、鳥さしの役にあたつた者、席中の誰か、これと思つた者を刺す(刺すとは、これと思ひたる人を鶴・

雁・雉子と指差すをいふ。かくて刺し違へたる時は罰酒一盃を飲まされ、次に又これを繰り返していひ當てざる時は、さらに罰盃を命じられ、三度罰盃をうけても尙ほいひあてざる時は、改めて札を切りかへて配りなほすのであつた。

四〇 宇治は茶所 幕府に不慮のことがあつて鳴物停止の折りなどに行はれた室内遊戯に宇治は茶所といふ遊戯があつた。

この遊法は、座敷内に集まつた人数に應じて、椀の蓋もしくは小皿の中などへ、酒・茶・菓子・果物・煙草など座中にあるものを一枚一枚札書とし、中に一枚無印の札を加へる。この無印の札にあつた者は、自分の思ひ通り勝手なあそびを皆に強ひうる特権があるのである。

さて札を前に伏せて、三枚に合せながら、

宇治ド茶所

茶は妻(縁か)所

娘やりたアヤ

掣ほしヤ

などと謡ひながら、座中車座となつて、銘銘前に廻つて來た器をあける。酒の字に當つたものは酒を飲み、煙草に當りし者は煙草をのみ、菓子に當つたものは菓子を食ふ。かうして上戸に甘味の菓子があつたり、下戸に

酒があたつたり、煙草ぎらひに煙草があたつたりして、ことのほかなる滑稽な場面が展開される。かくて一回終つて再びこれを繰り返すのである。

文化・文政時代には芝居ものの間などで盛んに行はれた遊戯だつた。

四一 闘牛 鎌倉時代に北條高時によつて行はれた闘犬より一層殊猛な闘牛がはるか後代に行はれた。闘牛とは牛と牛とをあひ闘はしむる殘虐なる遊事であつて、古代のスペインに於いては盛んに行はれ、支那の古代にも盛んに行はれたが、その遺風はまづ日本の西域薩摩に傳はつた。

「西遊記」續編三に、

薩摩の鹿野谷といふ所には、牛合といふ遊びがあり、上方の難合せのごとし、牛を雙方より出して、戦はしめて見物することなり、甚だ猛勢なるものなり、よくつきあふものとぞ、もし退ぞかすして難戦に及ぶ時は、竹箒をその中に入れば、忽ち左右へわかれ離る。外のものにて分たんとすれば、いよいよ勢ひづき多く鹿つき死すものあり、かく猛勢なるものといへども、唯眼を用心すること甚し、箒のやはらかなるが、眼のあたりをさへぎれば、力業にあらそひがたく引退ぞくとぞ、之も上方には珍らしき遊なり。

と、あるほか、瀬澤馬琴の『南總八大傳』七の「仇を謬て奈四郎頭顱を喪ふ。客を留めて次園太闘牛を誇るの條」の次園太の物語りによると、越後古志郡なる二十箇村は東山邊の總名にて、實は二十六村、屬村を加へて五十箇村に及んだといふ。この内の荒屋・逃入・蔵木の三箇村では、合保の鎮守の神を十二大権現と稱へて、各各そ

の村落に於ける神社の祭禮を例年三月・四月の候に行つた。もつとも宿雪の消えはつる遅速によつてこれと定まつた日や定つた所はなかつたが、大抵寅の日か申の日にあたる日を吉日とさだめ、里人の間に鬪牛が興行された。これをこの地方の俚諺に牛の角突と呼びなしてゐた。これが始原は定かではないが、今に至るまで斷絶せずと、馬琴によつていはるのをみると文化頃までは、古來より引きつづいて行事されてゐたのであらう。

當日、鬪牛開張の時刻となると、各村の村人は各々此處彼處に繋いで置いた牛を牽き出して、かはるがはるに勝負を競はしめる。そのていたらくはあだかも相撲の土俵入り、挽組に異ふところなく行事さるるのであつた。東某村の甲兵衛、西某村の乙兵衛と呼出し奴が呼び、看官にこれを知らしむるや、初めは形體の猛ましからず、膂力の強よからざる牛を鬪はしめ、次は大ならずといつて小ならず、強からず弱からざる相撲の前頭格の牛を鬪はしめ、最後に大關・小結格の大牛、いと強大なるものを選んで争鬪せしめるのであつて、あだかも相撲勝負の如くであつた。

呼び出しによつて呼び出された東西の牛主は各一頭の牛を牽き出し、牛と牛とを相距らしむること、その間若干丈、頃合をはかつて力士等牛鬪を解き放せば、二頭の牛は一齊に奔り、角を合はして突合ふもあるかと思へば、あるひは捻ぢ合ふもある。中には左右なく寄り合はずして、互に隙を覘ひ相繞ること數回にして、ぢりぢり寄り合つたとみるや、突として角を騰て推しあひ捻ぢ合ふもある。また牛鬪を解くやそのまま一隻の角をもつてあだかも田を鋤き圃を打つごとく大地を敷間ほり進んで、角を合はず牛もあれば敵を凝視し忸怩として俄然逃げ出すものもあるが、大抵は牛鬪を解くと同時にそのまま押進んで角鬪する例が多く、膂力の劣つた牛は徐徐に押

戻され、衝かへされ、やがて眼中血ばしり、朱を注ぎたるもの如く、全身よりは汗を流し、四箇の角を鬪はする音は憂憂として響く、その拵角の勢ひは眞に驚怖にあたひするものがある。取分手段のある強牛は角を組んでは離れ、離れては突く、その勢ひ迅風の如く、もし外れて突き外せば忽ち額を劈かれんと、他のみる目も危ふく思ふものから、よく鍛錬して愼つことがなかつた。就中大牛の膂力大衆にも比敵するほどのものは、角をもつて相手の牛を捻ぢ倒し、餘勢を借りて倒れたる牛を突き殺さんとするので、力士等は竹箒をもつて牛を押隔て、勝ち誇りたる牛を止むるのであるが、もし止めざる時は負牛は腹を突かれて即座に斃死させらるるのであつた。こは北國中無比の名物、宇内の奇觀なり。と治團太がもの語れる如くこの治團太の物語りは事實談であつた。とすれば、こは王朝時代に生牛の角を斬つて角合にいそしんだ北面の武士だちの荒遊より遙かに増つた殘虐行爲だつた。かかる荒遊も文化の普及せざる時代にあつては、一大奇觀として見物に價ひしたかはしれぬが、あまねく文化の普及された時代に至りつひに根絶した。

四二 鬪牛へ 鬪かへは祭事にともなふ遊事であつた。宰府天満宮の別當は天原山東安樂寺聖廟院といひ、龜戸村にあるところより龜戸の天満宮といはれた。境内には末社がある。本社より右の方御嶽の社は、座首法性坊尊意僧正が、菅公の師であつたので同じ庭内に祀つたのださうである。これぞ有名な卵の神様のいはれであつて、正月の初卯・二の卯、鬪のある時は三の卯まであつて、頗る雜鬧を極め、當日は開運のお守りのほか火防せのお守りも出す習慣であつた。

本社の方は節分の古風な追儼式のほか鶯替といふ神事が行はれた。鶯替へは宇曾替へともいはれ、由来筑前大宰府の御神事であつたが、文政三年龜戸村に勧請されて以来、此處の本社にては毎年一月七日酉の刻（方今の六時より七時）に、参詣の男女が境内の茶店で鶯を買ひ求め、互に袖の中にかくして、

鶯かへよう、鶯かへよう。

といひあつて、袖口からこそそと出しあひ、とりかへあふのであつた。その中に社司から別に金色の鶯を一つ出すのが例となつてゐた。この金色の鶯をかへ當てた人は、その年中うけにはひり、大當りをするといはれてゐた。

『梅の家主』の記に、

筑前の大宰府、天満宮御やしらは、毎年正月うそがへといふことあり、四方の里人木のえだ其ほかのものをもて、うそ鳥のかたちをつくり持來り、神前において互にとりかへて、其年の吉凶をまねくことになん。是々今までのあしきをもうそになり、吉に鳥かへんこのころには、うそかへといふ。元より此御かみの話によりて始めり直き心をもてすれば、誠のみちに叶べし、ここに龜戸東南府はつくしのうつしなれば、文政三年此ことを始て、毎年正月廿四日、五日うそ鳥の形をつくり、境内に於てうらしむれば、信心の人人は買ひ求めて神前にある鳥とかへなば、かけまくもかしこき神の御心にもかなひ開運出世幸福をうべきになん。

筑紫にては正月七日なれど、龜戸にては正月廿四、五日と定む。

とある如く、多少そのいふところを異にしてゐるが、最初は梅廼家主人の記るせる如く社前に置いてある鶯と



鶯と瀨玉(豊後神の所産)

喜多川守貞著、守貞漫稿所載

庭内の茶店で買ひ求めた鶯と交換したのが、後筆者のいへる如く改まつたのであらう。鶯には大小いく通りもあるが、腹部と首部に朱の斑點があり、口や眼のところは僅かに白いところがある。

方今ではこの江戸の名物の鶯替へもすたれて全然行はれなくなつてしまつた。因みにいふ同社の名物繭玉は土丸を用ひ、そのほかに厚紙を胡粉・丹・綠青等にて彩り染め、花柳界の名やそのまゆ玉を賣る神社の名札、あるひは役者衆の紋所などを染め抜いて柳の小枝に結ぶ。その外千兩箱・當り矢・お福ほかに江戸の岡場所の名を書いた小丹冊もつるされてる。

これを縁起物と稱ひ參詣の歸途買ひもとめ、袴などにさして持ち歸り縁起棚に飾つける。この縁起棚なるものは、茶屋・料理屋もしくは船宿・藝者衆・役者衆・遊び人などの間に限られたもので、常の神棚とはいたく趣きを異にしたものである。普通の神棚は鴨居上に吊るに定つてゐるが、縁起棚は鴨居下の上半分をつかひ、下半分を袋戸棚に造るのであつて、この上戸棚に縁起の神夷子・大黒その他の神が安置され、さらに御酒を捧げたり、花瓶に袴などを立てて飾つたほかしめ繩が張られる。

繭玉もしくは熊手のごときはこの縁起棚を賑はす爲めの縁起棚の前の天井下に吊り飾らるるのであつて、鶯の如きも交換されたのち持ちかへつて、その縁起棚に安置するのだつた。

四三 手拭合せ 手拭合せは一種の趣向くらべて、王朝時代に高貴の人人によつて行はれた繪合せや花合せとは些さかその趣きを異にするが、趣向をこらし合ふ點においては些かのかはりもなかつた。元來テヌグヒ(手拭)

といふ名稱は近代に於いて俗語化したもので、往古は手拭といふ名稱は用ひなかつた。「延喜式」に、設打掃布一條、納_二楊宮_一。とある打掃は手巾のことである。然らば手巾が何故手拭であるかといふに、「和名類聚抄」には、澡浴具、手巾、和名太乃古比。と綴られてゐるからタノグヒと訓すべきで、後世テヌグヒといひなまつたのであつた。手巾は戰國時代にあつてはひとり澡浴具もしくは汗拭としてのみ用ひられたのではなく、合戦の折りなど甲がはりとしても用ひられた。「甲陽軍鑑」に、永祿三年三月中旬、景虎(上杉)小田原へ押込、蓮池まで亂入、心もしらぬ關東侍大將に少しも氣遣なく、甲を脱、白布手巾を以て、桂包といふ物に頭を包み、朱さいはいを取て、諸手へ乗り云云。とあれば前説をいなみえぬ事と思ふ。ここにある桂包は猿樂狂言の折、女形がゆばうしを冠れると大同小異で、その頃桂女は手巾をもつて頭に冠る風習だつたので、長尾景虎がたまたま小田原侵入に際し、甲を脱いで坊主頭に手巾を以て頭包みしたのを桂女の桂包にたとへたのであつた。

當時手巾は白布と限られてゐた。これが意匠風の染色をほどこすやうになつたのは徳川氏の中世以降で、初期時代は寸尺の如きも後代の如く短尺のものではなかつた。

「紅梅手巾」に、

前句 をどりに出さぬうら盆の

附句 花ぞめの五尺の布や惜むらん

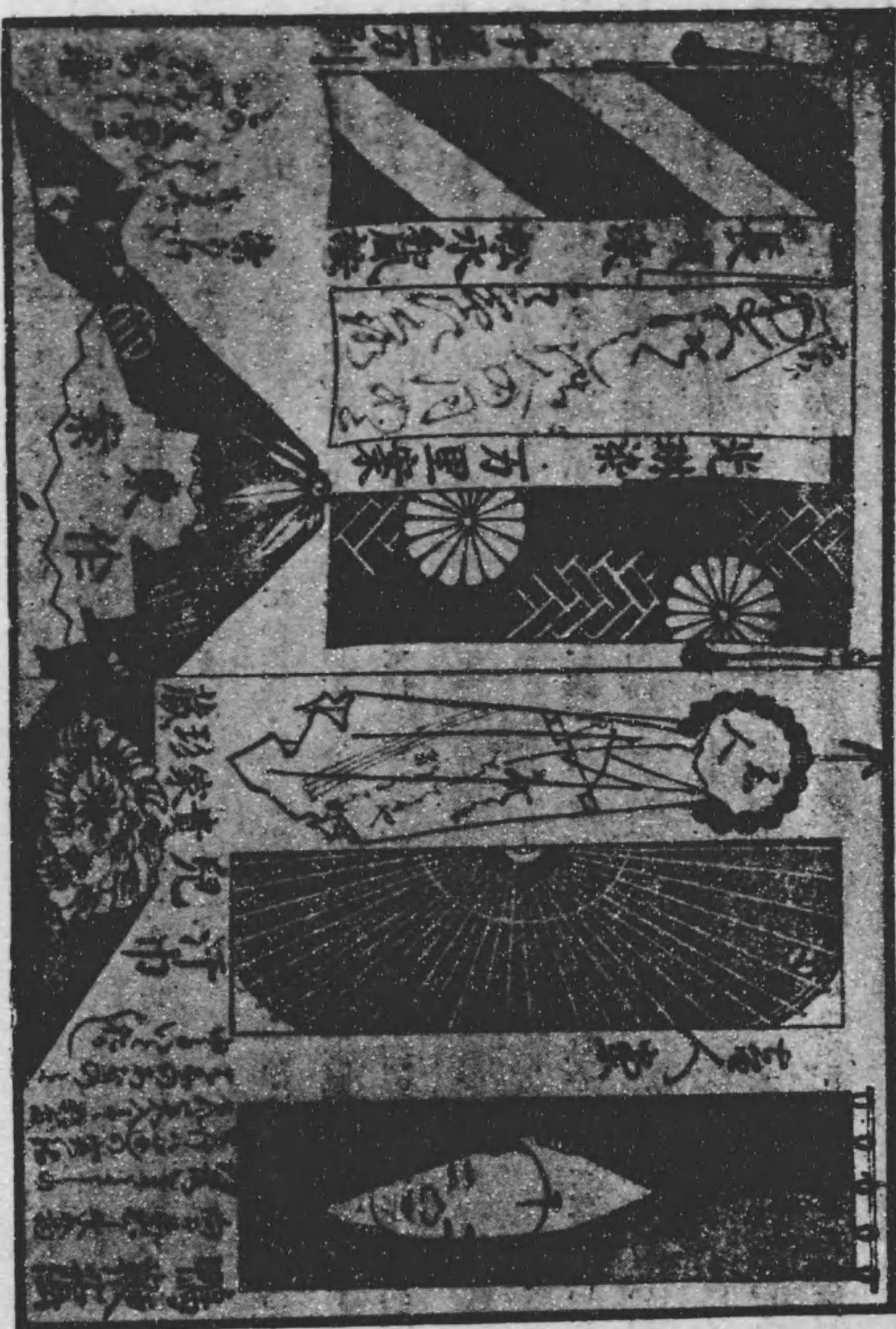
と、附合の句にもなされてゐるのを見ると、五尺手拭を以て姉様冠りにしたのであらう。なほ元祿年間の書「松の葉」といふ小唄の神子に、「五尺手拭中染めて、おれにくりよより宿におけ」と、小唄の取材となつてゐるの

をみると、元禄時代にも五尺手拭が用ひられたのを否みえないが、三絃の書「大幣」の端唄の部に、「くれなるの三尺手拭かたみにせよとておいてゆく」とあれば、三尺手拭も用ひられまれには四尺手拭も用ひられてゐた。「俳諧懐子」に「汗を入るや茶屋の腰かけ憂旅を、四尺手拭手に持ちて」とあれば、五尺手拭あり、四尺手拭あり、三尺手拭ありで、手拭には定尺といふ寸法はなかつたのだ。従つて當時の手拭は往時の白手拭にかはつて澁染めの手拭が用ひられた。

『昔昔物語』に、

昔は往還をする侍衆の上下を著し、或は袴ばかり著て、歩行も大かた股立取つてありく、馬上の人も股立取つて馬に乗り、柿の三尺手拭にて鉢巻して往還するものあり、今は此の體にて歩りく人なし。

とあれば、いまだ意匠風の染手拭は行はれず、柿澁染めの澁手拭であつたればこそ「大幣」の端唄に、くれなるの三尺手拭と唄はれたのであつた。しかし享保初年にはかかるはえざる習俗は早くも廢れて、漸次三尺手拭に一定し、手拭の意匠染色もまた従つて趣向が凝らさるるやうになつた。文化・文政の江戸爛熟時代いはゆる大御所様の盛時代となつて、粹者の中には年頭回禮に際し、年玉手拭を斬進なる意匠風に染めて知己縁類に配る者を生じ、漸次この風習をてらつて奇抜な意匠を工風するものが輩出しはては一つの流行とさへなるに至つた。その頃狂歌師梅屋鶴壽といふものによつて組織されたいはゆる芝居見物連中のうちに、手拭の趣向を凝らして連中に配るものがあつたので、奇をてらふが江戸兒の持前、互にこれを真似て各各新趣向を凝らしあつてゐるうち、頭だつたものの發企によつて、互に年頭回禮の旗を廢し、新玉の春、ある一定の席亭をかりてここに集ひ、互に



意匠に苦心した手拭の交換會を組織することとなつた。宛も千社札交換會のその如くかうした試みが流行するに至り、これが漸時發展して手拭合せといふ一種の趣向くらべが行はる事となつた。といつても王朝時代に行はれた繪合せや花合せの如く幽雅なものではなかつたが、その染色の研美なると意匠の圖案化によつて優劣を争ひ、勝負をきまふのころみは後世手拭の圖案化に裨益すること莫大であつた。就中天明四年六月に行はれた山東京傳の妹黒どひ主催の手拭合せは、手拭合せ中の優なるものであつた。

この席に會するほどの粹人は何れも、當代名うての俳優・藝妓・娼妓・文人・畫人・俳人・封間等のあつまりで頗る盛大であつた。後日この日のたなぐひ合せに各兒が持ち寄つた意匠を、畫工北尾政演・筆工松月すいかによつて、白鳳堂から上梓するにさいし、黒どひに代つてはしがきを書いた松葉屋の遊女歌經の序文を参考の爲め次に掲記しよう。

「たなくひあはせ」序

花雨なくうくひすは、染色に其音たかく、水にすむ蛙すら、はらに阿屋敷文を見ず猶こそ生としいきるうち
の物すきをせざらんや、爰に唐大和はたなくひの品品合さん事を志き、婦女にもよふせよと、れいの人人そ
そのかし侍れば、斜壽がいなむに、不忍の池の邊なる、なにがしの院に都登飛侍事とはなりけらし、しか
はあれども、をのをもたらし來るたなくひ、染色にわかちありて、むらさきの朱をうばひ、灯のものと黄
の色白きをあざむくのつみは、人にゆづりてしらす、只京傳妹黒とひ爾かはりて記すになむ、松葉館遊女
歌經書。

とある。このたなぐひ合せ中に所載さるるものは、催主黒とひ案の「かまくら染め」を初めとして、萬象案「雲公」・京傳案「香蝶公」・杜綾公」・龜十案「よし野」・新玉染」・炮住案「柳屋染」・紫橋案「雲龍染」・仙黒案「几帳汗拭」・共道案「茂林」・田人案「輪館」・五明樓案「皐月染」・戀川すき丁案「雷文」・志谷案「熊野染」・式柳郊按「愛好染」・さくら川杜芳案「かけ清紋」・蟬雅案「函谷染」・萬象亭案「萬象染」・南仙笑仙人案「もくさ島」・式森案「音羽集」・音人案「鴨籠蔭」・萬里案「光琳染」・松永知風案「長唄染」・東作案「千差萬別染」・有政案「日暮染」・養太案「巳巳巳染」・重助案「歡喜多色染」・すいら案「有明染」・一巴案「泰平染」・元教案「かほり染」・三鹿案「法里玉染」・乗十案「秋の野染」・一房案「遠州染」・連巴案「道明染」・豆男案「つくばね染」・錦考案「蹴鞠染」・萬象亭案「白旗染」・千丈案「ぬりこめ染」・友之案「七種染」・鳴瀧音人案「兎の餅搗染」・魯舟案「雁金染」・小藤音妓案「しげき染」・四方赤良案「狂歌染」・芝全交案「はな唄染」・芝蘭交案「いろ文染」・かし唐案「米屋綾」・物我案「しほくみ」・行唐案「信田染」・下若案「八はし染」・宮城野案「手形」・若松萬歳門案「匂袋」・戀川好丁案「明後日染」・白鳳堂案「豪華染」・京傳案「艶氣染」・三阜案「篠塚染」・花藍案「トウライヤ綾」註争、その頃流行す長崎争・水揚染」・八重吉案「石橋染」・小藤音妓案「よしの山」・京傳案「花染綾」・雅卿案「同興染」・惟一案「櫻のかけ衣」・三升案「見増染」・いなぎ女案「田子の浦染」・五明樓案「本あふぎ」・泊夢老人案「掛菱染」・「寶舟」等、以上七十一點、いづれも斬新奇抜な趣向になるもので、たなぐひ合せ中の白眉たるを失はない。のち萬象亭・すき亭・音人・柳郊の技舎、政演・すいか畫で白鳳堂より上梓された。その後いよいよ隆昌をきはめ意匠に巧を盡すもの頗る多く、これが注文を受くるものまた新奇の型紙を作つて配布するに至つた。

その後千代紙のおもちや繪にまで手拭合せを圖様するものすらみうけられるに至つて、つひに手拭の意匠は江戸獨得の誇りとなつた。現今ではさらに寸尺をつめて二尺二寸見當となつた。

四四 千社札 千社札はもと花山院が王位を譲らせ給ひて後ち諸國の靈場に札打ち廻らせ給ひたるに因み、文化の頃天愚孔平といふ奇人が西國三十三所の靈場に札うち廻つた以後、彼の奇を街つて同じく西國三十三所の靈場に札打ち廻つた男があつた。彼は姓を池田名を勝躬といつた。麴町五丁目に住居するに因み、麴町五丁目何某と書くを省いて麴五吉といふ張り札を作り、寺社佛閣に貼り歩いて參詣の目印とした。彼の用ひた千社札は方今のその如く極彩色敷度刷りといつた美しいものではなく、紙片に自筆を以て書いた至極粗惡なものであつた。しかし奇を街ふのは人情のしからしむるところであるから、孔平・五吉のあとをついで此の千社詣りが非常に時花ものとなつた。信心氣のあるなしにかかはらず、これを眞似されば江戸兒の恥といつたような意味あひから、文化から文政・安政・天保と年を経るにつれて千社熱は高まりゆく一方であつた。さうした流行にかられて昔日の如き粗惡な墨書きの千社札は早くも廢れ、追迫に新奇な意匠を凝らし人目を惹くような斬新なものが多くなつた。さてさうなると昔日麴五吉の貼りのこした墨書の千社札は千社札中の奇購品とされ、非常に高價にて購はるるに至つたので、その貼札を剝がして渡世とするものをすら生じるに至つた。茲に掲記した麴五吉の千社札は「麓の花」の筆者、山崎美成氏が比較より坂本へ下る路の傍にあつた小さき社より剝し取つて保存し「麓の花」に所載したものである。圖示のごとくその始めは何れも自筆のもののみであつたのが、年を追ひ日を経るに従

つていつとなく美的傾向にはしるに至り、前述せる如く、斬新なる圖様を凝らす者が輩出するに至り、中にはわざわざ當時知名なる浮世繪師をわづらはし、木版敷度刷になる美人の裸畫の千社札まで貼りまはる恥漢すらあつた。

かくして幾歳月を経るうち、年代を経た千社札が追追珍重さるるに至り、その以前麴五吉の千社札が奇購品視されたる如く、千社詣りにかこづけてこそつて剝しまはる者が出て、かかる惡習はその後益益盛んとなるに至り、弊害百出するに至つたので、お互ひ同好の



所載 者がよりあつまり、この弊風除去の目的から千社札交換會なるものが組織され、お互ひの札と札とを交換して、弊風除去の爲めに努める事となつた。その爲め千社札は層一層意匠が凝らさるる事となつて、今日の如き研美なるものとなつた。

つたのは誠に慶賀すべき事であるが、どの寺院にもどの寺院にも貼り場所がなくなつた千係からとはいへ、他人の名札の上に自分の大札を打つて貼りかくすなどの非常識に至つては沙汰の限りといはねばなるまい。

方今に於いても千社詣りでは一向廢らず、糺筆を杖とし糊入れを腰とし札箱を懐中として、脚絆甲掛・千社札を貼り歩く風習は信心氣のあるとないにかかはらず盛んに行はれつつある。

日本遊戲史終

・日本遊戲史・奥付・

昭和八年六月十一日印刷
昭和八年六月十五日發行
昭和十年八月廿五日再版印刷
昭和十年九月一日再版發行

定價六圓八拾錢

著作者 酒井欣


發行者 坂上眞一郎

發行所 建設社

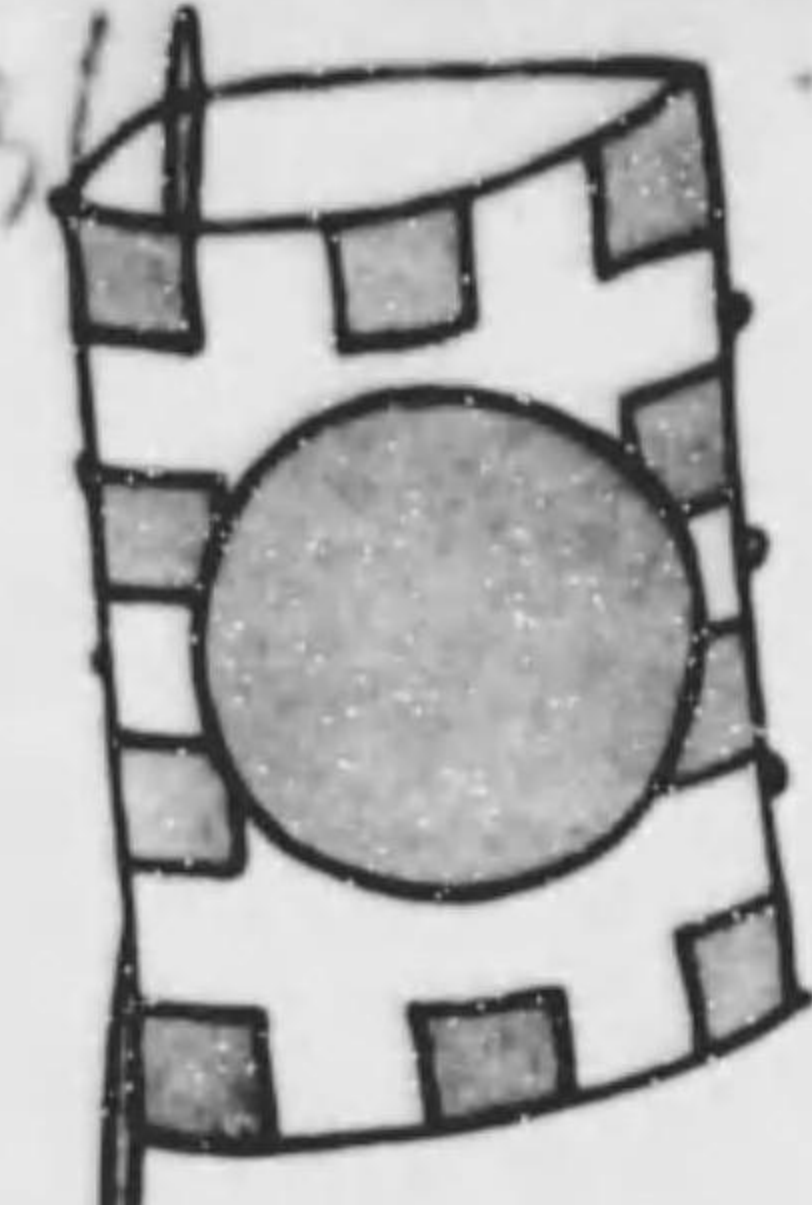
・東京市牛込區編場町八・
・電話牛込五一七九番・
・振替東京一八六九四番・

印刷者 西川善右衛門
東京市神田區小川町二ノ二
印刷所 秀工社
製本所 山田製本所





24 卯-31



「イロハのうたを
あつりあんま
ついでにうた
をうた
大い

おんあ
あはれん



あはれん
あはれん
あはれん
あはれん

健
九平

「ホウアアアア
あはれん
あはれん
あはれん

あはれん
あはれん
あはれん



あはれん
あはれん
あはれん

あはれん
あはれん

健
九平

紅蓮の
あはれん

あはれん
あはれん

